

令和4年12月

犯罪収益移転 危険度調査書

凡 例

法令の略称は、次のとおり用いる。

[略称]	[法令名]
外為法	外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）
携帯電話不正利用防止法	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成 17 年法律第 31 号）
国際テロリスト財産凍結法	国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号）
資金決済法	資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）
銃刀法	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）
出資法	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）
組織的犯罪処罰法	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号）
テロ資金提供処罰法	公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 67 号）
入管法	出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）
入管法施行規則	出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和 56 年法務省令第 54 号）
犯罪収益移転防止法	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）
施行令	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成 20 年政令第 20 号）
規則	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成 20 年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第 1 号）
風営適正化法	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）
暴力団対策法	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）
麻薬特例法	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成 3 年法律第 94 号）
労働者派遣法	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）

はじめに	1
第1 危険度調査の方法等	5
1 FATF ガイダンス	5
2 本危険度調査	5
第2 我が国の環境	7
1 地理的環境	7
2 社会的環境	7
3 経済的環境	7
4 犯罪情勢等	8
第3 マネー・ローンダリング事犯等の分析	12
1 主体	12
(1) 暴力団	12
(2) 特殊詐欺の犯行グループ	12
(3) 来日外国人犯罪グループ	13
2 手口	16
(1) 前提犯罪	16
(2) マネー・ローンダリングに悪用された主な取引等	23
3 疑わしい取引の届出	24
第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度	31
1 取引形態と危険度	31
(1) 非対面取引	31
(2) 現金取引	33
(3) 外国との取引	36
2 国・地域と危険度	41
3 顧客の属性と危険度	44
(1) 反社会的勢力（暴力団等）	44
(2) 国際テロリスト（イスラム過激派等）	48
(3) 非居住者	59
(4) 外国の重要な公的地位を有する者	60
(5) 法人（実質的支配者が不透明な法人等）	62
第5 商品・サービスの危険度	68
1 危険性の認められる主な商品・サービス	68
(1) 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス	68
(2) 保険会社等が取り扱う保険	79
(3) 金融商品取引業者等及び商品先物取引業者が取り扱う有価証券の売買の取次ぎ等	83
(4) 信託会社等が取り扱う信託	88
(5) 貸金業者等が取り扱う金銭貸付け	91
(6) 資金移動業者が取り扱う資金移動サービス	94
(7) 暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産	99

(8) 両替業者が取り扱う外貨両替	105
(9) ファイナンスリース事業者が取り扱うファイナンスリース	109
(10) クレジットカード事業者が取り扱うクレジットカード	112
(11) 宅地建物取引業者が取り扱う不動産	115
(12) 宝石・貴金属等取扱事業者が取り扱う宝石・貴金属	118
(13) 郵便物受取サービス業者が取り扱う郵便物受取サービス	122
(14) 電話受付代行業者が取り扱う電話受付代行	125
(15) 電話転送サービス事業者が取り扱う電話転送サービス	127
(16) 法律・会計専門家が取り扱う法律・会計関係サービス	131
第6 危険度の低い取引	140
1 危険度を低下させる要因	140
2 危険度の低い取引の種別	141
今後の取組	143

はじめに

1 経緯

ITの進歩や経済・金融サービスのグローバル化が進む現代社会において、マネー・ローンダリング（Money Laundering：資金洗浄）及びテロ資金供与（以下「マネー・ローンダリング等」という。）に関する情勢は絶えず変化しており、その対策を強力に推進していくためには、各国が協調したグローバルな対応が求められる。

金融活動作業部会（FATF）は、平成24年（2012年）2月に改訂した新「40の勧告」（以下「FATF勧告」という。）において、各国に対し、「自国における資金洗浄及びテロ資金供与のリスクを特定、評価」すること等を要請している。

また、平成25年（2013年）6月のロック・アーン・サミットにおいては、所有・支配構造が不透明な法人等がマネー・ローンダリングや租税回避のために利用されている現状を踏まえ、各国が「リスク評価を実施し、自国の資金洗浄・テロ資金供与対策を取り巻くリスクに見合った措置を講じる」こと等が盛り込まれたG8行動計画原則の合意がなされた。

我が国では、FATF勧告及びG8行動計画原則を踏まえ、同月、警察庁のほか、金融庁等の関係省庁により構成される作業チームを設置し、取引における犯罪による収益の移転の危険性の程度（以下「危険度」という。）の評価を行い、平成26年12月、「犯罪による収益の移転の危険性の程度に関する評価書」（以下「評価書」という。）を公表した。

その後、平成26年の犯罪収益移転防止法の改正により新設された犯罪収益移転防止法第3条第3項^{*1}の規定に基づき、評価書の内容も踏まえた上で、国家公安委員会が、特定事業者^{*2}等が行う取引の種別ごとに、危険度等を記載した犯罪収益移転危険度調査書（以下「調査書」という。）を毎年作成、公表している^{*3}。

2 目的

FATF勧告（勧告1）は、各国に対し、「自国における資金洗浄及びテロ資金供与のリスクを特定及び評価すること」を要請するとともに、同勧告の解釈ノートにおいて、事業者に対し、「自らが取り扱う商品・サービス等の資金洗浄及びテロ資金供与のリスクを特定、評価するための適切な手段をとること」として、事業者自らがリスクベース・アプローチによるマネー・ローンダリング等対策を実施することを要請している。リスクベース・アプローチは、膨大な数の取引についてマネー・ローンダリング

*1 同項では「国家公安委員会は、毎年、犯罪による収益の移転に係る手口その他の犯罪による収益の移転の状況に関する調査及び分析を行った上で、特定事業者その他の事業者が行う取引の種別ごとに、当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載した犯罪収益移転危険度調査書を作成し、これを公表するものとする」と規定している。

*2 犯罪収益移転防止法第2条第2項各号に掲げる者をいう。

*3 マネー・ローンダリングとテロ資金供与には、①テロ資金は必ずしも違法な手段で得られるとは限らないこと、②マネー・ローンダリングと比較してテロ資金供与に関係する取引は少額であり得ること、③マネー・ローンダリングとテロ資金供与では送金先等に関して注意を要する国・地域等が異なる場合があること等の相違点があり、本調査書では、当該相違点を踏まえた危険度等について記載しているところである。また、テロ資金供与自体が犯罪とされ、テロ資金そのものが犯罪収益としてマネー・ローンダリングの対象にもなり得ることから、他の犯罪収益と同様、テロ資金供与を行おうとする者は、その移動に際して様々な取引や商品・サービスを悪用することによりその発見を免れようとするものと考えられる。したがって、本調査書に記載する取引や商品・サービスの危険度には、テロ資金供与に利用される危険度も含まれる。

等の疑いがあるかどうかを的確に判断する必要がある我が国の特定事業者が、全ての取引の状況を一律に確認するのではなく、危険度の高い取引について通常の取引よりも厳格に確認することを可能とするものであり、その前提として、特定事業者は、自らが行う取引の危険度を的確に把握することが必要となる。そこで、犯罪による収益（以下「犯罪収益」という。）の移転に係る情報や疑わしい取引に関する情報を集約、整理及び分析する立場にある国家公安委員会が、特定事業者を監督する行政庁（以下「所管行政庁」という。）から、各特定事業者が取り扱う商品・サービスの特性やマネー・ローンダリング等への対策の状況等に関する情報等を得た上で、その保有する情報や専門的知見をいかし、特定事業者が行う取引の種別ごとに、危険度を記載した調査書を作成し、公表している。

また、犯罪収益移転防止法及び規則において、特定事業者は、取引時確認等の措置を的確に行うため、取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるほか、調査書の内容を勘案して、自らが行う取引の危険度等を記載した特定事業者作成書面等の作成その他の措置を講ずるよう努めなければならないとされており、リスクベース・アプローチによるマネー・ローンダリング等対策を実施することが求められている。具体的には、特定事業者は、業態や事業規模等に応じたリスク評価を自ら行う場合には、調査書に記載された自らが取り扱う取引等について、当該取引等の危険度が高いとされた理由も踏まえることが求められている。また、調査書以外では、所管行政庁のガイドラインの内容を踏まえることも必要であるほか、取引の相手方が特定事業者である場合には、調査書に記載された当該取引の相手方が取り扱う商品・サービスに記載されている危険度を高める要因やマネー・ローンダリング等対策の状況を踏まえることも有益であると考えられる。

3 調査書の概要

本調査書では、第2において、地理的環境、社会的環境、経済的環境、犯罪情勢等の観点から、我が国を取り巻く広範なリスクについて示した上で、第3において、暴力団、特殊詐欺の犯行グループ及び来日外国人^{*1}犯罪グループといったマネー・ローンダリング等の主体、窃盗や詐欺、薬物事犯等の主な前提犯罪並びに内国為替取引、現金取引等のマネー・ローンダリング等に悪用された主な取引について分析している。

さらに、第4において、取引形態の観点からは非対面取引、現金取引及び外国との取引を、国・地域の観点からはイラン又は北朝鮮との関連を有する取引を、顧客属性の観点からは国際テロリストや実質的支配者が不透明な法人等との取引を危険度の高い取引と評価している。

加えて、第5において、特定事業者が取り扱う商品・サービスのうち、預金取扱金融機関、資金移動業者及び暗号資産交換業者が取り扱うものを、他の業態のものよりも相対的に危険度が高いものと評価している。

^{*1} 「来日外国人」とは、我が国に存在する外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明者を除いたものをいう。

【調査書の概要】

➤ 広範なリスク分析

我が国の環境
1. 地理的環境 2. 社会的環境 3. 経済的環境 4. 犯罪情勢等

➤ 個別のリスク分析

マネー・ローンダリング事犯等の分析		
主体	手口	疑わしい取引の届出
1. 暴力団 2. 特殊詐欺の犯行グループ 3. 来日外国人犯罪グループ	1. 前提犯罪（窃盗、詐欺等） 2. マネー・ローンダリングに悪用された主な取引等	1. 業態別の届出件数

➤ 危険度の評価①（危険度が高い取引形態、国・地域及び顧客属性）

取引形態	国・地域	顧客属性
1. 非対面取引 2. 現金取引 3. 外国との取引 （多額の現金を原資とする外国送金等）	1. FATF声明により対抗措置等が要請されている国・地域（危険度が特に高い） ・イラン、北朝鮮 2. FATF声明により対策の欠陥を指摘されている国・地域（危険度が高い） ・該当なし （2022年6月FATF会合結果）	1. 反社会的勢力（暴力団等） 2. 国際テロリスト（イスラム過激派等） 3. 非居住者 4. 外国の重要な公的地位を有する者 5. 法人（実質的支配者が不透明な法人等）

➤ 危険度の評価②（商品・サービス）

商品・サービス	
他の業態よりも相対的に危険度が高い取引	● 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス ● 資金移動サービス ● 暗号資産
危険度が認められる取引	● 保険 ● 投資 ● 信託 ● 金銭貸付け ● 外貨両替 ● ファイナンスリース ● クレジットカード ● 不動産 ● 宝石・貴金属 ● 郵便物受取サービス ● 電話受付代行 ● 電話転送サービス ● 法律・会計関係サービス

➤ 危険度の低い取引（規則第4条で規定する簡素な顧客管理が許容される取引）

危険度を低下させる要因
1. 資金の原資が明らか 2. 顧客等が国又は地方公共団体 3. 法令等により顧客等が限定されている 4. 取引の過程において、法令により国等の監督が行われている 5. 会社等の事業実態を偽装することが困難 6. 蓄財性がない、又は低い 7. 取引金額が規制の敷居値を下回る 8. 顧客等の本人性を確認する手段が法令等により担保されている

4 近時の情勢変化を踏まえた主な変更点

令和4年調査書は、昨年から構成等に大きな変更等はないが、国内外の情勢の変化、FATFによる第4次対日相互審査の結果等を踏まえ、記載内容の更新や充実を図った。記載内容の更新や充実を図った主な点は、次のとおりである。

- ① 法執行機関や関係省庁からの情報を積極的に活用し、警察以外の捜査機関等における疑わしい取引の届出の活用状況や、非営利団体（NPO）を所管する行政庁によるリスク評価、所管行政庁が新たに認識した脅威・脆弱性^{ぜい}等について新たに記載した。
- ② FATF レポート等を参照し、国際的に関心が高まっている環境犯罪、暗号資産をめぐる国際的な動向、我が国を取り巻く状況等について紹介した。

- ③ 外国との取引が悪用された手口や法人に関する情報等を整理するとともに、マネー・ローンダリング事犯の事例を更新し、我が国におけるマネー・ローンダリング等リスクについて記載の充実を図った。

なお、本年調査書では、マネー・ローンダリング等対策を推進するため所管行政庁等で作成・公表しているガイドライン等について紹介しているほか、令和３年中における所管行政庁、業界団体及び特定事業者のマネー・ローンダリング等対策に係る取組についても記載し、さらに、犯罪収益移転防止法等の改正を踏まえ、いわゆるステーブルコインや高額電子移転可能型前払式支払手段等についても新たに記載した。

第1 危険度調査の方法等

1 FATF ガイダンス

危険度を調査する方法については、FATF が公表している「国が実施するリスク評価に関するガイダンス」（「National Money Laundering and Terrorist Financing Risk Assessment (February 2013)」）を参照した。同ガイダンスは、マネー・ローンダリング等のリスク評価の方法について世界共通のものはないとしつつ、リスク要素と評価プロセスに関する一般的な理解として次のものを示している。

(1) リスク要素

リスクは、次の3要素の作用と考えられる。

脅威	国家、社会、経済等に危害を加えるおそれのある者、物又は活動 例：犯罪者及びテログループ並びにそれらの助長者並びにそれらの資金、マネー・ローンダリング等に関連する犯罪等
ぜい 脆弱性	脅威によって悪用されたり、脅威を助長したりする事柄 例：悪用され得る商品・サービスの特徴、マネー・ローンダリング等対策の不備等
影響	マネー・ローンダリング等が経済や社会生活に与える効果や危害 例：当該国の金融機関の評判への影響等

(2) 評価プロセス

リスク評価は、一般的に次の3段階のプロセスに分けられる。

特定プロセス (第1段階)	把握した脅威や脆弱性を基に、分析対象とするリスクを暫定的に特定する。当初特定されなかったものが後に特定されることもあり得る。
分析プロセス (第2段階)	特定したリスクについて、その性質、具体化する見込み等を検討する。
評価プロセス (第3段階)	リスクに対処する取組の優先度を判定する。

2 本危険度調査

(1) 調査の方法

本調査では、同ガイダンスを踏まえた上で、FATF 勧告、その解釈ノート^{*1}、犯罪収益移転防止法上の措置、FATF 第3次及び第4次対日相互審査での指摘事項、マネー・ローンダリング事犯の検挙事例等を参考にして、我が国における、

○ 脅威

犯行主体としての暴力団、特殊詐欺の犯行グループ及び来日外国人犯罪グループ並びに犯罪収益を生み出す窃盗、詐欺等の前提犯罪等

^{*1} 勧告 10(顧客管理)の解釈ノートは、マネー・ローンダリングやテロ資金供与の危険度を高める状況の例として、「顧客が非居住者である」、「取引が現金中心である」、「会社の支配構造が異常又は過度に複雑である」、「相互審査、詳細な評価報告書、公表されたフォローアップ報告書等の信頼のできる情報源により、適切なマネー・ローンダリングやテロ資金供与対策がとられていない」とされた国、「非対面の業務関係又は取引」等を挙げている。

○ 脆弱性^{ぜい}

預貯金口座、内国為替取引等の商品・サービス及び非対面取引、現金取引等の取引形態等

○ 影響

移転され得る犯罪収益の大きさ、組織的な犯罪を助長する危険性や健全な経済活動に与える影響等

等を踏まえて、「取引形態」、「国・地域」及び「顧客」並びに「商品・サービス」の観点から、危険度に影響を与える要因^{*1}を特定した。

そして、当該要因ごとに、

○ マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性

○ マネー・ローンダリング事犯

○ 疑わしい取引の届出状況

○ 危険度を低減させるために執られている措置（特定事業者に対する法令上の義務、所管行政庁による特定事業者に対する指導・監督、業界団体又は特定事業者による自主的な取組等）に関する状況

等进行分析し、多角的・総合的に危険度の評価を行った。

(2) 調査に用いた情報

調査においては、マネー・ローンダリング等対策について関係省庁間の緊密な連携を図る中で、幅広く収集した、

○ 関係省庁が保有する統計、知見及び事例

○ 業界団体が保有する情報や特定事業者が取り扱っている国内外の商品・サービスや実際に行っている取引の規模や種類等についての情報

○ 事業者のマネー・ローンダリング等に対する認識の程度及び対策の状況についての情報

等を積極的に活用している。

また、これらの情報に加えて、法執行機関から提供される情報、過去3年間のマネー・ローンダリング事犯の検挙事例や疑わしい取引の届出に関する情報等も用いて分析を行っている。さらに、関係省庁が国際協力の中で実施している海外当局との意見交換等により収集した情報、FATF が公表しているリスク分析に係る文書やリスクベース・アプローチによる監督に関するガイダンス、国際決済銀行の金融安定研究所(Financial Stability Institute)から定期的に発行されるレポート等、国際組織が保有又は公表している情報・統計等を活用することにより、我が国固有のリスクだけではなく、前提犯罪、マネー・ローンダリング等の世界的な動向を踏まえた外部リスクの分析も行っている。

^{*1} これらのほか、危険度を高める要因として、事業者の規模が挙げられる。取引量や取引件数が多いほど、その中に紛れた犯罪収益を特定し、追跡することが困難となること等から、一般に事業者の規模が大きくなるほど危険度が上昇するといえる。これに対して、犯罪収益移転防止法では、事業者に取引時確認等を的確に行うための措置を義務付け、使用人に対する教育訓練の実施その他の必要な体制の整備に努めなければならないこととし、規模に応じた体制整備を通じて、危険度の低下を図っている。

第2 我が国の環境

1 地理的環境

我が国は、ユーラシア大陸東方に位置し、北東アジア（又は東アジア）と呼ばれる地域にあり、太平洋、オホーツク海、日本海及び東シナ海に囲まれている島国で、領土の総面積は、約 37 万 8,000 平方キロメートルである。他国との間での人の往来や物流は海空港を経由して行われ、全国の海空港では、テロの未然防止や国際犯罪組織等による密輸阻止等の観点から出入国管理や税関手続等を行っている。

2 社会的環境

我が国の総人口は令和 3 年 10 月 1 日現在で約 1 億 2,550 万人となっており、11 年連続で減少しているほか、総人口に占める 65 歳以上人口の割合は 28.9%と過去最高となり、他の先進諸国と比較しても最も高い水準にある。日本社会は、人口減少や急速な高齢化等に直面しており、今後、我が国の総人口は、長期の人口減少過程に入り、2053 年には 1 億人を割るという推計がある。

令和 3 年の外国人入国者数は約 35 万人で、新型コロナウイルス感染拡大防止のための水際対策が開始された令和 2 年 2 月以降、大幅な減少に転じ、前年に比べ 91.8%減少している。新規入国者は約 15 万人であり、国籍・地域別にみると、ベトナムが最も多く、次いで中国、アメリカの順となっており、目的（在留資格）別にみると短期滞在が最も多く、次いで技能実習、留学の順となっている。

令和 3 年末現在の在留外国人数は約 276 万人であり、前年末と比べ 4.4%減少している。国籍・地域別の在留外国人数をみると、中国が最も多く全体の 26.0%を占め、次いでベトナム、韓国の順となっている。

3 経済的環境

我が国の経済は、世界経済の中で重要な地位を占めている。令和 3 年の名目 GDP（2022 年 4－6 月期 2 次速報値）は約 541.4 兆円で、アメリカ、中国に次ぐ世界第 3 位の経済規模を誇り、令和 3 年の購買力平価 GDP は中国、アメリカ、インドに次いで世界第 4 位である。令和 3 年度の実質 GDP 成長率は 2.3%、令和 2 年の経済活動別 GDP の構成比（名目）のシェアは、第 1 次産業が 1.0%、第 2 次産業が 25.9%、第 3 次産業が 73.1%である。令和 3 年の貿易額は、輸出約 83 兆 914 億円、輸入約 84 兆 8,750 億円で、主な輸出相手国等は中国、アメリカ、台湾等で、輸入相手国は中国、アメリカ、オーストラリア等である。

なお、我が国では対外取引が自由に行われることを基本としつつも、北朝鮮のミサイル発射や核実験、イランの核開発、ロシアによるウクライナ侵略等を踏まえ、国際協調による経済制裁措置と我が国単独での経済制裁措置を実施している。

また、我が国は、グローバルな金融の中心として高度に発達した金融セクターを有しており、世界有数の国際金融センターとして相当額の金融取引が行われている。金融システムは、全国的に張り巡らされており、迅速かつ確実に資金を移動させることができる。令和 3 年 3 月末時点の主要金融機関^{*1}の店舗数は 37,532 店舗

*1 本項目における主要金融機関とは、都市銀行、地方銀行、信託銀行、第二地方銀行及びゆうちょ銀行を指す。

(うち海外店舗は173店舗)で、ATMは約9万1,000台^{*1}が設置されており、金融システムへのアクセスが容易である。さらに、FSB(金融安定理事会)が令和3年(2021年)に指定したグローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs(Global Systemically Important Banks))30行のうち、3行が我が国のメガバンクである。

我が国の金融取引の規模をみると、令和4年3月末時点の銀行の預金残高は、約1,117兆円、令和3年中の決済取引は、内国為替取扱状況(他行為替取扱高)が約3,062兆円(約17億件)で、1日平均約12兆円(約711万件)、外国為替円決済交換高が約4,474兆円(約683万件)で、1日平均約18兆円(約2.7万件)となっている。

次に、証券市場の規模をみると、令和3年12月末時点の我が国の株式時価総額は約753兆円となっている。なお、令和3年中に東京証券取引所で行われた上場株式(第一部及び第二部)の売買金額は、約774兆円となっている。

現金取引に関しては、金融機関の店舗やATMが多く預金口座からの現金の引き出しや口座への入金を行いやすいことや、紙幣の偽造防止技術の水準が高く、偽札の流通が少ないこと等もあいまって、我が国の現金流通状況は他国に比べて高い状況にはあるが、キャッシュレス化の推進等によるキャッシュレス決済比率^{*2}の上昇に伴い、決済における現金の使用比率は相対的に減少している。このことは、現金取引に係るマネー・ローンダリング等の抑制につながることを期待されている。

一方、このようにグローバル化し、高度に発展した我が国の経済的環境は、マネー・ローンダリング等を企図する国内外の者に対して、マネー・ローンダリング等を行うための様々な手段・方法を提供することとなる。これらの者は、世の中に存在する様々な取引や商品・サービスの中から最も適した手段・方法を選択し、マネー・ローンダリング等を敢行しようとする。一たび、犯罪収益等が我が国の金融システム等を通じて我が国の経済活動の中に投入され、膨大な合法的資金や取引の中に紛れてしまうと、その中から犯罪収益等を特定し、追跡することは非常に困難である。

4 犯罪情勢等

(1) 国内犯罪情勢

我が国の犯罪情勢を測る指標のうち、刑法犯認知件数の総数については、令和3年は56万8,104件と前年比で7.5%減少し、前年に引き続き戦後最少を更新している。また、刑法犯認知件数が戦後最多となった平成14年からの減少率は80.1%となっている。刑法犯検挙件数の総数は26万4,485件と前年比で5.3%減少しているものの、検挙率については46.6%と前年比で1.1ポイント上昇した。刑法犯認知件数に占める高齢者の被害件数の割合は増加傾向にあり、令和3年中は12.3%と10年前(平成23年)と比較して3.1ポイント上昇している。包括罪種別にみても、全ての罪種において高齢者の被害割合が増加している。特に、詐欺等の智能犯について増加が顕著であり、令和3年中は32.0%と、平成23年と比較して13.4ポイント上昇している。また、高齢者の被害が多い特殊詐欺をみると、認知件数(法

*1 ATMの台数については、都市銀行、地方銀行、信託銀行及び第二地方銀行は令和3年9月末時点、ゆうちょ銀行は令和3年3月末時点を基準に算出した。

*2 経済産業省ウェブサイト「2021年のキャッシュレス決済比率を算出しました」

人被害を除く）に占める高齢者被害の割合は令和３年で 88.2%に上っている。

次に、近年、検挙件数が増加傾向にあるサイバー犯罪^{*1}についてみると、令和３年中の検挙件数（12,209 件）は、過去最多となった（図表 1 参照）。

図表 1 【サイバー犯罪の検挙状況】

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
検挙件数	9,014	9,040	9,519	9,875	12,209

インターネットバンキングに係る不正送金事犯は、その多くが金融機関や宅配業者を装ったショートメッセージサービスや電子メールを用いてフィッシングサイトへ誘導する手口によるものと考えられる。令和３年中の同事犯の発生件数は 584 件（前年比 66.3%減）、被害総額は約 8 億 2,000 万円（同 27.6%減）と前年に比べともに減少した。他方、フィッシング対策協議会によると、令和３年のフィッシング報告件数は約 53 万件と一貫して増加傾向にある^{*2}（図表 2 参照）。一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター（JC3）の分析結果^{*3}によれば、令和３年に観測したフィッシングサイトは、銀行を装ったものの割合は少なく、インターネット通信販売サイト等の e コマースや、通信事業者、クレジットカード事業者を装ったものが多くを占めている。一般社団法人日本クレジット協会によると、令和３年中の番号盗用型のクレジットカード不正利用被害額は約 312 億円（前年比 39.4%増）と前年に比べ増加した^{*4}。フィッシングの標的が金融機関から e コマースやクレジットカード事業者に移行していることがうかがわれる。

図表 2 【フィッシング報告件数】

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
報告件数	9,812	19,960	55,787	224,676	526,504

令和３年中に警察庁に報告された国内のランサムウェア^{*5}による被害件数は 146 件と、前年に引き続き増加しており、その被害は、企業・団体等の規模や業種等を問わず、広範に及んでいる（図表 3 参照）。感染したシステム等の復旧までに 2 か月以上要した事例や、調査・復旧に 5,000 万円以上の費用を要した事例等が確認されているほか、国内の医療機関において、電子カルテ等のシステムがランサムウェアに感染し、新規の診察受付や救急患者の受入れが一時停止するなど、重要インフラ事業者が標的となり、市民生活にまで重大な影響を及ぼす事案も確認されている。被害の特徴としては、

*1 不正アクセス禁止法違反、コンピュータ・電磁的記録対象犯罪その他犯罪の実行に不可欠な手段として高度情報通信ネットワークを利用する犯罪

*2 フィッシング対策協議会ウェブサイト「2021/12 フィッシング報告状況」他

*3 一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター（JC3）ウェブサイト「フィッシングターゲットの変遷」

*4 一般社団法人日本クレジット協会ウェブサイト「2022 年 3 月 クレジットカード不正利用被害の発生状況」

*5 「ランサムウェア」とは、感染すると端末等に保存されているデータを暗号化して使用できない状態にした上で、そのデータを復号する対価として金銭を要求する不正プログラムをいう。

- 二重恐喝（ダブルエクストーション）^{*1}による被害が多くを占めること
被害件数（146 件）のうち、警察として金銭要求手口を確認できた被害は 97 件あり、このうち、二重恐喝の手口によるものは 82 件で 85%を占めている。
 - 暗号資産による金銭の要求が多くを占めること
被害件数（146 件）のうち、直接的に金銭の要求があった被害は 45 件あり、このうち、暗号資産による支払の要求は 41 件で 91%を占めている。
 - 企業・団体等の規模を問わず被害が発生していること
被害件数（146 件）の内訳を被害企業・団体等の規模別^{*2}にみると、大企業は 49 件、中小企業は 79 件であり、その規模を問わず、被害が発生している。
- 等が挙げられる。令和 3 年 5 月に発生した米国の石油パイプライン事業者を標的とした攻撃など、ランサムウェア攻撃は、世界各国において市民生活に重大な影響を及ぼしており、その対策には、緊密な国際連携が求められている。同年 12 月には、G 7 各国の法執行機関等が参加する「ランサムウェアに関する G 7 高級実務者会合」が開催されるなど、世界各国において、ランサムウェア被害の防止に向けた諸対策が喫緊の課題となっている。

図表 3 【企業・団体等におけるランサムウェア被害の報告件数】

	令和 2 年下半期	令和 3 年上半期	令和 3 年下半期
報告件数	21	61	85

さらに、サイバー攻撃により情報が窃取される事案も引き続き多発しているほか、警察庁が国内で検知した、サイバー空間における探索行為等とみられるアクセス件数も増加の一途をたどっているなど、我が国のサイバー空間における脅威は極めて深刻な情勢が続いている。

(2) テロ情勢

国際テロ情勢としては、ISIL^{*3}が「対 ISIL 有志連合」に参加する欧米諸国等に対してテロを実行するよう呼び掛けているほか、AQ^{*4}及びその関連組織も欧米諸国等に対するテロの実行を呼び掛けている。また、令和 3 年（2021 年）8 月末にアフガニスタンからの駐留米軍の撤退が完了したことを受けて、同国内外でのテロの脅威の変化に注視する必要がある。さらに、世界各地でテロ事件が発生するとともに、海外で邦人や我が国の権益がテロの標的となる事案も発生しており、我が国に対するテロの脅威は継続しているといえる。北朝鮮による拉致容疑事案についても、発生から長い年月が経過しているが、いまだに全ての被害者の帰国は実現しておらず、一刻の猶予も許されない状況にある。

^{*1} 「二重恐喝（ダブルエクストーション）」とは、データの暗号化のみならず、データを窃取した上、企業等に「対価を支払わなければ当該データを公開する」などと金銭を要求する手口をいう。

^{*2} 中小企業基本法第 2 条第 1 項に基づき分類した。

^{*3} Islamic State in Iraq and the Levant の頭字語。いわゆるイスラム国。アル・カーイダ関連組織であったが、方針の違いからアル・カーイダと決別し、平成 26 年（2014 年）6 月にイラク北部の都市モスルを制圧するなど、次々とその支配地域を広げ、イラクとシリアにまたがる地域に「イスラム国」の樹立を宣言した。北・西アフリカから東南アジアに至る各地の多数の過激派組織が、ISIL のプロパガンダに呼応して支持や忠誠を誓う旨を表明している。

^{*4} Al-Qaeda（アル・カーイダ）の略

こうした情勢に加え、サイバー空間においては、世界的規模で政府機関や企業等を標的とするサイバー攻撃が発生しており、我が国において、社会の機能を麻痺させるサイバーテロが発生することも懸念される。

第3 マネー・ローンダリング事犯等の分析

1 主体

マネー・ローンダリングを行う主体は様々であるが、主なものとして、暴力団、特殊詐欺の犯行グループ及び来日外国人犯罪グループがある。

(1) 暴力団

我が国においては、暴力団によるマネー・ローンダリングがとりわけ大きな脅威として存在している。令和3年中のマネー・ローンダリング事犯^{*1}の検挙件数のうち、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者（以下「暴力団構成員等」という。）によるものは64件で、全体の10.1%を占めている（図表4参照）。そのうち、組織的犯罪処罰法に係るものが60件（犯罪収益等隠匿事件32件及び犯罪収益等收受事件28件）で、麻薬特例法に係るものが4件（薬物犯罪収益等隠匿事件2件及び薬物犯罪収益等收受事件2件）であった。

また、令和元年から令和3年までのマネー・ローンダリング事犯の検挙件数のうち、暴力団構成員等が関与したものについて前提犯罪別にみると、詐欺やヤミ金融事犯^{*2}が多い。

暴力団は、経済的利得を獲得するために反復継続して犯罪を敢行しており、獲得した犯罪収益について巧妙にマネー・ローンダリングを行っている。

暴力団によるマネー・ローンダリングは、国際的に敢行されている状況もうかがわれ、米国は、平成23年（2011年）7月、「国際組織犯罪対策戦略」を公表するとともに大統領令を制定^{*3}し、我が国の暴力団を「重大な国際犯罪組織」の一つに指定したことにより、暴力団の資産であって、米国内にあるもの又は米国人が所有・管理をするものを凍結するとともに、米国人が暴力団と取引を行うことを禁止した。

図表4 【暴力団構成員等による組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙件数】

区分 \ 年	令和元	令和2	令和3
マネー・ローンダリング事犯検挙件数	537	600	632
暴力団構成員等による事件	58	58	64
比率（%）	10.8%	9.7%	10.1%

(2) 特殊詐欺の犯行グループ

近年、我が国においては、特殊詐欺の認知件数と被害額が高い水準にある（図表5参照）。被害は大都市圏に集中しており、令和3年の東京の認知件数は3,319件、大阪1,538件、神奈川1,461件、千葉1,103件、埼玉1,082件、愛知874件及び兵

*1 組織的犯罪処罰法第9条、第10条及び第11条並びに麻薬特例法第6条及び第7条に規定する罪をいう。

*2 無登録・高金利事犯（貸金業法（昭和58年法律第32号）違反（無登録営業）及び出資法違反（高金利等）に係る事犯）及びヤミ金融関連事犯（貸金業に関連した犯罪収益移転防止法違反、詐欺、携帯電話不正利用防止法違反等に係る事犯）をいう。

*3 Executive Order 13581 of July 24, 2011

庫 859 件で、総認知件数に占めるこれら 7 都府県の合計認知件数の割合は 70.6% を占めている。特殊詐欺の犯行グループは、首謀者を中心に、だまし役、詐取金引出役、犯行ツール調達役等の役割を分担した上で、預貯金口座、携帯電話、電話転送サービス等の各種ツールを巧妙に悪用し、組織的に詐欺を敢行するとともに、詐取金の振込先として架空・他人名義の口座を利用するなどし、マネー・ローンダリングを敢行している。また、犯行拠点も賃貸マンション、賃貸オフィス、民泊、ホテルに加え、車両にまで広がっているほか、外国犯行拠点の存在が表面化するなどしている。

また、電話転送サービス事業者が、特殊詐欺の犯行に使用されると知りながら、IP 電話回線利用サービスを提供していた事例や、電話転送サービス事業者らが特殊詐欺の犯行グループと結託して、特殊詐欺でだまし取った電子マネーを買取事業者に買い取らせ、その代金について、別の電話転送サービス事業者の個人口座に振込入金させていた事例もあるなど、特殊詐欺に悪用されているサービスを扱う事業者自体が、主体的に特殊詐欺の犯行に関与している実態も認められる。

さらには、自己名義の口座や、偽造した本人確認書類を悪用するなどして開設した架空・他人名義の口座を安易に譲り渡す者等があり、マネー・ローンダリングの敢行をより一層容易にしている。

警察では、令和元年 6 月 25 日に開催された犯罪対策閣僚会議において、特殊詐欺等から高齢者を守るための総合対策として「オレオレ詐欺等対策プラン」が決定されたことを踏まえ、関係行政機関、事業者等とも連携しつつ、特殊詐欺等の撲滅に向けた諸対策を推進しており、犯行に利用される電話転送サービスを営む特定事業者に対する指導監督を強化するとともに、電子マネー買取事業者による組織的犯罪処罰法違反事件等を検挙するなどしている。

図表 5 【特殊詐欺の認知件数・被害総額】

区分 \ 年	令和元	令和 2	令和 3
認知件数	16, 851	13, 550	14, 498
被害総額（円） （実質的な被害総額）	31, 582, 937, 585	28, 523, 359, 039	28, 199, 462, 547

注 1：警察庁の資料による。

2：実質的な被害総額とは、詐取又は窃取されたキャッシュカードを使用して ATM から引き出された額（実務統計による集計値）を被害総額に加えた額である。

(3) 来日外国人犯罪グループ

外国人が関与する犯罪には、法制度や取引システムの異なる他国に犯罪収益が移転することによってその追跡が困難となるほか、来日外国人等で構成される犯罪グループがメンバーの出身国に存在する別の犯罪グループの指示を受けて犯罪を敢行するなどの特徴がある。外国人が関与する犯罪は、その人的ネットワークや犯行態様等が一国内のみで完結せず、国境を越えて役割が分担されることがあり、巧妙化・潜在化をする傾向を有する。

令和3年中のマネー・ローンダリング事犯の検挙件数のうち、来日外国人によるものは91件で、全体の14.4%を占めている（図表6参照）。内訳は、犯罪収益等隠匿事件60件及び犯罪収益等收受事件31件であった。

図表6【来日外国人による組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙件数】

区分	年	令和元	令和2	令和3
マネー・ローンダリング事犯検挙件数		537	600	632
来日外国人による事件		71	79	91
比率（%）		13.2%	13.2%	14.4%

過去3年間の組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング事犯の国籍等別の検挙件数では、中国^{*1}及びベトナムが多く、特に中国が全体の半数近くを占めている。

来日外国人による組織的な犯罪の中で、マネー・ローンダリング事犯が敢行されている実態が認められ、中国人グループによる不正に入手したクレジットカード情報を利用して名義人になりすまして商品を窃取した上で、処分役等に転送するなどの事犯、ベトナム人グループによる万引き事犯、ナイジェリア人グループによる国際的な詐欺事犯等に関連したマネー・ローンダリング事犯がみられる。

また、過去3年間の預貯金通帳・キャッシュカード等の不正譲渡等に関する犯罪収益移転防止法違反事件の国籍等別の検挙件数では、ベトナムが全体の約7割を占めている。

さらに、過去3年間の疑わしい取引の届出件数は、国籍等別ではベトナム及び中国に関する届出が多く、特にベトナムに関する届出が近年大幅に増加している。

来日外国人犯罪をめぐる昨今の犯罪情勢等については、次のとおりである。

【来日外国人犯罪をめぐる昨今の犯罪情勢等】

来日外国人犯罪の総検挙件数（刑法犯検挙件数及び特別法犯検挙件数）及び総検挙人員（刑法犯検挙人員及び特別法犯検挙人員）は、近年、共にほぼ横ばいで推移してきたが、令和3年中は前年に比べ、総検挙件数及び総検挙人員共に減少している。また、総検挙件数及び総検挙人員共にベトナム及び中国の2か国で全体の約6割を占めており、いずれもベトナムが最多となっている。令和3年中の総検挙人員1万677人の国籍等別の内訳は、ベトナム4,007人（構成比率37.5%）、中国2,305人（同21.6%）、フィリピン695人（同6.5%）、ブラジル496人（同4.6%）、タイ389人（同3.6%）の順となっている。これらの国の包括罪種・違反法令別総検挙人員をみると、窃盗犯や入管法違反が上位を占めている。

令和3年中に検挙した来日外国人による財産犯の被害総額は約25億円に上り、このうち約15億円（構成比率62.5%）が窃盗犯被害、約8億円（同30.9%）が知能犯被害によるものである。

近年のベトナム人による犯罪は、窃盗犯が多数を占める状況が一貫して続いており、手口別では万引きの割合が高い。このところ、ベトナム人同士のけんか等に起因した殺人や賭博における金の貸し借りに起因したベトナム人グループ内の略取誘拐、逮捕監禁等の事案の発生もみられる。入管法違反につ

*1 本調査書中の「中国」には、特に断りのない限り、「台湾」、「香港特別行政区」及び「マカオ特別行政区」を含まない。

いては、「技能実習」等の在留資格を有する者が、在留期間経過後、就労目的で不法に残留し、又は偽造在留カードを入手して正規滞在者を装うなどの事案が多くみられる。

中国人犯罪組織は、地縁、血縁等を利用したり、稼働先の同僚等を誘い込んだりなどしてグループを形成するが多い。また、中国残留邦人の子弟らを中心に構成されるチャイニーズドラゴン等の組織も存在する。一方、近年これらの組織が SNS 等で中国人等の在留者をリクルートし、犯罪の一部を担わせている例も散見される。偽造在留カード事犯では、かつては中国国内にあった製造拠点が日本国内に置かれ、中国国内の指示役の指示に基づき、リクルートされた中国人等の在留者が様々な国籍の偽造在留カードを日本国内で製造するといった事案が確認されている。指示役は中国国内に在留していることから、摘発されても同様の手口で中国人等の在留者をリクルートして新たな製造等の拠点を設けるなど、高度に組織化されている傾向がみられる。

過去3年間の国籍等別のマネー・ローンダリング事犯の検挙件数でも、中国及びベトナムが上位となっている。中国人、ベトナム人その他来日外国人による主なマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は、次のとおりである。

1 中国人が関与したマネー・ローンダリング事犯

- 不正に入手したクレジットカード情報を利用して購入した商品を、カード名義人になりすまして受領した。
- 無許可の風俗店営業において、クレジットカード決済による売上金を他人名義口座に振込入金させた。
- 売春を行う場所を提供するなどして得た犯罪収益を、他人名義口座に振込入金させた。
- 代金引換サービスを利用して偽ブランド品を販売し、犯罪収益である売上金を他人名義の口座に振込入金させた。

2 ベトナム人が関与したマネー・ローンダリング事犯

- SNS を利用して海外送金を受け付け、日本国内に開設された他人名義の口座に現金を振込入金させ地下銀行を営んだ。
- 偽造在留カード等の販売代金を他人名義の口座に振込入金させた。
- 窃盗により入手した化粧品等を処分役等に発送する際、送り状に記載する品名や依頼主を偽って発送した。

3 その他来日外国人が関与したマネー・ローンダリング事犯

- ナイジェリア人らが、虚偽の内容の電子メールを送信するなどしてアメリカの会社からだまし取った詐欺金を日本国内に開設された法人名義の口座に送金させ、正当な取引による送金であるかにように装った。
- ナイジェリア人らが、SNS を通じて知り合った被害者からだまし取った詐欺金を日本国内に開設された他人名義の口座に振込入金させた。
- スリランカ人が、偽装結婚を仲介して得た報酬を、他人名義の口座に振込入金させた。

2 手口

(1) 前提犯罪

組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法においては、マネー・ローンダリングの罪の構成要件として、一定の前提犯罪から得られた収益の隠匿及び收受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的として行う一定の行為を規定している。前提犯罪は、不法な収益を生み出す犯罪であって、死刑又は無期若しくは長期4年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪、組織的犯罪処罰法の別表第1又は別表第2に掲げる罪及び麻薬特例法に掲げる薬物犯罪である。

令和元年から令和3年までの間におけるマネー・ローンダリング事犯の前提犯罪別の検挙件数^{*1}は、次表のとおりである（図表7参照）。

図表7【組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯前提犯罪別の検挙件数・割合】

前提犯罪	窃盗	詐欺	電子計算機使用詐欺	出資法・貸金業法違反	入管法違反	常習賭博及び賭博場開張等図利	風営適正化法違反	売春防止法違反	商標法違反	薬物事犯	業務上横領	恐喝	わいせつ物頒布等	文書偽造事犯	強盗	私電磁的記録不正作出	その他	合計
件数	650	604	145	82	43	37	27	23	22	22	21	19	18	17	15	11	62	1,818
割合(%)	35.8	33.2	8.0	4.5	2.4	2.0	1.5	1.3	1.2	1.2	1.2	1.0	1.0	0.9	0.8	0.6	3.4	100

注 1：薬物事犯とは、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯及びあへん事犯をいう。

2：文書偽造事犯とは、刑法第154条から第161条の1までの罪をいう。

前提犯罪の種類によって、生み出される犯罪収益の規模、マネー・ローンダリング事犯等との関連性、悪用される取引の状況、組織的な犯罪を助長する危険性、健全な経済活動に与える影響等は異なる。

また、前提犯罪によっては、暴力団や国際犯罪組織の関与が認められるものもある。主たる前提犯罪についての分析は次のとおりである。

ア 窃盗

(ア) 犯行形態及び犯罪収益

窃盗については、侵入窃盗、自動車盗、万引き等様々な手口があり、被害額が比較的少額なものもあるが、暴力団や来日外国人犯罪グループ等の犯罪組

^{*1} 令和元年から令和3年までの間における組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙件数は1,769件であるが、前提犯罪別の検挙件数の合計は1,818件である（図表7参照）。これは、複数の前提犯罪にまたがるマネー・ローンダリング事犯が存在するためである。

織によって反復継続して実行され、多額の犯罪収益を生み出す事例がみられる。令和3年中における窃盗の被害総額は約474億円（現金被害総額約155億円）となっており、多額の犯罪収益を生み出している。

(イ) マネー・ローンダリング事例

窃盗を前提犯罪としたマネー・ローンダリング事犯には、

- ヤードに持ち込まれた自動車盗難品であることを知りながら買い取り、保管するもの
 - 窃盗で得た物品を、フリーマーケットアプリで他人名義のアカウントを利用して売却し、売却代金を他人名義の口座に振込入金させるもの
 - 中国人グループ等が不正に入手したクレジットカード情報を使って、インターネット上で商品を購入し、配送先に架空人や実際の居住地とは異なる住所を指定するなどして受領するもの
 - ベトナム人グループ等が、窃取した化粧品等を処分役等に発送する際、送り状に記載する品名や依頼主を偽って発送するもの
 - 不正に入手したキャッシュカードを使用して現金を引き出して盗み、その現金をコインロッカーに隠匿するもの
- 等がある。

イ 詐欺

(ア) 犯行形態及び犯罪収益

特殊詐欺をはじめとする詐欺は、国内外の犯行グループ等によって反復継続して実行されており、架空・他人名義の預貯金口座を利用したり、法人による正当な取引を装ったりするなどして、多額の犯罪収益を生み出している。令和3年中の財産犯（強盗、恐喝、窃盗、詐欺、横領及び占有離脱物横領）のうち、詐欺の被害額は約763億円（現金被害総額約708億円）であり、1件当たりの被害額は約229万円と、窃盗の1件当たりの被害額（約12万円）よりも大きく、特に特殊詐欺では、既遂1件当たりの平均が約202万円と、多額の犯罪収益を生み出している。

(イ) マネー・ローンダリング事例

詐欺を前提犯罪としたマネー・ローンダリング事犯には、

- 外国人が帰国する際に犯罪グループに売却した個人名義の口座を特殊詐欺の振込先に悪用するもの
- 特殊詐欺や公的給付金を対象とした詐欺の収益の振込先にするために実態のない法人を設立して法人名義の口座を開設して悪用するもの
- 詐欺の収益の振込先にするために、架空名義の口座を開設して悪用するもの

等があり、詐欺の被害金を架空又は他人の名義の口座に振り込ませるものが多い。振込先として使用する口座に振り込まれた被害金は、被害発覚後に金融機関等により当該口座が凍結されることを回避しようとするため、犯人によって入金直後に払い戻されたり、他口座へ送金されたり、複数の借名口座を経由し

て移転されたりする傾向があるほか、暗号資産口座に移転される事例もみられる。また、隠匿先となる口座の名義は、個人名義、法人名義、屋号付きの個人名義等、詐欺の犯行形態によって様々である。

また、取引時確認等の義務の履行が徹底されていない郵便物受取サービスや電話転送サービスを取り扱う事業者が、特殊詐欺等を敢行する犯罪組織の実態等を不透明にするための手段として悪用されている事例がみられる。

ウ 電子計算機使用詐欺

(7) 犯行形態及び犯罪収益

電子計算機使用詐欺には、犯人が、不正な手段で入手した他人のキャッシュカードを用いて ATM を操作し、又は、インターネットバンキングを利用するための ID・パスワード等を使って金融機関が管理する業務システムに対して不正アクセスを行い、他人名義の口座から犯人が管理する口座に振込を行う不正送金事犯がある。また、電子計算機使用詐欺において用いられるキャッシュカードには、特殊詐欺により不正に入手されるものもある。令和 3 年中におけるインターネットバンキングに係る不正送金事犯による被害額は、約 8 億 2,000 万円であり、不正送金の一次送金先として把握した 845 口座のうち、名義人の国籍等は日本が 30.7%と最も多く、次いでベトナムが 28.9%、中国が 6.4%であった。

(イ) マネー・ローンダリング事例

電子計算機使用詐欺を前提犯罪としたマネー・ローンダリング事犯には、

- 特殊詐欺でだまし取ったキャッシュカードを使用して ATM を操作し、被害者名義の口座から犯人が管理する他人名義の口座に送金上限額を不正に振り込むもの
 - 中国に存在する犯罪組織がインターネットバンキングを利用するための他人の ID・パスワード等を用いて、日本の金融機関に不正アクセスを行い、犯人が管理する他人名義の口座に不正送金させて中国人犯罪グループによって引き出すもの
 - 不正に入手したスマートフォンにインストールされていた電子マネー決済アプリを不正利用し、本人になりすまして同アカウントに紐付けられた銀行口座から電子マネーをチャージするもの
- 等がある。

エ 出資法・貸金業法違反

(7) 犯行形態及び犯罪収益

無登録で貸金業を営み、高金利で貸し付けるなどのいわゆるヤミ金融事犯等が認められる。その態様には、多重債務者の名簿に記載された個人情報に基づきダイレクトメールを送り付けたり、不特定多数の者を対象にインターネット広告や電話を使って勧誘したりするなど、非対面の方法によって金銭を貸し付けて、他人名義の口座に振り込ませて返済させるもの等がある。近年では、貸金業の登録を受けずに「給与ファクタリング」等と称して、個人（労働者）が使

用者に対して有する貸金債権を買い取って金銭を交付し、当該個人を通じて当該債権に係る資金の回収を行うものや、「後払い（ツケ払い）現金化」と称して、後払いによる商品売買契約を結び、販売した商品の宣伝広告報酬等として金銭を貸し付け、販売代金の支払名目で金銭を回収するものもある。令和3年中のヤミ金融事犯の被害金額は94億円を超えるなど、多額の犯罪収益を生み出している。

(イ) マネー・ローンダリング事例

ヤミ金融事犯を前提犯罪としたマネー・ローンダリング事犯には、

- 返済金を他人名義の口座に振り込ませるもの
- クレジットカード決済を利用して返済させるもの

等があり、それらの隠匿先となる口座に、ヤミ金融の債務者が借入金を返済する代わりに譲渡した個人名義の口座等が悪用されている事例がみられる。

そのほか、

- 他人名義、架空の事業者名義等で開設した私書箱に返済金を送付させるもの
 - 貸付けに際して借受人に手形・小切手を振り出させ、返済が滞った際に当該手形・小切手を金融機関に持ち込み、他人名義の口座に入金させるもの
 - 借受人の口座に別の債務者からの返済金を振込入金させ、その全部又は一部を更に別の債務者へ貸付金として送金させるもの
- 等の事例がみられる。

オ 入管法違反

(ア) 犯行形態及び犯罪収益

入管法違反には、外国人が正規の出入国者、滞在者、就労資格保持者等を装う目的で在留カードを偽造するもの、偽造された在留カードを所持、行使、提供又は収受をするもの（以下「偽造在留カード所持等」という。）、就労資格のない外国人を不法に就労させ、又は不法就労をあっせんするもの（以下「不法就労助長」という。）等がみられる。特に、不法就労助長には、犯人が外国人から旅券等を取り上げるなどして監視下に置き、就労させた人身取引事犯もみられる。

令和3年中には、複数の来日外国人に不法就労活動をさせた入管法違反事件に関し、派遣報酬である預金債権合計約5,800万円について没収・追徴判決がなされた事例がある。

(イ) マネー・ローンダリング事例

入管法違反を前提犯罪としたマネー・ローンダリング事犯には、

- 偽造在留カードの販売代金を他人名義の口座に振り込ませるもの
 - 不法残留する外国人を労働者として紹介した報酬を、架空の賃貸住宅契約に基づく家賃収益と装って受領するもの
- 等がある。

カ 常習賭博・賭博場開張等図利

(ア) 犯行形態及び犯罪収益

常習賭博・賭博場開張等凶利の賭博事犯には、花札賭博、野球賭博、ゲーム機賭博のほか、オンラインカジノ賭博といった様々なものが認められ、これらの賭博事犯には暴力団が直接的又は間接的に深く関与しており、暴力団にとって有力な資金源となっている実態が認められる。

過去３年間に於ける組織的犯罪処罰法に定める起訴前の没収保全命令において没収保全した件数は、常習賭博・賭博場開張等凶利が上位となっており、令和３年中には、賭博場開張等凶利事件に関し、売上金等である現金約５,５００万円について没収判決がなされた事例がある。

(イ) マネー・ローンダリング事例

常習賭博・賭博場開張等凶利を前提犯罪としたマネー・ローンダリング事犯には、

- オンラインカジノによる賭博事犯において顧客から支払われる賭け金を借名口座に振り込ませるもの
- 野球賭博等において配当金を他人名義の口座に振り込ませるもの等がある。

そのほか、賭博事犯によって得られた犯罪収益を、事情を知らない税理士等を利用して正当な事業収益を装って経理処理する事例もみられる。

キ 風営適正化法違反・売春防止法違反

(ア) 犯行形態及び犯罪収益

風営適正化法違反・売春防止法違反等の風俗関係事犯においては、暴力団が違法な風俗店又は性風俗店（以下「風俗店等」という。）の経営者等と結託するなど、暴力団が直接的又は間接的に関与している事例がみられ、風俗店等の経営が暴力団の資金源となっている実態が認められる。また、不法滞在等している外国人が違法に風俗店等で稼働している事例や、暴力、脅迫等を用いて売春を強要された人身取引事犯もみられる。

過去３年間に於ける組織的犯罪処罰法に係る起訴前の没収保全命令において没収保全した件数については、風営適正化法違反・売春防止法違反が上位となっており、令和３年中には、風営適正化法違反事件に関し、売上金である預金債権合計約１,１００万円について、没収判決がなされた事例がある。

(イ) マネー・ローンダリング事例

風営適正化法違反・売春防止法違反を前提犯罪としたマネー・ローンダリング事犯には、

- クレジットカード払いの売上金を他人名義の口座に振り込ませるもの
- 無許可の社交飲食店の飲食代金を被疑者が経営する別の飲食店に設置されたクレジットカード決済端末で精算させ、その売上金を受領するもの
- 暴力団員が売春による収益を親族名義の口座に振り込ませるなどして受領するもの等がある。

ク 薬物事犯

(7) 犯行形態及び犯罪収益

覚醒剤事犯については、全薬物事犯の約 6 割を占めており、令和 3 年の覚醒剤押収量（688.8 キログラム）及び密輸入押収量（673.1 キログラム）が前年から大幅に増加するなど、依然として覚醒剤の密輸・密売が多額の犯罪収益を生み出していることがうかがわれる。

覚醒剤の全営利犯検挙人員（455 人）のうち、暴力団構成員等の検挙人員は 246 人と 54.1%を占めており、覚醒剤の密輸・密売に暴力団が深く関与している状況が続いている。

続いて、大麻事犯については、覚醒剤事犯に続き、全薬物事犯の約 4 割を占めている。この割合は平成 25 年以降増加しており、特に若年層を中心に検挙人員の増加が顕著である。令和 3 年の乾燥大麻押収量（329.7 キログラム）が前年から大幅に増加したほか、令和 3 年の電子たばこ用等の大麻濃縮物押収量（22.2 キログラム）及び密輸入押収量（18.3 キログラム）が高水準にある。

大麻の全営利犯検挙人員（426 人）のうち、暴力団構成員等の検挙人員は 104 人と 24.4%を占めている。また、過去の調査では営利目的の大規模な大麻栽培の 7 割以上に暴力団構成員等が関わっていることが判明するなど、薬物事犯が暴力団にとって有力な資金源となっている実態が認められる。

さらに、近年では、暴力団が海外の薬物犯罪組織と結託するなどしながら、覚醒剤の流通過程（海外からの仕出しから国内における荷受け、元卸し、中間卸し、末端密売まで）にも深く関与していることが強くうかがわれ、覚醒剤密輸入事犯の洋上取引においては、令和元年、約 587 キログラムを押収した事件で暴力団構成員等や台湾人らを検挙している。海外の薬物犯罪組織については、特に中国系、メキシコ系及び西アフリカ系の薬物犯罪組織の存在感が依然として大きく、薬物事犯は国外の犯罪組織にとっても有力な資金源となっていることがうかがわれる。

令和 3 年の密輸入事犯の検挙件数を仕出国・地域別にみると、覚醒剤については、メキシコが最も多く、次いでタイ、アメリカ、マレーシア、イギリスの順となっており、大麻については、アメリカが最も多く、次いでベトナム、イギリス、タイ、カナダの順となっている。また、令和 3 年の密売関連事犯で検挙された外国人を国籍等別にみると、覚醒剤については、ベトナムが最も多く、次いでイラン、ブラジル、韓国、フィリピンの順となっており、大麻については、ベトナムが最も多く、次いでブラジル、韓国となっている。

以上のとおり、薬物の密輸・密売に伴う犯罪収益が法制度や取引システムの異なる国の間で移転しているおそれがある。

なお、令和 3 年中の、麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全命令の発出件数は 24 件であり、総額約 3,270 万円の金銭債権がその対象となっている。また、過去の麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全命令の対象には、自動車、土地、建物等も含まれ、現金等で得た犯罪収益が、その形態を変えている実態が認められる。

(イ) マネー・ローンダリング事例

薬物事犯を前提犯罪としたマネー・ローンダリング事犯には、

- 覚醒剤の密売を行っていた密売人が、代金を他人名義の口座に振込入金させるもの
 - 大麻等の密売により得られた犯罪収益と知りながら、口座に振込入金させ、ATMを利用して現金化するもの
- 等、犯罪収益である代金を他人名義の口座に振込入金させて隠匿・收受する事例のほか、代金の取得原因を偽装するためにフリーマーケットアプリの決済システムを悪用した事例もある。

【環境犯罪に関連するマネー・ローンダリング】

1 FATF レポートについて

FATF は、令和3年(2021 年)7月に公表したレポート^{*1}において、環境犯罪について普遍的な定義はないとしつつも、違法な野生動植物・森林資源・鉱物の取引や悪質な廃棄物投棄等の環境犯罪は非常に収益性の高い犯罪の一つであり、毎年約 1,100 億から 2,810 億米ドルの犯罪収益を生み出しているほか、汚職、脱税、麻薬取引等の他の多くの重大な組織的犯罪との結び付きがあると指摘している。

さらに、同レポートにおける環境犯罪の事例分析では、その特徴として

- 犯罪収益と合法的な収益とを混ぜ合わせるためのフロント企業の使用
 - 実質的支配者を隠匿するためのシェルカンパニーの使用
 - 貿易を偽装した犯罪収益の移転
 - 犯罪収益を移転するための金融機関等の悪用
- 等を挙げている。

また、環境犯罪に係るマネー・ローンダリング対策において各国が優先して取り組むべき事項としては、次の3点を挙げている。

- ① 国内に天然資源産業がない国であっても、マネー・ローンダリングの脅威を考慮する必要があること。
- ② マネー・ローンダリング対策として、FATF が求める基準を各国が完全に履行する必要があること。
- ③ リスク認識を共有するために官民の連携を強化すること。

2 国内における環境事犯について

国内における環境事犯としては、廃棄物事犯、動物・鳥獣関係事犯等があり、令和元年から令和3年までの間における環境事犯の検挙事件数については次のとおりである。

	令和元年	令和2年	令和3年
廃棄物事犯	5,375	5,759	5,772
(うち産業廃棄物事犯)	706	801	760
上記以外の環境事犯	814	890	855
合計	6,189	6,649	6,627

注1：警察庁資料「令和3年における生活経済事犯の検挙状況等について」より

2：「上記以外の環境事犯」には、森林法違反、建設リサイクル法違反、水質汚濁防止法違反等のほか、動物愛護管理法違反、鳥獣保護管理法違反等の動物・鳥獣関係事犯を計上している。

また、環境事犯を前提犯罪として検挙されたマネー・ローンダリング事犯については、窃盗や詐欺等の前提犯罪に比べ件数は少ないものの、無許可で産業廃棄物の処分業を営む者が、建物解体工事により生じた産業廃棄物の運搬処分を受託すること得た犯罪収益を他人名義の口座に振込入金させた事例がある。

^{*1} Money Laundering from Environmental Crime (July 2021)

(2) マネー・ローンダリングに悪用された主な取引等

マネー・ローンダリング事犯の検挙事例（令和元年から令和3年までの3年間）を分析し、捜査の過程において判明したマネー・ローンダリングに悪用された主な取引等^{*1}を集計した。

内国為替取引^{*2}が478件、次いで現金取引が253件、預金取引が167件で、これらがマネー・ローンダリングに悪用された取引等の大半を占めている（図表8参照）。

図表8【マネー・ローンダリングに悪用された主な取引等】

年	悪用された取引	内国為替取引	現金取引	預金取引	クレジットカード	電子マネー	法人格	暗号資産	外国との取引（外国為替等）	資金移動サービス	宝石・貴金属	郵便物受取サービス	法律・会計専門家	外貨両替	金融商品	合計（件数）
令和元		160	61	31	15	12	14	2	14	6	3	3	1	0	0	322
令和2		110	120	96	20	12	14	32	16	1	2	0	1	1	0	425
令和3		208	72	40	40	23	16	9	9	9	2	0	1	1	2	432
合計（件数）		478	253	167	75	47	44	43	39	16	7	3	3	2	2	1,179

検挙されたマネー・ローンダリング事犯の事例及び疑わしい取引として届出が行われた情報の分析の結果を踏まえると、我が国においては、マネー・ローンダリング等を企図する者が、迅速かつ確実な資金移動が可能な内国為替取引を通じて、架空・他人名義の口座に犯罪収益を振り込ませる事例が多くみられる。そして、最終的には、当該犯罪収益はATMにおいて出金され、その後の資金の追跡が非常に困難になることが多い。

このように、我が国においては、内国為替取引、現金取引及び預金取引がマネー・ローンダリング等の多くの事例において悪用されている。

悪用された取引等の典型的な例としては、

- 詐欺の被害金を他人名義の口座に振込送金させる（内国為替取引）
- 窃盗の被害品を他人名義で売却して現金化する（現金取引）
- 盗んだ現金を他人名義の口座に預け入れる（預金取引）
- 不正に入手したクレジットカード（情報）を利用し、名義人になりすまして物

*1 本調査書では、犯罪収益等の隠匿・収受のための手段として悪用された取引等のほか、犯罪収益の形態を変えるために利用された取引等についても分析対象としている。

*2 銀行等の預金取扱金融機関は、為替取引を行うこと（顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること等）を業務の一つとしている。ここでは預金取扱金融機関を利用した国内送金（預貯金の預入れ・払戻しや手形・小切手の利用は除く。）を内国為替取引として計上した。

品を購入する（クレジットカード）

- 詐欺による被害金を実態のない法人名義の口座に振り込ませる（法人格^{*1}）
- 詐欺による被害金を他人名義の暗号資産口座に預け入れ、暗号資産を購入した上で、別アカウントに送信する（暗号資産）
- 外国で発生した詐欺事件の被害金を、国内の口座に送金させる（外国との取引）などがある。

3 疑わしい取引の届出

犯罪収益移転防止法は、特定事業者（弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士等を除く。）に、特定業務^{*2}において収受した財産が犯罪収益である疑いがあり、又は顧客等が特定業務に係る取引に関しマネー・ローンダリングを行っている疑いがあると認められる場合に、所管行政庁に疑わしい取引の届出を行うことを義務付けているほか、疑いがあるかどうかの判断については、取引時確認の結果、取引の態様その他の事情及び調査書の内容を勘案し、かつ、主務省令で定める方法により行わなければならないとしている。

令和3年中に所管行政庁から通知された疑わしい取引の届出件数を届出事業者の業態別にみると、銀行等の預金取扱機関が41万1,683件で届出全体の77.7%と最も多く、次いで貸金業者、（3万5,442件、6.7%）、クレジットカード事業者（3万4,904件、6.6%）の順となっている（図表9参照）。

また、令和3年中に都道府県警察の捜査等において活用された疑わしい取引に関する情報数は35万3,832件であった（図表10参照）。

なお、国家公安委員会・警察庁では、疑わしい取引の集約、整理及び分析を行い、マネー・ローンダリング事犯若しくはその前提犯罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると判断されるものを都道府県警察以外の捜査機関等^{*3}に対しても提供しており、内偵捜査や犯罪の実態解明、脱税犯の犯則調査等に幅広く活用されている。

*1 法人格がマネー・ローンダリングに悪用された詳細な事例等については、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」の「法人（実質的支配者が不透明な法人等）」の項目に記載している。

*2 犯罪収益移転防止法第4条第1項に規定する特定業務をいう。

*3 犯罪収益移転防止法第13条第1項に規定する捜査機関等をいう。

図表 9 【所管行政庁から通知された業態別の疑わしい取引の届出件数】

区分 \ 年	令和元	令和 2	令和 3
	件数	件数	件数
金融機関等	415, 299	402, 868	495, 029
預金取扱機関	366, 973	342, 226	411, 683
銀行等	344, 523	319, 812	390, 381
信用金庫・信用協同組合	19, 487	19, 793	18, 461
労働金庫	371	300	318
農林等	2, 592	2, 321	2, 523
保険会社	2, 876	2, 635	3, 458
金融商品取引業者	17, 116	17, 933	19, 718
貸金業者	17, 316	25, 255	35, 442
資金移動業者	3, 913	6, 040	10, 499
暗号資産交換業者	5, 996	8, 023	13, 540
商品先物取引業者	256	320	388
両替業者	712	252	201
電子債権記録機関	4	5	7
その他	137	179	93
ファイナンスリース事業者	270	123	163
クレジットカード事業者	24, 691	29, 138	34, 904
宅地建物取引業者	6	7	4
宝石・貴金属等取扱事業者	217	63	48
郵便物受取サービス業者	4	2	0
電話受付代行業者	0	0	0
電話転送サービス事業者	5	1	2
合計	440, 492	432, 202	530, 150

図表 10 【捜査等において活用された疑わしい取引に関する情報数】

	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
捜査等に活用した情報数	307, 786	325, 643	353, 832

【都道府県警察において疑わしい取引の届出を端緒として検挙した事件例】

※ 届出の内容と検挙罪名との間に直接的な関連がない場合もある。

1 組織的犯罪処罰法違反等事件

- (1) 日本人名義の口座(謝絶した分を含む。)又は契約(謝絶した分を含む。)について、預金取扱金融機関、貸金業者及び暗号資産交換業者から、
- 移動が物理的に困難な複数の場所からの近接した時間におけるログインがあったこと
 - 第三者によるなりすまし又は本人以外の者の資金による暗号資産の不正送付の疑いがあること
 - 架空又は他人名義利用の疑いがあること
 - ATM に設置された防犯カメラ画像により、口座名義人とは別人の ATM の利用を確認したこと

○ 口座名義人から詐欺被害の申告があったこと

等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、一部の口座等が第三者によって不正に開設され、公金を不正受給した詐欺事件に使用されていることが判明し、同口座等の使用者を組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益等隠匿)等で検挙した。

(2) 日本人及び法人名義の口座又は契約(謝絶した分を含む。)について、預金取扱金融機関及びクレジットカード事業者から、

○ 顧客情報が古いまま更新されない口座への大口外国送金があったこと

○ 突発的な多額の被振込入金及び外国から多額の被仕向送金があったこと

○ 外国からの被仕向送金に関して、正当な取引との説明であるが、確認資料がないこと

○ 国外の送金先銀行より詐欺を理由とした資金返却要請があること

○ 反社会的勢力の疑いがあり、外国における詐欺事件での利用が疑われる口座であること

○ 凍結口座名義人リスト登載者であること

等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、一部の口座が国際的な詐欺事件に使用されていることが判明し、同口座名義人を含む関係者複数名を組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益等隠匿)等で検挙した。

2 詐欺事件

(1) 日本人名義の口座又は契約について、預金取扱金融機関、保険会社、両替業者及びクレジットカード事業者から、

○ 特定取引に該当する金額をわずかに下回る取引で、本人確認を避けた取引の疑いがあること

○ 生活用口座として活用されているにもかかわらず、事業者を対象とした公金の支給があり、さらに、事業内容も不明であること

○ 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引であること

等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、同口座名義人(暴力団員)が複数の公金を不正受給していることが判明し、同人を詐欺で検挙した。

(2) 日本人名義の口座又は契約について、預金取扱金融機関、金融商品取引業者、暗号資産交換業者及び商品先物取引業者から、

○ 不自然に多数の者から頻繁な振込を受けていること

○ 暗号資産口座への振込入金前に暗号資産取引アカウントのログイン認証方法及びパスワードを変更し、振込入金後に暗号資産を購入した上で、他アドレスへ移転するなど、不正取引の特徴と類似していること

○ 第三者利用及び詐欺利用の疑いがあること

○ 被害者から詐欺被害の申告があったこと

等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、同口座の使用者が、還付金名目で特殊詐欺を敢行していることが判明し、同人を詐欺及び組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益等隠匿)等で検挙した。

3 出資法違反及び貸金業法違反事件

(1) 外国人名義の口座について、預金取扱金融機関から、

○ 短期間での頻繁な送金がみられるが、一定期間での入出金額がほぼ同額であること

○ 口座名義人が外国人留学生であり、取引目的が生計費決済であるにもかかわらず、関係性が特定できない多数の外国人と頻繁多数の被仕向送金及び仕向送金を行っていること

○ 過去の取引行動から乖離した取引の発生が認められること

○ 在留期限を超過しているにもかかわらず、ATM 取引等が継続しており、顧客情報(在留期限)の更新手続も行われていないこと

等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、同口座が外国人を対象としたヤミ金融に使用されていることが判明し、同口座名義人を貸金業法違反(無登録営業)及び出資法違反(高金利)で検挙した。

- (2) 日本人及び法人名義の口座について、預金取扱金融機関及び暗号資産交換業者から、
- 極めて短期間の間に、多数の者に対して少額の暗号資産を送付していること
 - 複数法人及び個人からの振込入金を原資とした大口現金引出があること
 - 一般個人客の来店を想定していない、いわゆる空中店舗において、あえて現金での高額出金を希望するほか、その資金使途も不明であること
 - 犯罪利用口座からの送金であること
 - 被害者から詐欺被害の申告があったこと
- 等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、同口座名義人を含む複数の関係者が、多数の出資者から不正に投資金を集めていることが判明し、同人らを出資法違反(預り金の禁止)で検挙した。

4 薬物事件

- (1) 日本人名義の口座について、預金取扱金融機関から、
- 複数の個人から頻繁に送金を受け、即日 ATM 出金や第三者個人に送金していること
 - 多数者との頻繁取引があるものの、関係性や原資、送金事由が不明であること
 - 口座名義人が未成年者であるにもかかわらず、特定の者を含む多数者との頻繁取引があり、第三者利用の疑いがあること
 - 暴力団関係者等との取引であること
- 等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、同口座に係る不審な資金移動が判明し、同口座使用者を大麻取締法違反(営利目的所持)で検挙した。
- (2) 日本人名義の口座及び契約について、預金取扱金融機関、貸金業者及びクレジットカード事業者から、
- ATM に設置された防犯カメラ画像により、同一口座が複数の人物に使用されていることが判明した
 - 犯罪利用が疑われ、凍結されている口座と過去に振込取引があること
 - 多数の者と頻繁な送金取引や預払いを行っていた形跡があり不正利用の疑いが強いこと
 - 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引であること
- 等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、一部の口座が薬物密売に係る犯罪収益の集約口座であることが判明し、同口座名義人(暴力団員)を麻薬特例法違反(薬物犯罪収益等收受)で検挙するとともに、その他の口座使用者を含む関係者複数名を大麻取締法違反(所持)等で検挙した。

5 入管法違反事件

- (1) 日本人名義の口座(謝絶した分を含む。)について、預金取扱金融機関から、
- 口座開設時に取引目的を確認するも、合理的な説明ができないこと
 - 過去の取引行動から乖離した取引の発生がみられること
 - 突如、多数の個人からの多額の被仕向外国送金や、受領直後の暗号資産交換業者への振込出金や現金出金が認められること
 - 合理性のない急な取引件数の増加がみられること
 - 暗号資産交換業者からの複数回にわたる多額な振込を原資に多額の現金出金を繰り返していること
- 等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、口座名義人が、来日外国人の在留期間更新手続等を代行する際、虚偽申請していたことが判明し、同人を入管法違反(虚偽申請)で検挙した。
- (2) 外国人名義の口座について、預金取扱金融機関から、
- 口座凍結者を含む関係性が特定できない多数の外国人との間で、頻繁に多額の仕向送金、被仕向送金取引があること
 - 短期間での頻繁な送金がみられるが、一定期間での入出金額がほぼ同額であること

- 名義人が留学生であるにもかかわらず、不特定多数の外国人との頻繁多額の取引があり、名義人の属性と取引内容、金額等に整合性が取れないこと
 - 在留期限を超過しているにもかかわらず、ATM 取引等が継続しており、顧客情報(在留期限)の更新手続も行われていないこと
- 等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、同口座名義人が偽造在留カードを所持していることが判明し、同人を入管法違反(偽造在留カード所持、不法残留)で検挙した。

6 商標法違反事件

日本人、外国人及び法人名義の口座(謝絶した分を含む。)について、預金取扱金融機関から、

- 関係性の特定できない複数の者からの端数のない多額な被仕向送金を受け、即日払い出す取引を反復継続していること
- フリーマーケットアプリからの振込入金があり、当該入金額が個人取引としては過大で、口座開設目的とも乖離していること
- 入金後即時又は翌日にほぼ全額を出金し、預金残高が常に僅少であること
- 多数の者から送金された資金をまとめて別個人に送金したり、意図的に複数口座を経由したりするなど不正な資金移転の疑いがあること
- 暴力団、暴力団関係者等に係る取引であること

等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、口座名義人(暴力団員)を含む関係者複数名が、組織的に偽造品を販売していることが判明し、同人らを商標法違反で検挙した。

7 金融商品取引法違反事件

日本人名義の口座又は契約について、預金取扱金融機関、貸金業者、資金移動業者及び暗号資産交換業者から、

- 投資詐欺に利用されている疑いのあるアカウントへの暗号資産の頻繁送付が認められること
- 名義人から申告のあった収入及び資産が実際の取引金額と乖離していること
- 口座名義人への確認により、なりすましが判明したこと
- 多数の暗号資産取引所間で、頻繁に暗号資産の送付を行い、循環させている実態があること
- 口座名義人から詐欺被害の申出があったこと

等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、口座名義人を含む複数の関係者が、無登録で投資の勧誘をしていることが判明し、同人らを金融商品取引法違反(無登録営業)で検挙した。

8 犯罪収益移転防止法違反等事件

日本人名義の口座又は契約について、預金取扱金融機関及びクレジットカード事業者から、

- 開設後間もない口座に突如複数の個人からの振込があり、即日他者への振込や ATM での出金をしていること
- 一定期間稼働していなかった口座において、突如 ATM での出金と遠隔地からの振込が複数回発生していること
- 多数の者から複数回の送金受入後、即日払戻しや特定の者への複数回の送金を確認したこと
- 凍結口座名義人リスト登載者であること

等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、口座名義人が、譲渡目的で口座開設したことが判明し、同人を第三者に口座を譲渡した犯罪収益移転防止法違反(預貯金通帳等の譲渡)等で検挙した。

9 銀行法違反事件(地下銀行)

外国人名義の口座について、預金取扱金融機関から、

- 長期間稼働していなかった口座名義人による出金限度額の引上げ申込みの際に不自然な態様がみられたこと
- 不特定多数の個人から送金を受け、即日 ATM で払戻し又は不特定多数者への送金手続を行っていること
- 長期間稼働していなかった口座に突如少額の入出金があった後、ATM で多額の現金入金があったこと

と

- ATMで多額の現金入金後、即日、入金場所から遠隔地のATMでほぼ全額を出金していること
 - ATMに設置された防犯カメラ画像により、入金者が口座名義人とは別人と判明したこと
 - 関係性が特定できない多数の外国人と頻繁多額の仕向送金及び被仕向送金取引があったこと
- 等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、同口座の使用者が無免許で銀行業を営んでいることが判明し、同人を銀行法違反で検挙した。

10 売春防止法違反事件

日本人及び法人名義の口座(謝絶した分を含む。)について、預金取扱金融機関から、

- コンビニエンスストアのATMで手数料を支払い、頻繁に多額現金を入金していること
 - ATMで多額の現金入金後、異なる名義で複数回の仕向振込があること
 - 性風俗特殊営業経営の法人より、多額の振込が相次いで発生していること
 - 事業費決済口座として法人口座を開設したにもかかわらず、口座の動きがないこと
 - 郵送物が宛先不明により返送されたため、口座名義人に確認するも合理的な説明ができないこと
- 等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、口座名義人を含む関係者複数名が、売春を行う場所を提供していることが判明し、同人らを売春防止法違反で検挙した。

【都道府県警察以外の捜査機関等が疑わしい取引の届出を活用した事件例等】

都道府県警察以外の捜査機関等において、疑わしい取引の届出を捜査等に活用した事件例や各捜査機関等の把握した最近の犯罪事例、傾向等^{*1}は次のとおりである。

1 業務上横領事件(検察庁)

日本人名義の口座について、預金取扱金融機関から、

- 現金による入金を原資として他行への資金移動の総額が多額となっている取引であること
 - 原資不明の多額の現金をATMで入金し、インターネットバンキングで資金移動を繰り返していること
 - 多額送金について確認するも、原資の説明もなく取引内容の説明も整合性がないこと
- 等を理由とした疑わしい取引の届出を活用し、業務上横領事件を検挙した。

2 脱税事件(国税庁)

日本人及び法人名義の口座について、預金取扱金融機関から、

- 窓口において原資詳細不明の多額現金入金後、入金額全額を他行他人名義の口座に振込送金しており、年齢等の属性からみても高額であり不自然な取引であること
 - ATMにおいて頻繁に多額現金入金があること
 - 多額の外国送金にもかかわらず、送金目的及び原資が不明であること
- 等を理由とした疑わしい取引の届出を活用し、法人税法等違反、消費税法等違反事件を告発等した。

【国税庁の把握した最近の犯罪事例、傾向等】

- 令和3年度は、消費税等不正受還付事案(愛玩用動物のイベントの企画・開催をする法人が、消費税の仕入税額控除制度を悪用)、無申告事案(太陽光発電設備に係る請負工事、インターネットショッピングサイトを利用した輸入雑貨の通販等)を脱税事案として告発している。その他、国外法人を利用した国際的な不正スキーム事案のほか、下請業者から謝礼を受領した建設会社元従業員の事案等、社会的波及効果の高い事案を告発している。業態別にみると、建設業及び不動産業が上位を占める結果となっている。
- 脱税によって得た不正資金の多くは、現金や預貯金として留保されていたが、不動産や有価証券等へ投資された事例、高級車や高級腕時計が購入された事例、海外カジノを含むギャンブルや高級クラブの遊興費に支出した事例等がみられた。

3 薬物密輸入事件(税関)

日本人及び外国人名義の口座について、預金取扱金融機関から、

^{*1} 本項目は、各捜査機関等から提供のあった情報を基に紹介している。

- 関係性が特定できない多数の者からの頻繁多額の送金があること
- 短期間で頻繁送金が見られ、一定期間での入出金額がほぼ同額であること
- 他行の個人からの振込入金即日支出していること

等を理由とした疑わしい取引の届出を不正薬物密輸入事件等の関係者の割り出し等に活用した。

4 薬物密売事件(厚生労働省地方厚生局麻薬取締部)

日本人名義の口座について、預金取扱金融機関、クレジットカード事業者、暗号資産交換業者及び貸金業者から、

- ATMに設置された防犯カメラ画像により、同一口座が複数の人物に使用されていることが判明したこと
- 複数の個人や法人から振込を受けた直後に即払戻しを行ったり、ATMから原資不明の現金を入金し複数の個人へ目的不明の振込を行ったりするなど取引が不自然であること
- 不特定の個人から多額な振込が頻繁にみられること
- 口座凍結名義人リスト搭載者であること
- 多額現金の新札への両替を依頼したが、原資等の説明を求めるも確認資料もなく、自ら途中で取り下げたという不審な取引不成立事案があったこと

等を理由とした疑わしい取引の届出を活用し、麻薬及び覚醒剤の密売事件等を検挙した。

【厚生労働省地方厚生局麻薬取締部の把握した最近の犯罪事例、傾向等】

- 薬物犯罪収益の收受・隠匿には、他人名義の口座が使用される例が多い。以前は、密売組織関係者とほとんど関係のない名義人の口座が使われることが多かった。しかし、金融機関が疑わしい取引の監視を強化していること、具体的には口座名義人に対する取引目的等の問い合わせに返答できない場合等には入金停止措置等の制限が執られることから、最近では金融機関からの問い合わせ等に対する返答を行うことができるようにするため、密売組織関係者に近い者等の口座を使用するケースが増加している。
- 規制薬物密売事件における薬物犯罪収益の收受の際、個人のパソコン等で手軽に作成可能なデスクトップウォレットが多数使用されている。デスクトップウォレットに暗号資産で薬物犯罪収益を收受後、外国の暗号資産交換業者を使用して移転している。外国の暗号資産交換業者に移転されると、業者の実体がどの国に存在しているかが判然としない場合があるため、国際捜査共助を要請する国が特定できず、収益が現金化されるまでの移転状況を把握するのが、極めて困難になっている。

5 密漁事件(海上保安庁)

日本人名義の口座について、預金取扱金融機関から、

- ATMでの入出金取引が急増するなど、過去の取引から乖離した取引が発生していること
- ATMでの入金店舗と出金店舗が遠距離で不審であること
- 貿易会社や特定の複数の個人との事業取引とは考えにくい頻繁な端数のない取引がみられること
- 貿易会社から多額入金後、即日、全額を暴力団関係者の口座へ送金していること

等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を密漁組織の実態や販売ルート等の特定に活用した。

【海上保安庁の把握した最近の犯罪事例、傾向等】

- 密漁は、実行部隊と買受業者が手を組んだ組織的な形態で行われるもの、暴力団が取引価格の高い漁獲物を資金源とするために関与するものなど多岐にわたっている。殊に近年、密漁者が市場を通さず水産会社と直接売買するなどの販売ルートが変化した事例が確認されており、これまでに潜在化・巧妙化した組織的な密漁が見受けられる。

第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度

1 取引形態と危険度

FATF 勧告の解釈ノートにおけるマネー・ローンダリング等の危険度を高める状況の例（「非対面の業務関係又は取引」、「取引が現金中心である」等）に加え、来日外国人によるマネー・ローンダリング事犯検挙事例の存在等を参考にして、取引の危険度に影響を与える形態として、(1)非対面取引、(2)現金取引及び(3)外国との取引を特定し、分析・評価を行った。

(1) 非対面取引

ア 危険度を高める要因

(ア) 特徴

情報通信技術の発展及び顧客の利便性を考慮した特定事業者によるサービス向上、新型コロナウイルス感染症への感染防止対策等を背景に、インターネット等を通じた非対面取引が拡大している。

例えば、預金取扱金融機関においては、インターネットを通じて、口座の開設や振込等の金融取引を行うことができるほか、郵送によって口座の開設等の申込手続きができるメールオーダーサービスが行われている。また、金融商品取引業者等においては、インターネットを通じた口座の開設や株式の売買等が行われている。

一方、非対面取引は、取引の相手方と直に対面せずに行う取引であることから、同人の性別、年代、容貌、言動等を直接確認することにより、本人特定事項の偽りや他人へのなりすましを判断することができない。また、本人確認書類の写しにより本人確認を行う場合には、その手触りや質感から偽変造の有無を確認することができない。このように、非対面取引においては、他人になりすますことを企図する者を看破する手段が限定され、本人確認の精度が低下することとなる。したがって、非対面取引は、対面取引と比べて匿名性が高く、容易に氏名、住所等の本人特定事項を偽ったり、架空の人物や他人になりすまして取引を行うことを可能とする。具体的には、偽変造された本人確認書類の写しを送付するなどし、本人特定事項を偽ったり、他人になりすましてすることが可能となる。

(イ) 事例

令和3年中、非対面取引がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- 他人になりすまして新型コロナウイルス感染症に関連した給付金詐欺により得た犯罪収益を銀行口座に振り込ませた上で、インターネットを通じた非対面取引により、別の他人名義の口座に送金した。
- 詐欺により得た犯罪収益を、インターネットを通じた非対面取引により、暗号資産取引用口座に送金した上で、暗号資産を購入した。
- 窃取した健康保険証を用いて他人になりすまし、住民票を取得して同保険証とともに使用し、銀行口座を開設した上で、インターネットを通じた非

対面取引により融資を申込み、融資金を他人になりすまして開設した口座に振込入金させた。

- インターネット上に開設された新幹線ネット予約の会員サイトに接続し、不正に入手したクレジット情報を用いて非対面取引により新幹線チケットの購入を申込み、発券を受けた。
- 窃盗により得た犯罪収益を、フリーマーケットアプリを利用して売却し、非対面取引により他人名義の口座に振込入金させた。

イ 危険度の低減措置

犯罪収益移転防止法及び規則は、顧客等の本人特定事項の確認方法として、特定事業者が直接、本人確認書類の提示を受ける方法以外に、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法、本人限定受取郵便により送付する方法、オンラインで本人確認が完結できる方法等を定めている。

さらに、金融庁が策定している監督指針においては、インターネットバンキングが非対面取引であることを踏まえ、取引時確認等の顧客管理に必要な体制の整備が図られているかという点を、監督上の着眼点の一つとして定めている。

加えて、特定事業者においても、疑わしい取引を判断するに際して、IP アドレスやログイン所在地を踏まえて取引をモニタリングするなど、リスク低減措置が図られている。

ウ 危険度の評価

非対面取引においては、特定事業者は、取引の相手方や本人確認書類を直接観察することができないことから、本人確認の精度が低下することとなる。したがって、非対面取引は、対面取引に比べて、本人確認書類の偽変造等により本人特定事項を偽り、又は架空の人物や他人になりすますことを容易にする。

実際、非対面取引において、他人になりすますなどして開設された口座がマネー・ローンダリングに悪用されていた事例があること等から、非対面取引は危険度が高いと認められる。

(2) 現金取引

ア 危険度を高める要因

(7) 特徴

我が国における現金取引の状況に関し、令和元年の1世帯（総世帯）当たりの1か月平均消費支出を購入形態別にみると、「現金」（口座引落とし等を含む。以下同じ。）は17万4,237円（消費支出に占める割合73.5%）であるのに対して、「クレジットカード、月賦、掛買い」は5万3,305円（同22.5%）となっている。「現金」の割合の推移をみると、平成26年が82.4%、令和元年が73.5%と低下しているものの、依然として消費支出の大半を占めている（図表11参照）。現金流通状況は、他国に比べても高い状況にある（図表12参照）。

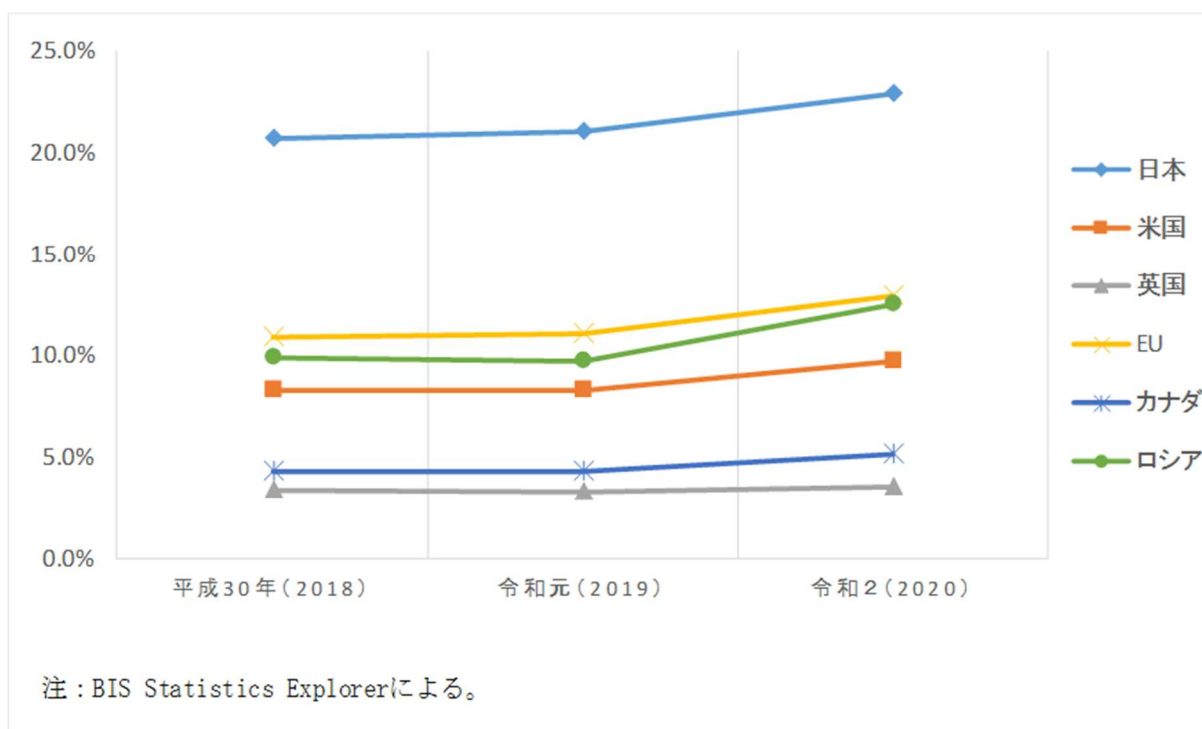
現金取引には、遠隔地への速やかな資金移動が容易な為替取引と異なり、実際に現金の物理的な移動を伴うことから、相当な時間を要する一方、匿名性が高く、取引内容に関する記録が作成されない限り、資金の流れが追跡されにくいという特徴がある。

図表11【購入形態別支出の推移（総世帯・1か月平均）】

消費支出	平成26年				令和元年			
	現金	クレジットカード等	電子マネー	合計	現金	クレジットカード等	電子マネー	合計
支出金額 (円)	205,846	40,104	3,788	249,738	174,237	53,305	9,550	237,091
割合 (%)	82.4%	16.1%	1.5%	100.0%	73.5%	22.5%	4.0%	100.0%

注：総務省の「全国家計構造調査（旧全国消費実態調査）」による。

図表12【各国等の名目GDPに占める現金流通残高の割合】



(イ) 事例

マネー・ローンダリング事犯の検挙事例をみると、我が国においては、

- 窃盗や詐欺等により得られた物品を売却して現金化する
- 架空・他人名義の口座に犯罪収益を振り込ませ、最終的に ATM において現金で出金する
- 犯罪組織等が、犯罪収益を現金で収受する
- 外国で敢行された詐欺の犯罪収益を我が国の金融機関に送金する国際的なマネー・ローンダリング事犯において、国際犯罪組織が取引の正当性を仮装し、一度に多額の現金を引き出す

など、現金取引によりその後の資金の追跡が困難となる実態がみられるほか、特定事業者が提供する商品・サービスの脆弱性に加え、現金の流動性、匿名性等がマネー・ローンダリング等に悪用されている実態が認められる。

また、令和3年中、現金取引がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- 盗品を架空又は他人名義で質屋、古物商等に売却するなどして現金を入手した。
- 暴力団構成員等が売春や賭博等による違法な収益をみかじめ料、上納金名目等で現金で受領した。
- 強盗で得た犯罪収益である現金を、高額紙幣に両替したほか、親族名義の口座に入金した。
- 特殊詐欺やロマンス詐欺で他人名義の口座に振り込まれた犯罪収益を、ATM を利用して現金で出金した。

一方、令和3年中、現金取引に係るマネー・ローンダリング事犯により得られた犯罪収益を剥奪した事例は次のとおりである。

- 偽造の在留カードを悪用して他人になりすまし、不正に入手した携帯電話機を質屋に売却して得られた売却代金の一部である現金に没収判決がなされた。
- ヤミ金融の返済金として他人名義の口座に預け入れされた現金が犯罪収益と認定され、捜査機関により押収した現金を含めて全額に追徴判決がなされた。

イ 危険度の低減措置

犯罪収益移転防止法及び施行令は、金融に関する業務等を行う特定事業者に、200 万円（為替取引又は自己宛小切手の振出しを伴うものにあつては、10 万円）を超える現金の受払いをする取引に際して取引時確認を行う義務及び確認記録・取引記録の作成・保存をする義務を課している。

また、古物営業法（昭和24年法律第108号）や質屋営業法（昭和25年法律第158号）は、取引に際して、相手方の住所、氏名等を確認することを義務付けている。キャッシュ・クーリエ（現金等支払手段の輸出入）に関しては、100 万円（北朝鮮を仕向地とする輸出にあつては、10 万円）相当額を超える現金等を携

帯して輸出入する場合、外為法は財務大臣への届出を書面で行う義務を課しており、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）は税関長への申告を書面で行わなければならないこととしている。このような措置も、現金取引の危険度の低減に資するものと考えられる。

さらに、我が国は、「成長戦略実行計画」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）等において、キャッシュレスの環境整備を進めることとしており、これにより、不透明な現金資産の見える化、不透明な現金流通の抑止等が図られ、現金取引によるマネー・ローンダリング等の抑制につながることを期待される。

特定事業者による危険度の低減措置の例は、次のとおりである。

- 現金の入出金の金額が一定の基準を超過するときは、窓口においてヒアリングシートを起票し、必要に応じて疑わしい取引の届出をする。
- 同一日における、同一店舗での複数回の取引、複数店舗での取引等、認識したリスクを踏まえて、ヒアリングシートの起票基準の更新を検討する。
- 口座を保有していないなどの理由から確認記録が保存されていない顧客の現金持込みの海外送金取引を謝絶する。

ウ 危険度の評価

現金取引は、流動性及び匿名性が高く、現金を取り扱う事業者において、取引内容に関する記録が正確に作成されない限り、犯罪収益の流れの解明が困難となる。実際、他人になりすますなどした上で、現金取引を通じてマネー・ローンダリングを行った事例が多数存在すること等から、現金取引は危険度が高いと認められる。

(3) 外国との取引

ア 危険度を高める要因

(7) 特徴

令和3年の我が国の経済規模は、名目GDPが約541.4兆円、輸入総額が約84兆8,750億円、輸出総額が約83兆914億円となるなど、我が国は世界経済において重要な地位を占めている。また、我が国は高度に発達した金融市場を有し、世界有数の国際金融市場として相当額の取引を行っている。このように、我が国は日常的に外国との取引を行っているが、外国との取引は、国により法制度や取引システムが異なること、自国の監視・監督が他国まで及ばないこと等から、一般に、国内の取引に比べて、資金移転の追跡を困難とする性質を有する。諸外国の中には、法人の役員や株主を第三者名義で登記することを許容している国・地域もあり、それらの国・地域において設立された実態のない法人が、犯罪収益の隠匿等に悪用されている実態も認められる。

また、それらの匿名性の高い法人口座等を複数経由すること等により、最終的な送金先が不透明になる危険性が高まることとなる。

加えて、貿易取引を偽装することにより、容易に送金を正当なものと装うことができるほか、実際の取引価格に金額を上乗せして支払うなどして犯罪収益を移転することができる。

特に外国との為替取引は、銀行間におけるコルレス契約^{*1}に基づいて支払委託が行われることが多く、このような取引は隔地間の複数の銀行を経由することから、犯罪収益の追跡可能性を著しく低下させる。コルレス業務においては、金融機関は、送金依頼人等と直接の取引関係にない場合があるため、コルレス先（コルレス契約の相手方）におけるマネー・ローンダリング等防止のための体制が不十分である場合には、マネー・ローンダリング等に巻き込まれるおそれがある。さらに、例えば、コルレス先が営業実態のない架空銀行（いわゆるシェルバンク）である場合や、コルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用させている場合には、外国為替取引がマネー・ローンダリング等に利用される危険性が高い。

近年、国際犯罪組織によって、外国において敢行された詐欺の犯罪収益が我が国の金融機関に送金される国際的なマネー・ローンダリング事犯が認められる。これらの事案の背景には、我が国の金融システムが国際社会から高く信頼されていること、我が国と被害発生国における時差を利用し、犯罪の認知を遅らせることができること等の複数の要因があると考えられる。

なお、外国との取引においては、上記のコルレス契約に基づく銀行間の為替取引等以外に、キャッシュ・クーリエによるマネー・ローンダリング等も可能である。

マネー・ローンダリング等対策に関する国際的な関心は急速に高まってお

^{*1} 外国所在為替取引業者との間で、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約

り、諸外国においては、当局が対策の不備を理由として多額の制裁金を課す事例等もみられる。こうした点を踏まえて、外国との為替取引を行う金融機関等においては、国内のみならず、外国当局による監督の状況を含め、国外の動向も十分に踏まえた対応が求められる。

(イ) 事例

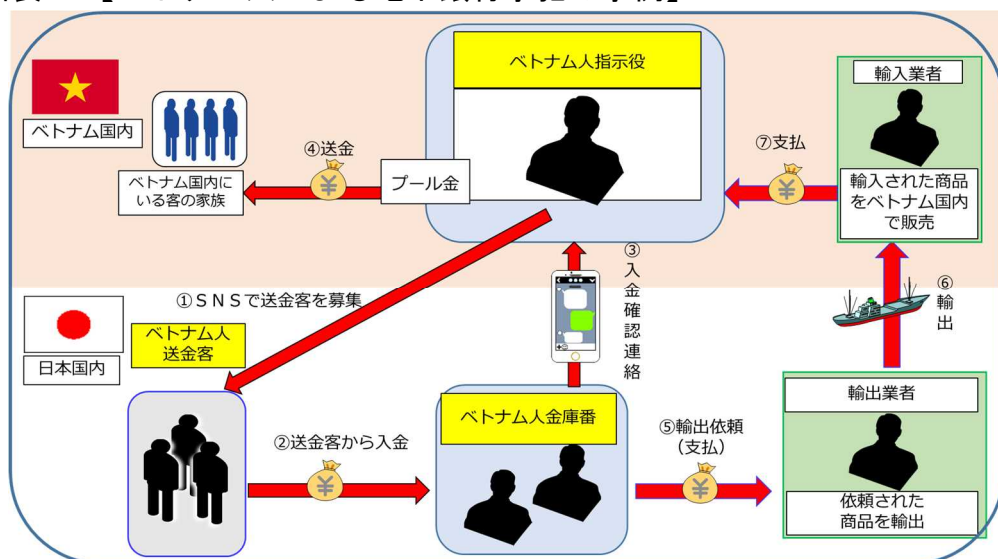
外国との取引が悪用された事例を分析したところ、その犯行主体は、国内の犯行主体のみならず、国際犯罪組織や来日外国人の関与も認められ、国際的にマネー・ローンダリングが敢行されている実態が認められる。

また、その手口としては、

- 国内外の金融機関等を悪用（外国送金等）するもの
- 正規の貿易（物品の輸出入等）を装うもの
- 実際に資金移動をすることなく、国内外への送金・支払を請け負うもの
- キャッシュ・クーリエによるもの

等が認められ、これらの手口による事犯の例としていわゆる地下銀行（図表 13 参照）等がある。

図表 13 【ベトナム人による地下銀行事犯の事例】



具体的な手口の特徴をみると、海外で行われた詐欺の犯罪収益を正当な資金のように見せ掛け、真の資金の出所や資金の実態を隠置しようとするマネー・ローンダリング事件では、

- 1回の送金額が1億円を超えることもあるなど高額であること
- 受取人と送金人で送金の理由が異なること
- 送金を受けた額のほぼ全額を現金で引き出すこと
- 送金元から後日組戻し依頼がなされること

等の特徴が認められる。

さらに、正規の貿易を装ったマネー・ローンダリング事件や地下銀行事案では、

- 内容虚偽の書面を準備した上で、事実と異なる輸出許可を得て国外輸出す

る

- 外国で需要が高い物品(自動車、重機等)を正規の貿易を装って輸出して、現地で換金し、実質的に外国へ送金する
などがあり、現金から物、さらに物から現金へと犯罪収益の形態を転換させるなどの特徴が認められる。

令和3年中、外国との取引が悪用されたマネー・ローンダリング事犯については、次のものがある。

- アメリカ、ヨーロッパ等において敢行した詐欺(ビジネスメール詐欺(BEC)等)による詐取金を我が国の銀行に開設した口座に送金させた上で、口座名義人である日本人が、偽造した請求書等を当該銀行の窓口で提示して、正当な取引による送金であるかのように装って当該詐取金を引き出した。
- 違法な動画を外国の動画サイトに出品し、その売却代金として海外送金されてきた犯罪収益を、正当な取引による送金であるかのように装って入金を受けた。
- 会社の正当な資金移動を装って、外国の銀行口座に不正に送金させた上で、当該詐取金で暗号資産を購入するなどした。
- SNS等を通じて知り合った被害者をだまして得た詐取金を他人名義口座に送金させ、正当な海外送金であるかのように装って、犯行グループが開設した外国の銀行口座に送金した。

(ウ) 疑わしい取引の届出

令和元年から令和3年までの間の、外国送金に関する疑わしい取引の届出件数は14万6,420件で、中国、香港及びアメリカを送金先又は送金元とする取引の届出が約半数を占めている(図表14参照)。

図表14【外国送金に関する疑わしい取引の届出件数】

送金先(元) 国・地域名	令和元年	令和2年	令和3年	合計	割合
中国	18,425	13,918	11,685	44,028	30.1%
香港	6,664	5,525	4,848	17,037	11.6%
アメリカ	5,596	4,553	4,150	14,299	9.8%
韓国	2,708	2,429	3,159	8,296	5.7%
台湾	2,510	2,208	2,124	6,842	4.7%
イギリス	1,922	1,849	1,684	5,455	3.7%
シンガポール	1,639	1,500	1,353	4,492	3.1%
フィリピン	1,433	1,208	1,755	4,396	3.0%
ベトナム	1,151	946	1,772	3,869	2.6%
タイ	1,161	985	780	2,926	2.0%
上記以外	14,032	10,707	10,041	34,780	23.8%
合計	57,241	45,828	43,351	146,420	－

イ 危険度の低減措置

犯罪収益移転防止法は、特定事業者に対し、特定取引^{*1}を行うに際して取引の目的の確認を行う義務を定めている。また、特定事業者のうち、為替取引を行う金融機関等に対し、外国所在為替取引業者とコルレス契約を締結するに際して、当該外国所在為替取引業者の体制の確認等を行う義務や、他の金融機関等に外国に向けた支払に係る為替取引を委託するに際して当該他の金融機関等に顧客（送金依頼人）の本人特定事項等を通知する義務を課すとともに、外国の同様の法制度に基づいて外国所在為替取引業者から提供された顧客の本人特定事項等を保存すること等を定めている。

また、金融庁は、ガイドラインにおいて、コルレス契約締結時に係る「対応が求められる事項」を公表し、監督指針においては、コルレス契約の締結について、監督上の着眼点を定めている。

さらに、金融庁は、預金取扱金融機関及び資金移動業者に対して送金取引等に関する調査を実施するなど、外国送金を含む送金取引に重点を置いた監督上の取組を強化している。

キャッシュ・クーリエに関する危険度の低減措置としては、100 万円（北朝鮮を仕向地とする輸出にあつては、10 万円）相当額を超える現金や小切手等の支払手段、証券又は重量が1 キログラムを超える貴金属^{*2}を携帯して輸出入する場合、外為法は財務大臣への届出を書面で行う義務を課しており、関税法は税関長への申告を書面で行わなければならないこととしている。

財務省は、外国為替検査ガイドラインにおいて、外為法令の遵守を促進するために、必要な体制整備等に関する具体的な検査項目等を定めている。

特定事業者による危険度の低減措置の例は、次のとおりである。

- 外国為替取引を開始する法人顧客については、その法人を訪問するなどして、事業内容のヒアリング等を実施すること。
- 現金持込みによる海外送金取引を謝絶すること。
- FATF 声明で加盟国等に対して対抗措置等が要請された国・地域に近接するエリア向けの海外送金取引について、取引時確認を強化すること。
- 外国からの送金について、送金目的と受取人の資金の使用状況との乖離^{かい}に着目し、疑わしい取引の届出を行うこと。

ウ 危険度の評価

外国との取引においては、法制度や取引システムの相違等から、国内取引に比べて移転された資金の追跡が困難になる。

実際、外国との取引を通じてマネー・ローンダリングが行われた事例が存在することから、外国との取引はマネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。このほか、最近の我が国における国際組織犯罪の動向をみると、

*1 犯罪収益移転防止法第4条第1項に規定する特定取引をいう。

*2 金の地金のうち、全重量に占める金の含有量が90%以上のもの

来日外国人で構成される犯罪組織が、出身国に存在する犯罪組織の指示を受けて犯罪を敢行するなど、その人的ネットワーク、犯行態様等が一国内のみで完結せず、国境を越えて役割が分担されることで、犯罪がより巧妙化・潜在化している実態があり、来日外国人で構成される犯罪組織が得た犯罪収益が海外に還流される危険性も認められる。

また、FATF 勧告の解釈ノートにおけるマネー・ローンダリング等の危険度を高める状況の例、実際の事例等を踏まえると、次のような取引は危険度が高いと認められる。

- 適切なマネー・ローンダリング等対策が執られていない国・地域との間で行う取引
- 多額の現金を原資とする外国送金取引
- 外国送金に際してその目的や原資について顧客が虚偽の疑いがある情報等を提供する取引

2 国・地域と危険度

FATF 勧告の解釈ノートにおけるマネー・ローンダリング等の危険度を高める状況の例（「相互審査、詳細な評価報告書、公表されたフォローアップ報告書等の信頼のできる情報源により、適切なマネー・ローンダリングやテロ資金供与対策が執られていないとされた国」）等を参考にして、取引の危険度に影響を与える国・地域として注意を要するものを特定し、分析・評価を行った。

(1) 危険度を高める要因

FATF は、マネー・ローンダリング等への対策上の欠陥があり、当該欠陥への対応に顕著な進展がみられず、又は欠陥に対処するために策定したアクションプランに沿った取組がみられない国・地域を特定した上で、FATF 声明により、当該欠陥に関連する危険に留意してマネー・ローンダリング等への対策を講ずるよう、加盟国に要請している。

特に、北朝鮮については、平成 23 年（2011 年）2 月から継続して、北朝鮮から生じる継続的かつ重大なマネー・ローンダリング等の危険から国際金融システムを保護するため、FATF は、全ての加盟国及びその他の国・地域に対して、対抗措置の適用を要請している。

また、イランについても、平成 21 年（2009 年）2 月から継続して同様の要請がなされていたが、FATF は、平成 28 年（2016 年）6 月、イランによる対応を評価して 12 か月間対抗措置を停止した。その後、平成 29 年（2017 年）6 月には、当該対抗措置の停止を継続してイランによる対応の進捗を監視するとした上で、全ての加盟国及びその他の国・地域に対して、イランから生じる危険に見合った厳格な顧客管理措置を適用するよう要請している。同要請に加え、令和元年（2019 年）10 月からは、FATF 勧告（勧告 19）に基づき、イランに本拠を置く金融機関の支店・子会社に対する監督の強化、金融機関によるイラン関連の取引に係る報告体制又は体系的な報告の導入及びイランに所在する全ての支店・子会社に対して金融グループが強化した外部監査を行うことを要請している。そして、令和 2 年（2020 年）2 月からは、イランが国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約及びテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約を締結するための国内担保法を FATF 基準に沿って整備していないことに鑑み、FATF は、全ての加盟国及びその他の国・地域に対して、イランへの対抗措置の一時停止を完全に解除し、対抗措置を適用することを要請している。

(2) 危険度の低減措置

犯罪収益移転防止法及び施行令は、イラン及び北朝鮮を犯罪収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域（以下「特定国等」という。）と規定した上で、特定事業者に対して、特定国等に居住し、又は所在する顧客等との特定取引や特定国等に居住し、又は所在する者に対する財産の移転を伴う特定取引を厳格な取引時確認の対象とし、本人特定事項等の確認のほか、当該取引が 200 万円を超える財産の移転を伴う場合には、資産・収入の状況の確認を義務付けている。

所管行政庁は、特定事業者に対して FATF 声明を周知するとともに、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認の義務、疑わしい取引の届出の義務及び外国為替取引に係る通知義務の履行の徹底について要請している。

金融庁が策定している監督指針においては、疑わしい取引の届出のための体制整備に当たって、調査書の内容を勘案の上、国籍（例：FATF がマネー・ローンダリング等対策に非協力的な国・地域として公表しているもの）等に照らした取引金額、回数等の取引態様その他の事情の考慮が十分に行われているかという点を監督上の着眼点の一つとして定めている。

(3) 危険度の評価

外国との取引にあっては、上記のとおり、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められるが、FATF 声明を踏まえれば、イラン及び北朝鮮との取引は、その危険度が特に高いと認められる。イラン及び北朝鮮のほかにも、FATF 声明を踏まえて注意を要する国・地域との取引は、外国との取引の中でも、危険度が高いと認められるが、令和 4 年（2022 年）6 月の声明では該当する国・地域はなかった^{*1}。もっとも、FATF は、マネー・ローンダリング等への対策に重大な欠陥を有し、かつ、それに対処するためのアクションプランを策定した国・地域について、国際的なマネー・ローンダリング等対策を継続して改善している国・地域として公表した上で、当該国・地域に対し、提案された期間内における迅速なアクションプランの履行を要請している。このことから、当該国・地域との取引であって、FATF が指摘する欠陥が是正されるまでの間になされるものは、危険性があると認められる。また、これらの国々に対する直接の取引以外であっても、近隣の国・地域等を経由した悪質かつ巧妙な手口によって、最終的にはこれらの国々に送金される危険性も踏まえて、取引時確認等の措置を的確に行う必要がある。

^{*1} https://www.mof.go.jp/international_policy/convention/fatf/index.html 参照。なお、FATF 声明は、4か月に1回（通常2月、6月及び10月）開催される FATF 全体会合において採択されるものであり、公表される国・地域名は、その都度、変わり得ることから、特定事業者は継続的に注意を払う必要がある。

【FATF 声明で加盟国等に対して対抗措置等が要請された国・地域及びマネー・ローンダリング等対策の改善のために FATF の監視プロセスに指定された国・地域の推移】

以下は、過去3年間(令和2年(2020 年)から令和4年(2022 年)まで)に公表された、FATF 声明で加盟国等に対して対抗措置等が要請された国・地域及びマネー・ローンダリング等対策の改善のために FATF の監視プロセスに指定された国・地域について、当該指定等が決定された時期を一覧にしたものである。

なお、国・地域の記載順は令和4年(2022 年)6月におけるFATF 全体会合時点で公表された国・地域を上段にアルファベット順で記載し、過去に公表されていた国・地域を下段にアルファベット順で記載している。

【FATF 声明で加盟国等に対して対抗措置等が要請された国・地域】

凡例：●は加盟国等に対して対抗措置の要請

国・地域／時期	2020年			2021年			2022年	
	2月	6月	10月	2月	6月	10月	3月	6月
イラン	●	●	●	●	●	●	●	●
北朝鮮	●	●	●	●	●	●	●	●

【マネー・ローンダリング等対策の改善のために FATF の監視プロセスに指定された国・地域】

凡例：○はマネー・ローンダリング等対策の改善のため、FATF の監視プロセスに指定されたことを示す。

国・地域／時期	2020年			2021年			2022年	
	2月	6月	10月	2月	6月	10月	3月	6月
アルバニア	○	○	○	○	○	○	○	○
バルバドス	○	○	○	○	○	○	○	○
ブルキナファソ				○	○	○	○	○
カンボジア	○	○	○	○	○	○	○	○
ケイマン諸島				○	○	○	○	○
ジブラルタル								○
ハイチ					○	○	○	○
ジャマイカ	○	○	○	○	○	○	○	○
ヨルダン						○	○	○
マリ						○	○	○
モロッコ				○	○	○	○	○
ミャンマー	○	○	○	○	○	○	○	○
ニカラグア	○	○	○	○	○	○	○	○
パキスタン	○	○	○	○	○	○	○	○
パナマ	○	○	○	○	○	○	○	○
フィリピン					○	○	○	○
セネガル				○	○	○	○	○
南スーダン					○	○	○	○
シリア	○	○	○	○	○	○	○	○
トルコ						○	○	○
ウガンダ	○	○	○	○	○	○	○	○
アラブ首長国連邦							○	○
イエメン	○	○	○	○	○	○	○	○
バハマ	○	○	○					
ボツワナ	○	○	○	○	○			
ガーナ	○	○	○	○				
アイスランド	○	○						
マルタ					○	○	○	
モーリシャス	○	○	○	○	○			
モンゴル	○	○						
ジンバブエ	○	○	○	○	○	○		

※ 各国の状況については、同声明の原文「jurisdictions under Increased Monitoring-June 2022」(<https://www.fatf-gafi.org/publications/high-risk-and-other-monitored-jurisdictions/documents/increased-monitoring-june-2022.html>) 参照。

3 顧客の属性と危険度

FATF 勧告の解釈ノートにおけるマネー・ローンダリング等の危険度を高める状況の例（「顧客が非居住者である」、「会社の支配構造が異常又は過度に複雑である」等）、FATF の第3次対日相互審査での指摘（「顧客が外国の重要な公的地位を有する者である場合には、通常の顧客管理措置に加えて、一定の措置を実施すべき」、「写真が付いていない書類を本人確認に用いる場合は、二次的な補完措置を執ること」等^{*1)}）に加え、暴力団構成員等によるマネー・ローンダリング事犯検挙事例の存在、厳しいテロ情勢等を参考にして、取引の危険度に影響を与える顧客の属性として、

○ マネー・ローンダリング等を行おうとする者

(1)反社会的勢力（暴力団等）及び(2)国際テロリスト（イスラム過激派等）

○ 顧客管理が困難である者

(3)非居住者、(4)外国の重要な公的地位を有する者及び(5)法人（実質的支配者が不透明な法人等）

を特定し、分析・評価を行った。

(1) 反社会的勢力（暴力団等）

我が国において、暴力団をはじめとする反社会的勢力^{*2)}は、財産的利益を獲得するために様々な犯罪を敢行しているほか、企業活動の仮装・悪用をした資金獲得活動を行っている。

このうち、暴力団は、財産的利益の獲得を目的として、集团的又は常習的に犯罪を敢行する、我が国における代表的な犯罪組織である。

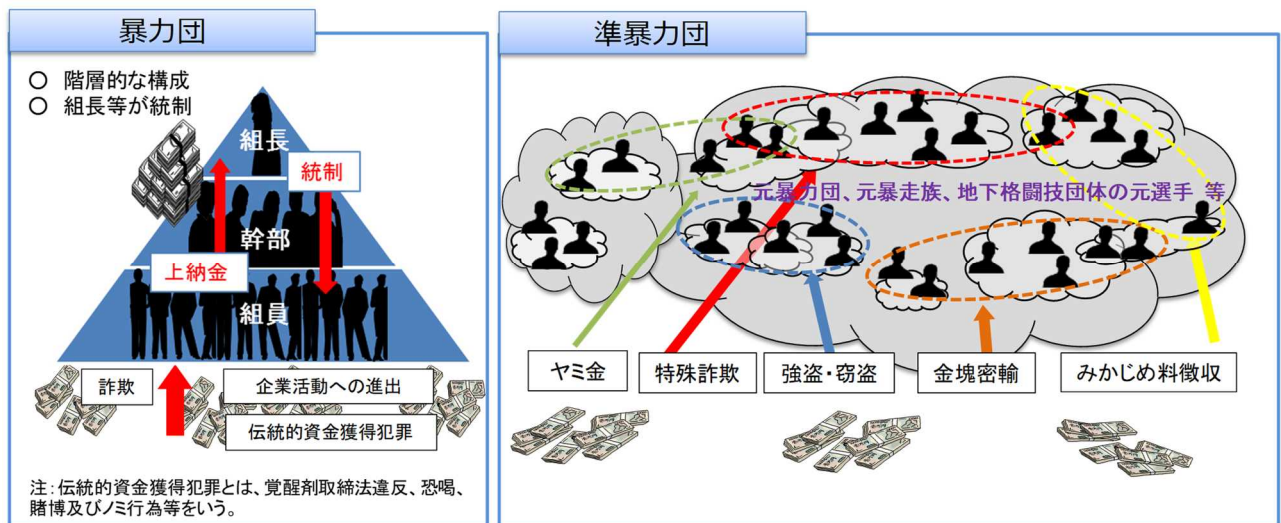
暴力団は、規模や活動地域を異にするものが全国各地に存在している。令和4年10月1日現在、暴力団対策法の規定により25団体が指定暴力団として指定されている。

このほか、近年、暴力団のような明確な組織構造は有しないものの、これに属する者が集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行っている集団（以下「準暴力団」という。）が、特殊詐欺、組織窃盗等の違法な資金獲得活動を活性化させている。準暴力団には、暴力団との関係を持つ実態も認められ、違法な資金獲得活動によって蓄えた潤沢な資金の一部を暴力団に上納するとともに、自らが行う風俗営業等の事業資金や他の違法な資金獲得活動の原資に充てるなどして、勢力の維持・拡大を図っている状況がみられる。準暴力団は、暴走族の元構成員、非行集団に属する者等のつながりによって集団を形成するものもあれば、暴力団構成員等がそれらの者を巧みに取り込んで暴力団の下部組織のようにして集団を形成するものもあり、代表的なものとしては関東連合OBグループ、チャイニーズドラゴン等が挙げられる。

^{*1)} 平成26年の犯罪収益移転防止法の改正並びにこれに伴う施行令及び規則の改正(平成28年10月施行)により、現在、写真付きでない本人確認書類を用いる場合の危険度は低下したと認められるものの、写真付きでない本人確認書類は、写真付き本人確認書類に比べ、その同一性の証明力が劣ることに変わりはないこと等を踏まえると、特定事業者においては、犯罪収益移転防止法上の本人確認方法を遵守するとともに、顧客が意図的に写真付き本人確認書類の提示を拒む場合等については、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があるものとして、引き続き注意を払う必要がある。

^{*2)} 暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等が挙げられる。

図表 15【暴力団及び準暴力団の構図】



令和3年末現在の暴力団構成員等の総数は2万4,100人^{*1}であり、うち、暴力団構成員は1万2,300人、暴力団準構成員等^{*2}は1万1,900人であり、その総数は平成17年から連続して減少し、暴力団対策法が施行された平成4年以降最少となった。この背景としては、近年の暴力団排除活動の進展や暴力団犯罪の取締りの強化に伴う資金獲得活動の困難化等により、暴力団から構成員等の離脱が進んだこと等が考えられる。その一方で、暴力団と強い結び付きがありながら正式に組織に所属しない者が増加しているとみられるほか、暴力団の周辺にある者の活動や暴力団との関係性も多様化している状況にある。

ア 危険度を高める要因

(7) 特徴

暴力団は、覚醒剤の密売、賭博、繁華街における飲食店等からのみかじめ料の徴収、企業や行政機関等を対象とした恐喝・強要のほか、強盗、窃盗、特殊詐欺、各種公的給付制度を悪用した詐欺、金地金の密輸事犯等、時代の変化に応じて様々な資金獲得犯罪を行っている。さらに、暴力団は、実質的にその経営に関与している暴力団関係企業を利用し、又は共生者^{*3}と結託するなどして、その実態を隠蔽しながら、一般の経済取引を装った資金獲得犯罪を敢行するなどしており、暴力団の資金獲得活動は巧妙化・不透明化している。獲得した資金は、追跡を困難にさせる目的のほか、課税、没収等の対象となったり、獲得した資金に起因して検挙されたりする事態を回避することを目的として、マネー・ローンダリングを行い、個別の資金獲得活動とその成果である資金との関係を不透明化している実態がある。犯罪収益は、新たな犯罪のための活動資金や武器の調達等のための費用に使用されるなど、組織の維持・強化に利用

*1 暴力団構成員等の数は概数である。

*2 暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するもの。

*3 暴力団に利益を供与することにより、暴力団の威力、情報力、資金力等を利用し自らの利益拡大を図る者をいう。

されるとともに、合法的な経済活動に介入するための資金として利用されている。

また、準暴力団は、特殊詐欺、組織窃盗、ヤミ金融、賭博、みかじめ料の徴収、薬物密売等の違法行為のほか、繁華街におけるいわゆるキャバレークラブ、ガールズバー等の風俗営業、その他飲食業、建設業、不動産業、格闘技イベントの開催等の事業活動によって資金を得ている実態も認められる。さらにこれらの事業活動においては、暴力団等を後ろ盾として、不当な金銭要求を行っている例もみられる。

暴力団構成員等の総数は減少傾向にある中、暴力団構成員等が関与するマネー・ローンダリング事犯の検挙件数が横ばいであることを踏まえると、依然として、暴力団構成員等にとってマネー・ローンダリングは資金を獲得する上で不可欠であることがうかがわれる。さらに、暴力団と準暴力団が結託するなどして、暴力団対策法、暴力団排除条例等による規制を逃れつつ、巧みに資金を獲得している状況がみられることから、これらの資金獲得活動の実態を的確に把握するためには、官民連携による総合的な対応が求められる。

(イ) 事例

令和元年から令和3年までの間の、マネー・ローンダリング事犯の検挙事件は1,769件で、そのうち、暴力団構成員等の関与が明確になったものは180件であり、全体の10.2%を占めている。

令和3年中、暴力団構成員等が関与したマネー・ローンダリングの主な事例は、次のとおりである。

- 暴力団員や準暴力団関係者が、違法賭博事犯や売春事犯、無許可の風俗営業等で得た犯罪収益と知りながら、いわゆるみかじめ料等の名目で現金を受領した。
- 暴力団員が、特殊詐欺で犯罪収益を得る際に、他人名義の口座を利用した。
- 暴力団員が、ヤミ金融の返済口座として、他の債務者に開設させた口座を利用した。
- 元暴力団員が、新型コロナウイルス感染症に関連した給付金をだまし取る際、知人名義の口座を利用した。
- 元暴力団員が、共犯者を指南して架空の事業資金借入名目で金融機関から金銭をだまし取り、知人名義や親族名義の口座を利用した。
- 暴力団員が、窃盗により得た物品を売却する際、偽名を用いた。

暴力団構成員等の関与が明確になったマネー・ローンダリング事犯の検挙事例をみると、

- 犯罪収益を現金で直接受領している
- 犯罪収益の帰属を偽装する目的で、知人、親族、素行不良者、暴力団構成員等の口座を悪用している

など、犯罪収益の追跡を困難にする方法でマネー・ローンダリングを行っている実態が認められる。

イ 疑わしい取引の届出

令和元年から令和3年までの間の、疑わしい取引の届出件数は140万2,844件で、そのうち、届出理由が暴力団に係るものは17万6,753件で、全体の12.6%を占めている。

ウ 危険度の低減措置

反社会的勢力との関係遮断に向けた取組を推進するため、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）が策定されている。

上記指針を踏まえて、金融庁が策定している監督指針等は、預金取扱金融機関等に対して、組織としての対応、反社会的勢力対応部署による一元的な管理体制の構築、適切な事前審査・事後検証の実施、反社会的勢力との取引解消に向けた取組、反社会的勢力による不当要求への対処等、反社会的勢力との関係遮断に向けた体制整備を求めている。

また、預金取扱金融機関等は、取引約款等に暴力団排除条項を導入し、取引の相手方が暴力団等であることが判明した場合には、当該条項に基づいて取引関係を解消する取組を進めている。一般的な実務上の対応としては、取引の相手方が反社会的勢力であることが判明した場合等には、犯罪収益移転防止法に基づく疑わしい取引の届出の要否を検討することとされている。

特定事業者の中には、取引開始時及び取引開始後に定期的に国内外のデータベース等を用いて、自社の顧客のスクリーニングを行い、暴力団・準暴力団をはじめとする反社会的勢力に該当する場合、疑わしい取引の届出を行っているものもある。

なお、警察庁は、銀行の融資取引からの暴力団排除を徹底するため、平成30年1月から、銀行に対する新規の個人向け融資取引の申込者等について、銀行からの預金保険機構を介した暴力団情報の照会に応じるシステムの運用を開始している。

エ 危険度の評価

暴力団をはじめとする反社会的勢力は、財産的利益の獲得を目的に、様々な犯罪を敢行しているほか、企業活動の仮装・悪用をした資金獲得活動を行っている。このような犯罪行為又は資金獲得活動により得た資金の出所を不透明にするマネー・ローンダリングは、反社会的勢力にとって不可欠であり、反社会的勢力によって行われている実態があることから、反社会的勢力との取引は危険度が高いと認められる。また、近年、暴力団は、組織実態を隠蔽しながら一般社会で資金獲得活動を活発化させていることを踏まえると、取引に際しては、直接的な取引の相手方だけでなく、実質的な取引の相手方についても十分に確認を行う必要がある。

(2) 国際テロリスト（イスラム過激派等）

欧米諸国をはじめとする国々でテロ事件が発生するなど、現下の国際テロ情勢は依然として厳しい状況にある。また、イラク及びシリアで戦闘に参加していた外国人戦闘員が母国又は第三国に渡航してテロを行うこと等が懸念されている。このように、テロの脅威が国境を越えて広がっていることから、各国が連携してテロ資金供与対策を講ずることが不可欠である。テロ資金供与に関して注意を払うべき事柄が増加し、複雑化する中、本調査書では、FATF 勧告、その解釈ノート、FATF の報告書、犯罪収益移転防止法上の措置等を参考にして、

○ 脅威（ISIL、AQ 等のイスラム過激派をはじめとするテロ及びテロ資金供与関係者等）

○ 脆弱性（テロ資金の合法・非合法的な出所や経路手段）
を俎上に載せ、

○ これらがもたらす我が国への影響

も含めて総合的に考慮し、危険度に影響を与える要因となる顧客として、とりわけ ISIL、AQ 等のイスラム過激派、外国人戦闘員及び過激化した個人（以下これらを総称して「イスラム過激派等」という。）を特定した。

ア 危険度を高める要因

(ア) 国際テロ情勢

ISIL は、平成 26 年（2014 年）にカリフ制国家の樹立を宣言した後、その過激思想に影響を受けた多くの外国人戦闘員を引き付け、イラク及びシリアにおいて勢力を増大させたが、諸外国の支援を受けたイラク軍やシリア軍等の攻撃により、その支配地域を減少させ、平成 31 年（2019 年）3 月、両国における支配地域を喪失したとされる。

しかし、ISIL の残存勢力は、依然として攻撃を行う能力を有しているとみられ、令和元年（2019 年）9 月には、指導者のアブー・バクル・アル・バグダーディの声明が発出され、攻撃や情報発信を含むあらゆる活動を強化するよう改めて支持者に呼び掛けた。同年 10 月 27 日、米国の作戦により、バグダーディが死亡したと発表されたが、同月 31 日に、ISIL はアブ・イブラヒム・アル・ハシミ・アル・クラシが指導者に就任したことを発表した。令和 4 年（2022 年）2 月 3 日には同指導者も米軍の作戦により死亡し、同年 3 月 10 日、ISIL はアブ・アル・ハサン・アル・ハシミ・アル・クラシを新指導者と発表した。

ISIL は、以前から、イラク及びシリアにおける軍事介入に対する報復として、「対 ISIL 有志連合」に参加する欧米諸国等に対してテロを実行し、その実行の際に爆発物や銃器が入手できない場合には刃物、車両等を用いてテロを実行することを呼び掛けてきた。令和 2 年（2020 年）以降、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況においても、テロの実行の呼び掛けを継続した。こうした中、ISIL 等の過激思想に影響を受けたとみられる者によるテロ事件が発生している。

また、イラク及びシリアで ISIL が支配地域を喪失したことにより、両国における外

国人戦闘員及びその家族の一部が、母国又は第三国に渡航してテロを起こす危険性や、収容施設又は難民キャンプで更なる過激化が進む可能性が指摘されている。

AQ 及びその関連組織は、反米・反イスラエルの思想を繰り返し主張しており、オンライン機関誌等を通じて欧米諸国におけるテロの実行を呼び掛けている。

また、アフリカにおいては、現地の AQ 関連組織が、現地政府機関等を狙ったテロを行っており、AQ 及びその関連組織の脅威は継続している。

さらに、アフガニスタンでは、令和 3 年（2021 年）8 月末に駐留米軍が撤退を完了した後、タリバーンが全土を制圧した。タリバーンは AQ との密接な関係性が指摘されているほか、アフガニスタンでは同月にカブール国際空港付近で ISIL-K^{*1}による大規模な自爆テロ事件が発生するなど不安定な治安情勢が続いており、同国を拠点としてイスラム過激派組織の活動が活発化することが懸念されている。

我が国においても、ISIL 関係者と連絡を取っていると称する者や、インターネット上で ISIL への支持を表明している者が存在しているほか、過去には ICPD 国際手配被疑者の不法入国事件も発生しており、過激思想を介して緩やかにつながるイスラム過激派組織のネットワークが我が国にも及んでいることを示している。日本国内において、ISIL や AQ 関連組織等の過激思想に影響を受けた者によるテロが発生する可能性は否定できない。

図表 16 【国際テロ事件発生件数】

項目／年	平成 30	令和元	令和 2
発生件数（件）	8,117	8,872	10,172
死傷者数（人）	32,952	26,273	29,389

注：米国国務省の「国際テロに関する国別報告書」による。

図表 17 【令和 3 年（2021 年）中に発生した主なテロ事件】

発生月日	事件
1 月 21 日	イラク・バグダッドにおける自爆テロ事件
4 月 23 日	フランス・ランブイエにおける刃物使用襲撃テロ事件
5 月 8 日	アフガニスタン・カブールにおける爆破テロ事件
7 月 19 日	イラク・バグダッドにおける自爆テロ事件
8 月 26 日	アフガニスタン・カブールにおける自爆テロ事件
9 月 3 日	ニュージーランド・オークランドにおける刃物使用襲撃テロ事件
10 月 8 日	アフガニスタン・クンドゥーズにおける自爆テロ事件
10 月 15 日	アフガニスタン・カンダハールにおける自爆テロ事件
10 月 15 日	英国・エセックスにおける刃物使用襲撃テロ事件

*1 ISIL 関連組織である Islamic State in Iraq and the Levant-Khorasan（イラクとレバント地方のイスラム国ホラサン）の略

(イ) 特徴

国際連合安全保障理事会決議（第 1267 号及びその後継の決議並びに第 1373 号）を受けた資産凍結等の措置の対象に含まれる日本人や我が国に居住している者は把握されておらず、また、現在までのところ、日本国内において、国際連合安全保障理事会が指定するテロリスト等によるテロ行為は確認されていない。

しかしながら、過去には、殺人、爆弾テロ未遂等の罪で国際刑事警察機構を通じ国際手配されていた者が、不法に我が国への入出国を繰り返していたことも判明しており、過激思想を介して緩やかにつながるイスラム過激組織のネットワークが我が国にも及んでいることを示している。また、我が国にも ISIL を支持したり、ISIL のプロパガンダに共鳴したりする者がいるほか、ISIL に戦闘員として加わるため、シリアへの渡航を企てた疑いのある者が把握されている。

テロ資金供与の脅威・脆弱性^{ぜい}に関する国際的な指摘等を踏まえたテロ資金供与の特性は、次のとおりである。

- テロ資金は、テロ組織によるその支配地域内の取引等に対する課税、薬物密売、詐欺、身代金目的誘拐等の犯罪行為、外国人戦闘員に対する家族等からの金銭的支援により得られるほか、団体、企業等による合法的な取引を装って得られること。
 - テロ資金供与に関係する取引は、テロ組織の支配地域内に所在する金融機関への国際送金等により行われることもあるが、マネー・ローンダリングに関係する取引よりも小額であり得るため、事業者等が日常的に取り扱う多数の取引の中に紛れてしまう危険性があること。
 - テロ資金の提供先として、イラク、シリア、ソマリア等が挙げられるほか、それらの国へ直接送金せずに、トルコ等の周辺国を中継する例があること。
- 以上のことから、テロ資金供与に関する疑わしい取引の届出に当たっては、マネー・ローンダリングにおける留意点に加えて、次の事項等についても留意することが求められる。

○ 顧客属性

外為法及び国際テロリスト財産凍結法における資産凍結対象者の氏名、通称、生年月日等の本人特定事項

○ 国・地域

送金先・送金元が、テロ組織が活動する国・地域、それらの周辺国・地域であるか。

なお、FATF が指摘する次の点を考慮し、テロ資金供与のリスクは、イラクやシリア等の紛争地域に近接する国・地域以外の国・地域にも存在し得ることに留意すべきである。

- ・ ソーシャルメディア^{ぜい}、新しい支払手段等の技術の進歩により、テロ資金供与の対策に脆弱性が生じていること。

- ・ テロのリスクが低い国であっても、当該国内で資金の収集・貯蓄をされ、又は当該国を経由して資金が移転されるなど、依然としてテロ資金供与のリスクに直面している可能性があること。
- 取引形態
 - ・ 送金理由が寄附等であっても、活動実態が不透明な団体や個人を送金先としていないか。
 - ・ 送金後に現金での即時引き出し又は異なる口座への即時送金が行なわれていないか。

(ウ) 国内事例

これまで、我が国ではテロ資金供与に係る検挙事例はないものの、次の事例を参考までに掲載する。

- 輸出に際して経済産業大臣の許可を受けなければならないライフルスコープを、同許可を受けずにインドネシアに輸出したとして、外為法違反（無許可輸出）で逮捕された在日インドネシア人2人のパソコン等に、イスラム過激派の思想に共鳴していたとみられる画像や、爆発物の製造に関する動画が保存されていた。
- 第三者に利用させる目的で口座を開設し、キャッシュカードをだまし取ったとして会社役員が検挙されたが、当該口座には、国際手配中の日本赤軍^{*1}メンバーを支援しているとみられる国内の団体からの入金があり、そのほぼ全額が外国で引き出されていた。

(イ) 国外事例

以上に加え、テロ資金供与の実態に関する理解に資するものとして、国外での事例を次のとおり掲載する。

- テロリストの勧誘・支援のための個人の貯蓄の活用（スペイン）

平成28年（2016年）、ISILに参加する目的でシリアに渡航する外国人戦闘員の勧誘・支援をするスペイン所在の小グループの指導者であるとして、2人が逮捕された。2人のうち一方はシリアで戦闘に従事するテロリスト候補者を勧誘する役割を担い、他方はインターネット上のフォーラムの管理、携帯電話等の購入、安全な会議場所の確保、バス乗車券やホテルの予約等の後方支援の役割を担っていた。また、同人らは、暴行や薬物取引の犯罪経歴があり、自身の貯蓄や失業者手当を勧誘やテロ支援活動に充てていた。また、同人らは50ユーロから150ユーロ程度の少額を、支払サービス会社を通じ、欧州各国の勧誘活動の支援のために送金していた。
- テロ組織によるIT専門家の利用（インドネシア）

平成24年（2012年）、インターネットを通じたテロ活動支援のため、テロ組織に勧誘されたIT専門家が、インターネット上のマルチ商法に関する

^{*1} 日本赤軍は過去に数々の国際的なテロ事件を引き起こしており、現在も7人の逃亡中の構成員が国際指名手配をされており、逃亡中の構成員の検挙及び組織の活動実態の解明に向けた取組が推進されている。

ウェブサイトにて不正アクセスを行うことにより、テロ組織のための資金調達を成功させた。同人は、資金経路の追跡を回避するため、送金等の際、妻や親族の銀行口座の使用・借用をしたり、偽造本人確認書類を用いて口座を新規に開設したりしたほか、他人の口座を有償で譲り受けるなどし、さらに、銀行職員に怪しまれないよう、取引の額を少額にとどめた。これにより、テロ組織の資金となる口座取引が行われた。同人は、インドネシア国内のテロ組織の資金面での支援等の罪で有罪判決を受けた。

○ テロ組織支援目的の資金提供に利用される中間業者（イスラエル）

人物Aは、イスラエルで逮捕された人物らに対して資金を運搬するよう、テロ組織から依頼された。その額は数万新シェケル（1,000～20,000 米ドル相当）に及び、テロ行為を敢行した報酬等として、逮捕された人物等とその家族に支払われた。支払に当たっては、同テロ組織とは関係のない中間業者が利用された。また、人物Aへの送金には様々な都市の中間業者が利用された。例えば、イスラエルの中間業者が、エジプトから違法に越境した人物と面会して11,000 米ドルを回収し、その後、異なる都市に所在する人物Aに同資金を届けるケースもあった。イスラエルの中間業者は、この送金により150 米ドルの手数料を得た。

人物Aは、テロ資金供与禁止法違反を含む複数の罪で起訴され、懲役 27 か月及び罰金 5,000 新シェケル（1,250 米ドル相当）の有罪判決を受けた。

○ テロ資金供与のための暗号資産の利用助長（米国）

平成 27 年（2015 年）8 月、ISIL を支援した罪で米国人Aが懲役 11 年及び生涯にわたる監視の有罪判決を受けた。同人は、ツイッターを用いて ISIL 及びその支援者に対して助言をしたことを認めた。同人は、ツイッター上で、ビットコインを用いて ISIL への資金提供を隠蔽する方法や、シリアへの渡航を企図する ISIL 支持者へ便宜供与をする方法を提供した。

また、戦闘目的で ISIL への参加を企図する米国居住の少年のシリア渡航を、同年 1 月に支援したことを同人は認めた。

米国人Aのツイッターアカウントは、4,000 人以上のフォロワーを有し、7,000 件以上の投稿を通じて、ISIL を支持するためのプラットフォームとして利用された。特に、同人は、同アカウントを用いて、ビットコイン等のオンライン上の通貨を使った ISIL への資金支援を拡大する手法や、安全な方法による ISIL への寄附システムの設立方法について、ツイッター上に投稿するなどした。例えば、同人は、「Bitcoin wa' Sadaqat al-jihad（ジハードのためのビットコイン及び寄附）」と題する自身の記事へのリンクを投稿した。同記事には、ビットコインやそのシステムの仕組みに関する解説のほか、ビットコイン利用者を匿名化する新しいツールの紹介が記載されていた。

○ テロ資金調達のための慈善事業の悪用（オーストラリア）

平成 27（2015）年、オーストラリアの銀行によって、「ストリート・ダ

ワー」というグループに所属している自称人道支援従事者の口座が凍結された。同人は、孤児や未亡人を助ける人道援助に従事していると主張しており、40,000 ドル以上の寄付を集めたという。同人は ISIL に所属していることを否定しているものの、ISIL のリクルーターを務めており、シドニーで市民の誘拐・殺害をする計画に関与していたとされている別のオーストラリア人過激主義者と連絡を取り合っており、また、SNS 上で ISIL への支持を表明していたとされる。

○ 銀行からローンを借り入れて紛争地域へ渡航（マレーシア）

平成 26（2014）年、マレーシア人 ISIL 支援者数名は、銀行から個人ローンを借り入れることで ISIL に参加するための資金を入手した。報道によれば、マレーシア兵役訓練課程の元教官 1 人を含む 5 人以上の ISIL 支持者が銀行からローンを借り入れて渡航を企てたとされる。ローンの額は最大 30,000 ドルに及ぶ例もあったが、20 代前半の若い過激主義者らは、信用格付がまだ低いため、5,000 リンギット（約 1,400 ドル）程度のローンを申し込んでいた。また、別の過激主義者ら 2 人は、入手した資金をイラク・シリアへの渡航費、物資の調達資金、現地での生活費等として利用する予定であったとされる。

イ 疑わしい取引の届出

テロ資金供与との関係が疑われる取引として、特定事業者から疑わしい取引の届出がなされている。これらの届出理由をみると、顧客の氏名が資産凍結等の対象者やテロ関係者として報じられている者の氏名と類似しているという理由だけでなく、特定事業者が顧客の属性、取引形態等を踏まえてテロ資金供与の疑いがあるという理由で届け出ていることから、特定事業者が積極的にテロ資金供与に関する疑わしい取引を届け出ていることがうかがわれる。さらに、届出がなされた取引の態様をみると、外国との取引が大部分を占めており、それらに関係する国・地域はアジア及び中東の国・地域が多い。また、このような疑わしい取引の届出の中には、顧客属性に着目した上、上記の国・地域において、デビットカードを利用し、複数回にわたり総額が多額となる現金を出金している取引についての届出等もみられる。

ウ 危険度の低減措置

(7) 法令上の措置

このようなテロ資金供与の危険度を低下させる我が国の法令上の措置として、次のものがある。

○ 犯罪収益移転防止法及び組織的犯罪処罰法

組織的犯罪処罰法は、テロ資金提供罪等がマネー・ローンダリングの前提犯罪であると定めるとともに、テロ資金そのものを犯罪収益としている。これにより、テロ資金の疑いがある財産に係る取引も、犯罪収益移転防止法に基づく疑わしい取引の届出の対象となっている。

また、警察庁は、国際連合安全保障理事会決議（第 1267 号及びその後継

の決議並びに第 1373 号) を受けた資産凍結等の措置の対象のリストが改正される都度、所管行政庁を通じて、特定事業者に対し、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認義務等の履行及び疑わしい取引の届出の徹底を図るよう要請している。

○ テロ資金提供処罰法

テロ資金提供処罰法は、テロ資金供与防止条約の締結その他のテロリズムに対する資金供与の防止のための措置の実施に関する国際的な要請に応えるため必要な国内法整備を行うことを目的として制定された。

テロ資金提供処罰法は、公衆又は国若しくは地方公共団体若しくは外国政府等を脅迫する目的をもって行われる殺人や航空機の強取等の一定の犯罪行為を「公衆等脅迫目的の犯罪行為」と定め(第 1 条)、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者が、そのための資金又はその実行に資するその他利益(資金以外の土地、建物、物品、役務その他の利益をいう。以下「資金等」という。)を提供させる行為、それ以外の者が、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に資金等を提供する行為、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に資金等を提供しようとする協力者に資金等を提供する行為等についての処罰規定(第 2 条から第 5 条まで)を設けている。

○ 外為法

対外取引については、資産凍結等の措置を求める国際連合安全保障理事会決議(第 1267 号及びその後継の決議並びに第 1373 号)を受け、外為法に基づいて、対象となる個人・団体に対し、G 7 による同時凍結も含めて累次の資産凍結等の措置を実施している。具体的には、令和 4 年 6 月 2 日現在、テロリスト等として 397 個人・119 団体を指定し、当該個人・団体向け支払と、当該個人・団体との間の資本取引(預金取引、信託取引及び金銭の貸付契約)等を許可制として、それらの取引を不許可処分とすることにより、資産凍結等の措置を実施している。

○ 国際テロリスト財産凍結法

国内取引については、資産凍結等の措置を求める国際連合安全保障理事会決議(第 1267 号及びその後継の決議並びに第 1373 号)を受け、国際テロリスト財産凍結法に基づいて、対象となる個人・団体の財産の凍結等の措置を実施している。具体的には、令和 4 年 6 月 2 日現在、397 個人・119 団体の国際テロリストを財産の凍結等の措置を執るべき対象として公告しており、当該個人・団体に対し、金銭の贈与を受けるなど一定の行為をする場合に都道府県公安委員会の許可を受けることを義務付けているほか、都道府県公安委員会には、公告された国際テロリストに対して、当該国際テロリストが所持している財産の一部の提出を命じ、これを仮領置する権限を与えるなどしている。

(イ) その他の措置

平成 25 年 12 月、内閣総理大臣を議長とする犯罪対策閣僚会議において、日

本でオリンピック・パラリンピック競技大会が開催される 2020 年を視野に、「「世界一安全な日本」創造戦略」を策定した。また、平成 29 年 12 月、内閣官房長官を議長とする国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において、「2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱」を策定した。

関係省庁においては、これらの政府決定に基づき、マネー・ローンダリング等対策に取り組んでおり、我が国は、国際連合安全保障理事会制裁委員会による指定を受けていない者についても、国際連合安全保障理事会決議第 1373 号及び閣議了解^{*1}に基づき、資産凍結等の対象としている。令和元年度には、令和元年 11 月に 5 団体（新人民軍、アル・シャバーブ、ISIL シナイ州、ISIL 東アジア及びマウテ・グループ）、令和 2 年 3 月に 3 団体（インディアン・ムジャヒディン、インド亜大陸のアル・カーイダ及びネオ JMB）に対して、資産凍結等の措置を講じた。

テロ対策の要諦はその未然防止にある一方、万が一テロが発生した場合には、被害を最小限に食い止め、犯人を早期に制圧し検挙することが必要であるとの認識に基づき、警察では、未然防止及び事態対処の両面側からテロ対策を推進している。

具体的には、

- 情報収集・分析と捜査の徹底
 - 出入国在留管理庁や税関等の関係機関と連携した水際対策
 - 官民一体となったテロ対策の推進
 - 警戒警備体制の強化
- 等の施策を推進している。

エ 危険度の評価

上記の措置を講じてきた結果、国際連合安全保障理事会決議（第 1267 号及びその後継の決議並びに第 1373 号）を受けて資産凍結等の措置の対象とされた者の中に、日本人や我が国に居住している者の把握はなく、また、現在まで、日本国内において、国際連合安全保障理事会が指定するテロリスト等によるテロ行為は確認されていない。

しかしながら、FATF は、令和元年に公表したレポート^{*2}において、国内でテロやテロ資金供与の事例がない場合であっても、それをもってテロ資金供与リスクが低いと直ちに結論付けることはできず、国内で資金が収集され、海外に送金される可能性を排除すべきではないと指摘している。

また、我が国に対するテロの脅威や、テロ資金供与の脅威・脆弱性^{ぜい}に関する国際的な指摘等を踏まえると、我が国においても、

- イスラム過激派等が、イスラム諸国出身者のコミュニティに潜伏し、当該コ

^{*1} 「テロリスト等に対する資産凍結等の措置について」（令和元年 11 月 12 日）及び「テロリスト等に対する資産凍結等の措置について」（令和 2 年 3 月 31 日）

^{*2} Terrorist Financing Risk Assessment Guidance(July 2019)

コミュニティを資金調達等に悪用すること

- 外国人戦闘員によって資金調達等が行われること
- 紛争地域に渡航する者もテロ資金供与を行う主体となり得ること
- 我が国の団体、企業等の合法的な取引を装ってテロ資金が供与されること
- 特定事業者が提供する商品・サービスが、事業者の監視を免れて悪用され得ること

等の懸念があることを認識すべきであり、特にイスラム過激派等と考えられる者との取引は、テロ資金供与の危険度が高いと認められる。

さらに、テロの準備行為自体が極めて密行性が高く、収集されるテロの関連情報の大半が断片的なものであることから、上記危険度を踏まえた更なる情報の蓄積及び継続的かつ総合的な分析が引き続き求められる。

【非営利団体*1のテロ資金供与への悪用リスク】

FATF は、非営利団体が、テロリスト等に悪用されることを防ぐように加盟国に要請している。もっとも、全ての非営利団体の危険度が高いわけではなく、活動の性質、範囲等によって危険度は異なることから、団体個々の脅威、脆弱性等を踏まえた対応が求められている。

FATF 勧告では、非営利団体が悪用される形態として、テロ組織が合法的な団体を装う形態、合法的な団体をテロ資金供与のパイプとして利用する形態及び合法的な資金をテロ組織に横流しする形態を示している。同勧告、その解釈ノート等を踏まえたテロ資金供与に対する非営利団体の脆弱性は、次のとおりである。

- 非営利団体は、社会から信頼を得ており、様々な資金源を利用することができるほか、しばしば現金を集中的に取り扱うこと。
- テロ行為が実行されている地域やその周辺において活動し、金融取引の枠組みを提供しているものがあること。
- 活動のために資金を調達する主体と当該資金を支出する主体が異なる場合等があり、用途先が不透明になり得ること。

さらに、外国における事例等を踏まえた脅威は、次のとおりである。

- テロ組織やその関係者が、慈善活動を名目に非営利団体を設立して調達した資金を、テロリストやその家族への支援金にすること。
- 合法的な非営利団体の活動にテロ組織の関係者が介入し、非営利団体が行う金融取引を悪用して、紛争地域等で活動するテロ組織に資金を送金すること。
- 合法的な非営利団体の活動によって得られた資金が、国外にあるテロ組織と関連を有する非営利団体に提供されてテロ資金となること。

加えて、平成 31 年(2019 年)3月に採択された国際連合安全保障理事会決議 2462 号は、テロリスト等が合法的企業や非営利団体等を悪用して資金調達するとともに、暗号資産等新たな金融技術によって、合法的企業や非営利団体等を通じ資金移転する可能性があることについて、深刻な懸念を表明している。

これに関する最近の国際的な動きとしては、テロ対策のための国際枠組みであるグローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)の下部部会 “Initiative on Ensuring the Effective Implementation of Countering the Financing of Terrorism Measures While Safeguarding Civic Space” (「市民領域保護と両立したテロ資金供与対策の実行確保イニシアティブ」(仮訳))の発足が挙げられる。これは、各国政府が非営利団体の活動を

*1 FATF は、「非営利団体とは、一義的に、慈善、宗教、文化、教育、社会若しくは共済目的のため、又は他の慈善行為を実施するために、資金を調達し、支出する法人、法的取極め又は法的組織をいう」としていることを踏まえて、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針(令和4年5月 19 日)」において、その対象を、特定非営利活動法人(NPO 法人)、公益法人、社会福祉法人、医療法人、学校法人及び宗教法人としている。

過度に妨げることなく協働してテロ資金供与対策に取り組むためには、幅広い関係機関等との協議が肝要であるとの観点から、令和2年(2020年)10月に発足したものである。同下部部会は、計4回の専門家会合を開催し、各国における好事例、課題等について協議した。

我が国における非営利団体については、その設立・管理に関して、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)(以下「NPO法」という。)、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)等の個別の法律によって規制されている。また、我が国においては、非営利団体がテロ資金供与に悪用されたとして摘発された事例は認められないものの、国際金融市場としての我が国の地位、役割等を踏まえると、金融取引等に当たっては、非営利団体を悪用したテロ資金の移転に関する国際機関による指摘等についても考慮する必要がある。これらを踏まえて、我が国における非営利団体について所管する行政庁がそれぞれリスク評価を行い、リスクベースでモニタリングを実施することとしている。所管する行政庁による非営利団体のリスク評価の主な結果等は次のとおりである。

○ NPO 法人(内閣府)

一部の NPO 法人は、人道上の理由から、テロの脅威にさらされている地域や紛争地域、その周辺等において活動を行っているが、こうした地域における活動は、一般に法人によるリソースの管理を困難にする。また、こうした地域では、法人の活動地域がテロリストの活動地域と重なるだけでなく、支援対象の人々もテロリストが接近する人々と重なり得る。こうした状況は、テロ資金供与における NPO 法人の悪用を促すこととなる。

一部の NPO 法人は、相当量の資金源へアクセスすることが可能であり、その資金を海外へ送金し、紛争地域や被災地等への支援を行っている。その際、しばしば現金が集中的に取り扱われ、現金そのものが輸送されることもある。こうした海外への送金、とりわけ、現金の持ち出し等の匿名性の高い手段の利用は、テロリストやその支援者の追跡を困難にするため、NPO 法人の悪用を促すこととなる。

さらに、NPO 法人が海外において活動を展開する際には、現地のパートナーと連携することが多く、また、その活動には多くのボランティアが参加している。こうした海外パートナーとの連携やボランティアの活用は、関係者の身元の精査を困難とし、テロ組織やその支援者の介入を招き得る。

加えて、いわゆる「休眠状態」にある NPO 法人や、事業報告書で「活動実績なし」、「事業年度内の支出がない」等といった活動実態が不明確な法人も確認されており、このような法人は、テロ組織及びその支援者に悪用されかねない。

こうしたテロ資金供与リスクに対して、NPO 法では、所轄庁に対して罰則付きの報告徴収、立入検査、改善命令、ひいては設立の認証取消しを行うことができる一般的な監督権限を定めており、その他のテロ資金供与リスクの低減に資する我が国の主要な法令上の措置とあいまって、NPO 法人がテロ資金供与に悪用されるリスクは低減されているものと考えられる。

○ 公益法人(内閣府)

テロの脅威にさらされている地域やその周辺で活動している公益法人はごく一部であるが存在し、それらの法人は比較的リスクが高い。また、海外で事業を実施するために、事業者等への委託や助成等を行う公益法人や相当量の資金を取扱い、海外への送金や海外で現金の取扱いを行う公益法人においては、テロ資金供与のリスクが存在する。しかしながら、これらの公益法人においては、現行の法令上の措置の適切な運用並びに各公益法人によるリスク認識及び対策により、テロ資金供与リスクを一定程度低減できるものと考えられる。

その一方で、非営利団体がテロ資金供与に悪用されるリスク等を認識し、自法人が行う事業におけるリスクの検討を行った上で対策を行っている公益法人が限られており、公益法人がテロ資金供与に巻き込まれないためには、法令上の措置を適切に運用することに加え、各公益法人がテロ資金供与リスクを認識し、各公益法人が抱えるリスクに応じた適切な対策を取ることが重要であると考えられる。

○ 社会福祉法人(厚生労働省)

社会福祉法人は老人ホームの経営等の社会福祉事業を行うことを目的として設立されるものであることから、海外活動は限定的であり、実施に当たっては定款へ記載し所轄庁の承認を得ることや、国内事業と拠点区分を分けた計算書類の作成を行うこととしている。

海外で活動する社会福祉法人については、危険度に影響を与える要因・視点①商品・サービス、②取引形態、③国・地域、④顧客属性からリスク評価を実施しており、その結果、テロ資金供与に悪用されるリスクは低いものと考えられる。

○ 医療法人(厚生労働省)

医療法人の海外活動は医療提供等に限定し、実施に当たって認可事項としつつ、実施後毎年度、活動状況の報告を義務づけている。海外で活動する医療法人については、危険度に影響を与える要因・視点①商品・サービス、②取引形態、③国・地域、④顧客属性からリスク評価を実施しており、その結果、テロ資金供与に悪用されるリスクは低いものと考えられる。

○ 学校法人(文部科学省)

学校法人は私立学校を設置・運営することを目的として設立されるものであることから、海外事業は限定的である。海外事業に限らず、学校法人の活動については、毎年度財務関係書類や事業報告書等の作成・閲覧が義務付けられており、所轄庁から助成を受けている学校法人は所轄庁への財務関係書類や事業報告書等の届出が義務付けられている。また、教育研究活動や教育研究活動に付随する事業以外の収益を目的とした事業を行う際には、学校法人が自らの規律として定める寄附行為に記載し所轄庁の承認を得ることが必要となる。

海外で活動する学校法人については、危険度に影響を与える要因・視点①商品・サービス、②取引形態、③国・地域、④顧客属性からリスク評価を実施しており、その結果、テロ資金供与に悪用されるリスクは低いものと考えられる。

○ 宗教法人(文部科学省)

我が国に存する宗教法人 180,544 法人のうち、99.4%に当たる 179,397 法人については、一の都道府県内で活動する都道府県知事所轄の宗教法人である。また、宗教法人については、毎年度財務関係書類等を作成する義務があり、当該書類については信者その他の利害関係人の閲覧請求権及び所轄庁への写しの提出義務が定められている。

不活動宗教法人については、法人格の悪用につながりかねないものであり、不活動宗教法人対策推進事業を委託し、不活動宗教法人対策の実例を積み重ねるとともに、都道府県宗教法人事務担当者研修会において、不活動宗教法人が犯罪組織に利用されるリスクについて言及し、注意喚起を行うなど、リスク低減のための施策を講じている。

我が国の非営利団体がテロ資金供与に利用された事例はなく、また、利用されるリスクも総合的に低いと認められる。しかし、非営利団体によっては、テロの脅威にさらされている国・地域等で活動したり、海外パートナー等に送金を行ったりする団体もあることから、非営利団体がテロ資金供与等に利用されないようにリスクに応じたアウトリーチやモニタリングを行う必要がある。

(3) 非居住者

ア 危険度を高める要因

FATF 勧告の解釈ノートにおいて、マネー・ロンダリングやテロ資金供与の危険度を高める状況の例として、「顧客が非居住者である」ことを挙げている。

特定事業者においては、日本国内に住所を有していない外国人等の非居住者との取引が発生し得るが、一般的に非居住者の本人特定事項や資産・収入の確認等の顧客管理措置は、居住者に係る顧客管理措置と比べて制約的される。相手方と対面することなく取引が行われる場合には、特定事業者は、顧客等の本人確認書類を直接に確認することができないほか、本人確認に用いられる本人確認書類又は補完書類は、外国政府等が発行するものであることがあり、当該特定事業者が、当該本人確認書類等の真偽を見極めるために必要な知見を有していない場合もある。そのため、居住者との取引と比べて、特定事業者が本人特定事項を偽った顧客と取引するおそれが高い。

イ 危険度の低減措置

金融庁が策定している監督指針は、特定事業者に対し、疑わしい取引の届出を行うに当たって顧客の属性、取引時の状況等を総合的に勘案するなどして適切に検討・判断を行う体制の整備を求めている。

ウ 危険度の評価

非居住者との取引は、居住者との取引に比べて、特定事業者による継続的な顧客管理の手段が制限される。また、非対面で取引が行われる場合や外国政府等が発行する本人確認書類等が用いられる場合は、匿名性も高まり、マネー・ロンダリング等が行われた際に資金の追跡が一層困難となることから、非居住者との取引は危険度が高いと認められる。

(4) 外国の重要な公的地位を有する者

ア 危険度を高める要因

外国の重要な公的地位を有する者（外国 PEPs：国家元首、高位の政治家、政府高官、司法当局者、軍当局者等）は、マネー・ローンダリング等に悪用し得る地位や影響力を有するほか、非居住者であったり、居住者であっても主たる資産や収入源が国外にあったりすることから、外国の重要な公的地位を有する者との取引は、特定事業者による顧客等の本人特定事項等の確認及び資産の性格・移動状況の把握が制限されてしまう性質を有する。また、腐敗対策に関する規制は、国・地域により異なる。

FATF は、特定事業者に対し、顧客が外国の重要な公的地位を有する者に該当するか否かを判断し、該当する場合には、資産・収入の確認を含む厳格な顧客管理措置を講じることを求めている。また、平成 25 年（2013 年）1 月には、重要な公的地位を有する者に関するガイドラインを策定し、重要な公的地位を有する者は、その立場ゆえにマネー・ローンダリング等や、公金横領・収賄を含む前提犯罪を敢行する潜在的なおそれがあるとして、個々の者の事情にかかわらず、そのような者との取引は、常に危険度の高いものとして取り扱わなければならないなどの認識を示した。

公務員に係る贈収賄、公務員による財産の横領等腐敗に関する問題は、全ての社会及び経済に影響を及ぼすものであり、腐敗行為を効果的に防止するためには国際協力を含む包括的かつ総合的な取組が必要であるとの認識が国際社会において共有されており、外国公務員が腐敗行為により得た収益の移転防止のための対策が求められている。平成 9 年（1997 年）には、外国公務員贈賄等による不公正な競争の防止のため、経済協力開発機構（OECD）において外国公務員贈賄防止条約が採択された。我が国においても、平成 10 年、不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）が改正され、外国公務員等に対する不正の利益の供与等の罪が導入された。

現在までのところ、我が国において、外国の重要な公的地位を有する者がマネー・ローンダリング等に関与した具体的な事例は認められないものの、近年の不正競争防止法違反（外国公務員等への不正な利益供与）の主な事例は、次のとおりである。

- 日本企業の現地子会社の会社員が、外国政府高官に賄賂としてゴルフクラブセット等を渡した。
- 外国における政府開発援助（ODA）事業において、日本企業の会社員が、道路建設工事受注の謝礼として、外国公務員に現金を渡した。
- 日本企業の現地子会社の会社員が、同社の違法操業を黙認してもらう謝礼として、現地の外国税関の公務員に対し、賄賂として現金等を渡した。
- 外国における政府開発援助（ODA）事業において、日本企業の会社員が、鉄道建設事業のコンサルタント契約を有利な条件で結ぶ謝礼として、外国公務員に現金を渡した。

- 外国で受注した火力発電所の建設事業に関連して、日本企業の前取締役等が、同社の許可条件違反を黙認してもらうこと等に対する謝礼として、外国公務員に現金を渡した。
- 日本企業の現地法人元社長が、通関違反をめぐる追徴課税や罰金を減額してもらうことに対する謝礼として、現地の外国税関の公務員に対し、賄賂として現金を渡した。
- 日本在住の外国人が、在留資格の申請や婚姻届の提出に必要な書類を交付してもらう謝礼として、在日総領事館の領事に対し、賄賂として現金を渡した。

イ 危険度の低減措置

犯罪収益移転防止法、施行令及び規則は、特定事業者に対し、

- ① : 外国の元首及び外国の政府等において重要な地位を占める者並びにこれらの者であった者
- ② : ①の家族
- ③ : ①又は②が実質的支配者である法人

との間で特定取引を行う際には、本人特定事項等のほか、当該取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合には、資産・収入の状況の確認を行う厳格な取引時確認を義務付けている。

また、金融庁が策定している監督指針においては、施行令及び規則に規定された外国の元首等の顧客等との取引を行う場合に、適正に取引時確認を行う体制が整備されているかという点を、監督上の着眼点の一つとして定めている。

ウ 危険度の評価

外国の重要な公的地位を有する者が、マネー・ローンダリング等に悪用し得る地位や影響力を有すること、その本人特定事項等の十分な把握が制限されること、腐敗対策に関する国ごとの取組に差があること等から、外国の重要な公的地位を有する者との取引は危険度が高いと認められる。

(5) 法人（実質的支配者が不透明な法人等）

FATF は、平成 30 年（2018 年）に公表したレポート^{*1}において、「近年の経済・金融サービスのグローバル化の進展は、犯罪者が犯罪収益の流れや犯罪性を隠匿するために、会社やビジネスの構造を悪用する機会にもなっており、例えば、会社による貿易取引を偽装して違法な収益を隠匿したり、実態のない又は不透明な法人やノミニー制度、法人等のためにサービスを行う事業者等を悪用するなどして、犯罪者の活動の真の目的や実質的支配者を隠匿したりしている」等と指摘している。また、FATF 勧告（勧告 24 等）では、各国に次のことを求めている。

- 顧客が法人である場合には、事業者が常に実質的支配者である自然人にまで遡って本人確認を行うこととすること。
- 法人の実質的支配者を明らかにするような仕組みを作るとともに、権限ある当局が、適時に、法人の実質的支配者に係る情報を確認できるようにすること。
- 事業者による当該情報へのアクセスを促進するための措置を検討すること。
- 法人に関するマネー・ローンダリング等のリスクを評価すること。

ア 危険度を高める要因

(7) 特徴

法人は、自然人と異なる独立した財産権の帰属主体であり、自然人は、その有する財産を法人の財産とすることで、他の自然人の協力を得なくとも財産の帰属主体を変更することが可能である。

法人は、一般に、その財産に対する権利・支配関係が複雑であり、会社であれば、株主、取締役、執行役、さらには債権者が存在するなど、会社財産に対して複数の者がそれぞれ異なる立場で権利等を有することになる。そのため、財産を法人へ流入させれば、法人特有の複雑な権利・支配関係の下に当該財産を置くことになり、その帰属主体が不明確になることから、財産を実質的に支配する自然人を容易に隠蔽することができる。さらに、法人を実質的に支配すれば、その事業の名目で多額の財産の移動を頻繁に行うことができる。

我が国における法人は、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社等であり、これらの企業活動を行う全ての法人は商業登記法等に基づき登記することで法人格を取得する（図表 18 参照）。近年の法人形態ごとの設立登記数をみると、合同会社が増加している（図表 19 参照）。法人の設立に際して必要となる定款の作成について、株式会社等の場合には公証人による認証が必要であるが、持分会社^{*2}の場合には不要である。また、株式会社設立に際しては、実質的支配者の確認が必要であるが、持分会社設立に際しては不要であるなど法人の形態によって設立手続等が異なる。設立時のコスト、新たな出資、現物出資、業務執行役員の任期等の面において、総じて持分会社の方が手続が簡易でコストも安価といえる（図表 20 参照）。

^{*1} Concealment of Beneficial Ownership(July 2018)

^{*2} 「持分会社」とは、会社法に規定された会社のうち、合名会社、合資会社及び合同会社の総称である。

図表 18【日本国内における主な形態別法人数】

区分 \ 年度	平成 30	令和元	令和 2
株式会社	2, 554, 582	2, 559, 561	2, 583, 472
合名会社	3, 371	3, 343	3, 352
合資会社	14, 170	13, 540	12, 969
合同会社	98, 652	113, 196	134, 142
そ の 他	67, 774	68, 780	70, 436
合 計	2, 738, 549	2, 758, 420	2, 804, 371

注 1：国税庁の「会社標本調査」による。

2：法人数は、単体法人及び連結法人の合計数である。

3：休業、清算中の法人及び一般社団・財団法人等は含まれていない。

4：その他は、協業組合、特定目的会社、企業組合、相互会社及び医療法人である。

図表 19【主な法人形態ごとの設立登記数】

区分 \ 年	令和元	令和 2	令和 3
株式会社	87, 871	85, 688	95, 222
合名会社	48	34	16
合資会社	47	41	33
合同会社	30, 566	33, 236	37, 072
合 計	118, 532	118, 999	132, 343

注：法務省の統計による。

図表 20【主な法人形態ごとの設立手続・要件等】

	株式会社	持分会社		
		合名会社	合資会社	合同会社
出資者	株主	社員		
必要な出資者	1 名以上	1 名以上（無限責任社員）	それぞれ 1 名以上（無限責任社員、有限責任社員）	1 名以上（有限責任社員）
出資者の責任の範囲	有限責任	無限責任	無限責任、有限責任	有限責任
経営の主体	取締役	業務執行社員		
会社の代表者	代表取締役	代表社員		
所有と経営	所有と経営が分離	所有と経営が一致		
定款認証	必要	不要		
定款認証費用	5 万円以下	不要		
登録免許税	資本金の額の 1 0 0 0 分の 7 の額。但し、この額が 1 5 万円に満たない場合は 1 5 万円	6 万円	6 万円	資本金の額の 1 0 0 0 分の 7 の額。但し、この額が 6 万円に満たない場合は 6 万円
定款の収入印紙代（紙媒体の場合）	4 万円	4 万円		
出資額と資本金の額	資本金への組入が必要。但し、1 / 2 を超えない額は資本準備金として計上することが可能	全額を資本剰余金として計上することが可能		
現物出資に係る検査役の調査	原則必要	不要		
決算公告	必要	不要		
利益・損益分配	原則として出資比率により分配	定款の定めがない場合は、各社員の出資の価額に応じて分配		
最高意思決定機関	株主総会	総社員の同意		
定款変更	株主総会の特別決議	総社員の同意		
役員の任期	原則 2 年 但し、非公開会社では最長 1 0 年	なし		
株式（持分）の譲渡	原則自由。但し、一定の方法による譲渡制限が認められる	他の社員全員の承諾		

外国法人や非居住者に対して低い税率で金融サービスを提供する、いわゆるオフショア金融センターと呼ばれる国・地域は、金融規制が緩く、様々な投資スキームが組成しやすいといわれているほか、プライバシー保護を目的として法人の役員や株主を第三者名義で登記できるノミニー制度が採用されている場合もある。これらの特性を利用し、オフショア金融センターとされる国・地域において、実態のない法人が設立され、当該法人が犯罪収益の隠匿等に悪用される危険性がある。

法人がマネー・ローンダリング等に悪用されることを防止するためには、法人の実質的支配者を明らかにして、法人の透明性と資金の追跡可能性を確保することが重要である。この点、我が国においては、法人等のために、いわゆる「住所貸し」といわれる事業上の住所や設備、通信手段及び管理上の住所を提供するレンタルオフィス・バーチャルオフィス事業者が存在する。その中には郵便物受取サービス、電話受付代行サービス、電話転送サービス等の付帯サービスを提供している事業者もあり、これらのサービスを悪用することにより、法人等は、実際には占有していない場所の住所や電話番号を自己のものとして外部に表示することができるほか、法人登記を用い事業の信用、業務規模等に関し架空又は誇張された外観を作出することが可能となる。

マネー・ローンダリング等を企図する者は、このような法人の特性を悪用し、法人の複雑な権利・支配関係を隠れみのにしたり、取締役等に自己の影響力が及ぶ第三者を充てたりするなどし、外形的には自己と法人との関わりをより一層不透明にしつつ、実質的には法人及びその財産を支配するなどして、マネー・ローンダリング等を行おうとする。

(イ) 事例

令和3年中に実態が不透明な法人等がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- 実態のない会社を設立した上で、横領した物品を正当な取引を装って売却し、同社名義の口座に売却代金を振込入金させた。
- 共犯者に実態のない会社を設立させて開設した同社名義の口座に、特殊詐欺で得た電子マネーギフト券の売却代金を振込入金させた。
- 交際相手を代表取締役として設立した会社名義の口座に、新型コロナウイルス感染症に関連した給付金詐欺で得た犯罪収益を送金した。
- 経営不振に陥った会社の業務委託を請け負っていた共犯者が保有する法人名義口座を利用し、外国で発生した詐欺等の被害金を同口座に送金させ、正当な取引による送金であるかのように装って詐取金を引き出した。
- 実態のない会社を設立して開設した同社名義の口座に、無許可の風俗営業により得た犯罪収益を送金した。

法人を悪用したマネー・ローンダリング事犯の国内での検挙事例等をみると、マネー・ローンダリング等を意図する者は、

- 取引における信頼性を享受し得ること

- 多額の財産の移動を頻繁に行うことができること
- 合法的な事業収益に犯罪収益等を混在させることで、違法な収益の出所を不透明にすることができること

等の法人の特性を悪用している実態が認められる。

法人を悪用した手口の中でも、事業活動の実態や実質的支配者が不透明な法人を悪用するものは、犯罪収益の追跡が困難となる。具体的には、

- 犯罪収益の隠匿等に悪用する目的で、実態のない法人を設立する
- 犯罪収益の隠匿等を企図する者が、第三者が所有する法人を違法に取得する

などの手口によって法人を支配し、同法人名義の口座を犯罪収益の隠匿先に悪用するなどの実態が認められる。

令和元年から令和3年までに検挙されたマネー・ローンダリング事犯のうち、実態のない又は不透明な法人が悪用された件数は44件であり、近年増加傾向にある。このうち、令和3年中における実態のない又は不透明な法人が悪用された件数は16件あり、悪用された法人数は23法人であった。この悪用された法人を形態別にみると、株式会社（特例有限会社を含む。）16法人、合同会社6法人、その他1法人となっている。

悪用された法人の登記に着目して分析したところ、次のような法人も認められた。

- 登記されている資本金の額が数万円から数十万円と極めて少額な資本金で設立されている法人
- 所在地や役員の登記変更が頻繁である法人
- 多数の事業目的が登記され、それぞれの目的同士の関連が低いといった不審点が認められる法人

さらに、法人が設立されてから悪用されるまでの期間を分析したところ、株式会社に比して合同会社が設立されてからより短期間のうちに悪用されている傾向にあり、中には設立から数ヶ月程度で悪用されている法人もあった。

法人が悪用された事例の前提犯罪をみると、詐欺が最も多く、その中には海外におけるものも含まれているほか、出資法・貸金業法違反やわいせつ物頒布等、業務上横領等もある。また、犯罪組織が反復継続して実行し、多額の収益を生み出す犯罪において、実態のない又は不透明な法人が悪用されている実態が認められる。

イ 疑わしい取引の届出

実態の不透明な法人又は真の受益者が不明として届け出られた法人に関する疑わしい取引の届出理由において、顧客属性や事業内容、取引形態等に着目した届出は、次のとおりである。

- 役員や法人に関連する口座名義人が暴力団をはじめとする反社会的勢力であることが判明したもの。

- 法人の代表者が外国人でありながら、代表者の在留資格に就労制限があるもの。
- 不動産業、古物商等、許認可が必要な業種にもかかわらず、許認可について未取得であり、事業実態も不明なもの。
- 登記された事業目的の数が合理的な理由なく多岐にわたり、かつ関係性が乏しいものが列記されているもの。
- 本人確認書類等の資料提出を拒まれるほか、事業内容や取引目的等について説明を求めるも明確な回答が得られないもの。
- 登記住所や申告された電話番号を確認するも、事務所や店舗が存在しない又は電話が繋がらないもの。
- 同一の住所地に多数の法人を登記しており、事業実態も不明でペーパーカンパニー等が疑われるもの。
- 実質的に休眠会社でありながら、口座の動きが頻繁で、不明瞭な現金の入出金がみられるもの。
- 法人による取引にもかかわらず、合理的な理由なしに個人名義の口座を使用しているもの。
- 長期間不活動であった法人口座に突如多額の取引が発生し、給付金等の不正受給が疑われるもの。
- 入金した資金を代表者が同一の他法人に即時全額送金するなど、トンネル口座としての悪用が疑われるもの。

ウ 危険度の低減措置

FATF 勧告のほか、平成 25 年（2013 年）6 月のロック・アーン・サミットにおいて、「法人及び法的取極めの悪用を防止するための G 8 行動計画原則」が採択されたこと等も踏まえ、我が国はこれまで、法人の実質的支配者情報を確認するための制度等を次のとおり整備している。

法令名	内容
犯罪収益移転防止法及び規則	実質的支配者を規定し、特定事業者に対し、顧客等が法人である場合には、実質的支配者の本人特定事項を確認することを義務付け 法人等のために事業上の住所や設備、通信手段及び管理上の住所を提供するサービスを行う特定事業者に対して、役務提供契約の締結に際しての取引時確認及び確認記録・取引記録等の作成・保存を義務付け
公証人法施行規則（昭和 24 年法務府令第 9 号）	株式会社、一般社団法人又は一般財団法人の設立時の定款認証においては、公証人は、嘱託人に実質的支配者となるべき者の氏名、当該実質的支配者が暴力団員又は国際テロリストに該当するか否か等を申告させることを義務付け
商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則（令和 3 年法務省告示第 187 号）	会社設立後の実質的支配者を継続的に把握できるようにするため、商業登記所が、株式会社からの申出により、当該株式会社の実質的支配者に関する情報を記載した書面を保管し、その写しを交付する制度について規定

また、金融庁が策定している監督指針においては、法人である顧客との取引における実質的支配者の確認等、取引時確認を適正に実施するための体制が整備されているかという点を、監督上の着眼点の一つとして定めている。

さらに、会社法（平成 17 年法律第 86 号）には、休眠会社^{*1}のみなし解散制度があり、これは、転売や不正な登記変更等がされた休眠会社が犯罪に悪用される危険度を低減させるものである。のみなし解散は平成 26 年度以降毎年実施されており、その数は、令和元年度が約 3 万 3,000 件、令和 2 年度が約 3 万 2,000 件、令和 3 年度が約 3 万件となっている。

エ 危険度の評価

法人は、その財産に対する権利・支配関係を複雑にすることができ、法人の実質的な支配者は、自らの財産を法人に帰属させることで、自らが当該財産に対する権利を実質的に有していることを容易に隠蔽することができることから、法人との取引は危険性があると認められる。

会社形態別にみると、株式会社は、設立手続等が厳格であり、一般的な信用が高く、株式の譲渡がしやすいという特性から、既存の株式会社を悪用される危険性がある。これに対して、持分会社は、設立手続等が総じて簡易であって維持コストも安価であるという特質から、新たに持分会社を設立するなどして悪用される危険性がある。

さらに、このような法人の特性により、特に実質的支配者が不透明な法人に帰属させられた資金を追跡することは困難となる。実際、詐欺等の犯罪収益の隠匿手段として、実質的支配者が不透明な法人の名義で開設された口座が悪用されていた事例があること等から、実質的支配者が不透明な法人との取引は危険度が高いと認められる。

^{*1} 株式会社であって、当該株式会社に関する登記が最後にあった日から 12 年を経過したものをいう。

第5 商品・サービスの危険度

1 危険性の認められる主な商品・サービス^{*1}

(1) 預金取扱金融機関^{*2}が取り扱う商品・サービス

ア 危険度を高める要因

(ア) 特徴

銀行等の預金取扱金融機関は、銀行法等に基づく内閣総理大臣の免許等を受ける必要があるところ、令和4年3月末現在、当該免許等を受けているものは1,344機関存在しており、主なものとして、銀行（134行。外国銀行支店を除く。）、協同組織金融機関（信用金庫（254金庫）、信用協同組合（145組合）、労働金庫（13金庫）、農業協同組合及び漁業協同組合（639組合）並びに信用農業協同組合連合会及び信用漁業協同組合連合会（45連合会））がある。そのうち銀行の預金残高及び預金口座数^{*3}は、令和4年3月末現在で924兆136億円、7億9,875万口となっている。

預金取扱金融機関は、その固有業務^{*4}である預金等の受入れ、資金の貸付け、手形の割引及び為替取引（内国為替・外国為替）のほか、これらに付随する業務として、例えば、資産運用に係る相談、保険商品の販売、クレジットカード業務、事業継承に係る提案、海外展開支援、ビジネスマッチング等幅広い業務を取り扱っている。

このほか、信託業務を兼営する銀行においては、上記の銀行業務（付随業務を含む。）に加え、信託業務として、金銭、有価証券、金銭債権、動産、不動産等の信託の引受けに係る業務を、信託併營業務として、不動産関連業務（売買仲介、鑑定等）、証券代行業務（株主名簿管理等）、相続関連業務（遺言執行、遺産整理等）等の業務を取り扱っている。

我が国の預金取扱金融機関の規模や活動範囲は千差万別であり、銀行、信用金庫等の監督官庁である金融庁は、預金取扱金融機関を主要行等（メガバンク等）と中小・地域金融機関（地方銀行、第二地方銀行及び協同組織金融機関）に区分して監督を行っている。3メガバンクグループは、いずれも、日本全国に支店を有するとともに、システム上重要な金融機関（Global Systemically Important Financial Institutions：G-SIFIs）に選定され、国際展開も推進している。地方銀行及び第二地方銀行は、それぞれ一定の地域を中心に営業しているが、一部には多地域展開を図っているものも存在する。協同組織金融機関は、特定の地区内においてのみ営業活動を行っている。

預金取扱金融機関は、取引相手となる顧客も個人から大企業に至るまで様々であり、取引件数も膨大であるため、それらの取引中からマネー・ローンダリ

^{*1} 本調査書では特定事業者ごとにその取り扱い商品・サービスを記載しているが、特定事業者が取り扱い商品・サービスの範囲は一樣ではない。特定事業者は、取り扱い商品・サービスに応じて、本調査書における関連する記載を勘案することが求められる。

^{*2} 犯罪収益移転防止法第2条第2項第1号から同項第16号まで及び同項第37号に掲げる者（銀行、信用金庫等）をいう。

^{*3} 日本銀行時系列統計データによる。なお、当該データに整理回収機構及びゆうちょ銀行は含まれない。

^{*4} 銀行法第10条第1項各号に定める業務をいう。

ング等に関連する顧客や取引を見極め、排除していくことは容易ではない。

また、国際金融市場としての我が国の地位や役割を踏まえると、国際社会におけるマネー・ローンダリング等の脅威の高まりに関しては、我が国も例外ではなく、現に、国際犯罪組織が外国における詐欺等で不正に得た収益のマネー・ローンダリングをする過程において我が国の金融機関を経由させた事例等の発生が、近年みられるところである。

さらに、過去3年間の現金取引を除くマネー・ローンダリングに悪用された取引の大部分は、預金取扱金融機関が取り扱う内国為替取引、預金取引及び外国との取引（外国為替等）である。

金融庁は、上記のような特徴等から、預金取扱金融機関の業態についてのマネー・ローンダリング等に関するリスクは、他の業態よりも高いと認められると評価しており、預金取扱金融機関に対し、マネー・ローンダリング等に対する体制の高度化を求めている。金融庁は、これまでの監督等を通じて、取組の遅れがみられる金融機関等も存在するものの、全体的な体制の水準は高度化していると評価している。このうち、リスクの特定・評価や継続的顧客管理について、一部の預金取扱金融機関においては不十分であるとしつつも、リスクの特定・評価については、自らが提供している商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域、顧客属性等のリスクを特定・評価した上で、その結果を特定事業者作成書面に反映するプロセス自体は、預金取扱金融機関全体に浸透し始めており、リスクの特定・評価に係る項目や特定事業者作成書面等における分析内容も改善されているとしている。また、金融庁は、預金取扱金融機関がリスク低減措置として重要である継続的顧客管理を実施するために、顧客リスク評価の更新に向け、調査の対象及び頻度を含む継続的な顧客管理の方針を決定した上で、顧客のリスクに応じて機動的かつ定期的に確認を始めており、そのための取組の浸透がみられるとしているものの、引き続き、全ての顧客リスク評価の更新に向け、預金取扱金融機関による取組の強化が必要としている。

【所管行政庁が新たに把握した脅威・脆弱性等】

- ・ 収納代行のスキームで、第三者から代理受領権を取得した上で、当該第三者から自らが開設している銀行口座宛ての入金を受け、集めた資金を、海外に所在する別の事業者に対して、まとめて送金（いわゆるバルク送金^{*1}）する事業者が存在することが確認された。銀行にとっては、資金移動業者と同様に、顧客宛てに入金をする者や、最終的に資金を受領する者の素性を把握することができないリスクが存在。
- ・ 暗号資産交換業者が銀行に開設している銀行口座を受け皿として、不正送金を行う事例が確認された（大手銀行の子会社に対するモニタリングの中で把握）。主体や手口は不明であるものの、被害者が自らの意思で振り込んでいるケースもあれば、被害者が暗号資産交換業者名義の口座名義と口座番号の情報を詐取され、被害者の意思に反して振込が行われているケースも存在。

*1 「いわゆるバルク送金」とは、海外送金サービスを提供する事業者が、国内拠点と海外拠点との間で複数の小口送金取引をとりまとめて決済を行うことをいう。

(イ) 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスの現状及び悪用事例

a 預貯金口座

(a) 現状

預貯金口座は、預金取扱金融機関に対する信頼や預金保険制度に基づく預金者保護制度の充実等により、手持ち資金を安全かつ確実に管理するための手段として広く一般に普及している。また、昨今は、店頭に赴くことなく、インターネットを通じて、口座を開設したり、取引をしたりすることが可能となっており、その利便性はますます高まっている。

一方、このような特性により、預貯金口座は、マネー・ローンダリング等を企図する者にとっては、犯罪収益の収受や隠匿の有効な手段となり得る。

犯罪収益移転防止法は、預金取扱金融機関に対し、顧客等との預貯金契約（預金又は貯金の受入れを内容とする契約）の締結に際して取引時確認を行う義務及び確認記録・取引記録の作成・保存をする義務を課している。

また、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成 19 年法律第 133 号）は、預金取扱金融機関に対して、預金口座等について、捜査機関等から当該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供があることその他の事情を勘案して、特殊詐欺等の一定の犯罪に利用されている預金口座等である疑いがあると認める場合に、当該預金口座等に係る取引の停止等の措置を適切に講ずることを義務付けている。

(b) 事例

預貯金口座がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- 本国に帰国した外国人や死者の口座を、解約手続等の措置を執ることなく利用し、詐欺や窃盗等の犯罪収益を入金した。
- 金銭の対価を得る目的で売却された口座、架空名義で開設された口座、不正に開設された営業実態のない会社名義の口座等を利用し、詐欺、窃盗、ヤミ金融事犯、風俗事犯、薬物事犯、偽ブランド品販売事犯等の様々な犯罪収益を入金した。

悪用された口座の多くは個人名義の口座であり、親族や知人から借り受けたもの、他人から買い受けたもの、架空名義で開設したもの等である。こうした口座を違法に取得した手口は様々であるが、ヤミ金融事犯では、ヤミ金融の債務者名義の口座を使用する、賭博事犯では、暴力団員が親族又は知人名義の口座を使用する、特殊詐欺事犯では、第三者又は架空名義の口座を使用するといった特徴が認められる。

また、法人名義の口座が悪用された事例も発生しており、特殊詐欺や国際的なマネー・ローンダリング事犯等、犯罪組織によって敢行される多額の収益を生み出す犯罪において悪用されている。

このように、売買等により不正に入手された架空・他人名義の口座は、特殊詐欺やヤミ金融事犯等において、犯罪収益の受け皿として悪用され、これを利用することにより、収益の移転が行われている。

警察では、預貯金通帳・キャッシュカード等の不正譲渡等に関する犯罪収益移転防止法違反事件の捜査を強化している。具体的には、

- 「銀行口座や通帳、カードを買い取る」などと SNS 上に掲示して、口座譲渡を違法に勧誘したとして検挙した来日外国人の犯行拠点から、数百通にも及ぶ通帳等を押収した事例

等、多くの事件を検挙している。図表 21 に口座譲渡等に関する統計として犯罪収益移転防止法違反の検挙事件数を記載している。こうした様々な事例等を踏まえれば、譲渡された口座数は検挙事件数を大きく上回ることがうかがわれ、口座譲渡によりマネー・ローンダリング等の敢行が助長されていることに注意を払う必要がある。また、国籍等別の検挙件数をみると、日本が最も多く、続いてベトナム、中国となっているところ、我が国の在留外国人数に比して、外国人が関与した口座譲渡に係る犯罪の検挙が目立っている。

このほかにも、警察では、他人に譲渡する目的を秘した上で、郵便物受取サービス業者の所在地を口座開設時の住居と偽るなどして、預金取扱金融機関から預貯金通帳等をだまし取る詐欺（口座詐欺）や、だまし取られた預貯金通帳等であることを知りながら譲り受ける盗品等譲受けについても積極的に取り締まっている（図表 22 参照）。

図表 21 【犯罪収益移転防止法違反の検挙事件数】

区分 \ 年	令和元	令和 2	令和 3
預 貯 金 通 帳 等 の 譲 渡 等	2,479	2,539	2,446
預 貯 金 通 帳 等 の 譲 渡 等（業）	44	18	27
預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引	27	32	11
為 替 取 引 カ ー ド 等 の 譲 渡 等	27	35	26
暗 号 資 産 交 換 用 情 報 の 譲 渡 等	0	6	23
そ の 他	0	4	2
合 計	2,577	2,634	2,535

図表 22 【口座詐欺等の検挙事件数】

区分 \ 年	令和元	令和 2	令和 3
口 座 詐 欺	919	696	710
盗 品 譲 受 け	6	7	1
合 計	925	703	711

注：都道府県警察から警察庁に対し、特殊詐欺を助長する犯罪として報告があったものを計上した。

b 預金取引

(a) 現状

コンビニエンスストア等における ATM の普及等により、預貯金口座の保有者が、時間・場所を選ばず、迅速かつ容易に預貯金の預入れ又は払戻し（以下「預金取引」という。）を行うことができることとなり、預金取扱金融機関は、高い利便性を提供している。

一方、マネー・ローンダリング等を企図する者は、口座による安全・確実な資金管理及び預金取引の高い利便性に着目して、口座に送金された収益の払戻しや取得した収益の預入れを通じて、マネー・ローンダリング等を敢行するおそれがある。実際に、特殊詐欺では、高齢者をはじめとする被害者にその預貯金口座から犯行グループが利用する第三者の預貯金口座に送金させた上で、当該口座から払い戻したり、他の預貯金口座へ送金したりするなど、マネー・ローンダリングに預金取引が悪用されている実態がある。

犯罪収益移転防止法は、預金取扱金融機関に対し、顧客等と 200 万円（為替取引又は自己宛小切手の振出しを伴うものにあつては、10 万円）を超える現金の受払いをする取引に際して取引時確認を行う義務及び確認記録・取引記録の作成・保存をする義務を課している。

(b) 事例

預金取引がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- 外国で発生した詐欺事件の収益が国内の口座に送金された際に、正当な事業収益であるように装って払い戻した。
- 窃盗、詐欺、ヤミ金融、薬物犯罪、賭博等による収益を、他人名義の口座に入金した。
- 窃盗により得た多量の硬貨を、金融機関の店舗に設置された ATM で他人名義口座に預け入れた後、別の ATM を使い紙幣で払い戻した。
- ベトナム人が、帰化して日本名となった親族の口座に地下銀行の収益を送金した。
- 現金を所持していたことで犯罪が発覚することをおそれ、犯行直後に現金を親族名義の口座に預け入れ、後に払い戻した。
- 知人名義の口座に強盗で得た現金の一部を、ATM から短時間に多数回預け入れた。

c 内国為替取引

(a) 現状

内国為替取引は、給与、年金、配当金等の振込金の受入れや公共料金、クレジットカード等の支払に係る口座振替等、現金の移動を伴わない安全かつ迅速な決済を可能とするもので、隔地者間の取引に便利であるほか、ATM やインターネットバンキングの普及等から、身近な決済サービスとし

て広く国民一般に利用されている。

一方、このような特性や他人名義の口座を利用すれば匿名性の確保も可能となることにより、内国為替取引はマネー・ロンダリング等の有効な手段となり得る。

犯罪収益移転防止法は、預金取扱金融機関に対し、顧客等と金額が 10 万円を超える現金の受払いをする取引で為替取引を伴うものに際して取引時確認を行う義務及び確認記録・取引記録の作成・保存をする義務を課している。さらに、犯罪収益移転防止法は、他の金融機関への資金の支払を伴う内国為替取引の場合には、移転元の金融機関に対し、移転先の金融機関から当該取引に係る顧客の確認を求められたときに、その日から 3 営業日以内に当該顧客の確認記録を検索することを可能にする事項に関する記録の作成を、移転先の金融機関に対し、当該取引に係る情報を検索することを可能にする事項に関する記録の作成を、それぞれ義務付けている。

(b) 事例

内国為替取引がマネー・ロンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- 暴力団員が、無許可の風俗営業により得た犯罪収益を、みかじめ料として知人名義の口座に振込入金させた。
- 特殊詐欺により得られた犯罪収益を、不正に開設された活動実態のない会社名義の口座に振込入金させた。
- 帰国したベトナム人から有償で譲り受けた口座に、複数の顧客から依頼を受け、不法に海外送金をするための依頼金を振込入金させた。
- 偽ブランド品を代金引換郵便で販売し、宅配業者が顧客から受け取った代金を他人名義の口座に振込入金させた。
- 顧客に指示をして、覚醒剤の代金やヤミ金融の返済金を他人名義の口座に振込入金させた。
- 不正に取得した他人のオンライン証券口座のアカウント情報を使用してログインし、口座内の預託金を借名口座に振込送金した。
- 不法残留の外国人を労働者として派遣して稼働させた報酬を、知人名義の口座に振込入金させた。
- インターネットオークションでだまし取った代金を、あらかじめ犯罪収益を隠匿するために開設していた知人名義のネット銀行の口座に振込入金させた。

d 貸金庫

(a) 現状

貸金庫とは、保管場所の賃貸借であり、何人でも貸金庫業を営むことは可能であるが、銀行等の預金取扱金融機関が店舗内の保管場所を有償で貸与するサービスが一般に知られている。

預金取扱金融機関の貸金庫は、主に有価証券、通帳、証書、権利書等の

重要書類や貴金属等の財産の保管に利用されるものであるが、実際には、預金取扱金融機関は保管される物件そのものの確認はしないため、保管物の秘匿性は非常に高く、著作権法違反、ヤミ金融事犯等の犯罪収益を銀行の貸金庫に保管していた例がある。このような特性により、貸金庫は犯罪収益を物理的に隠匿する有効な手段となり得る。

犯罪収益移転防止法は、預金取扱金融機関に対し、顧客等と貸金庫の貸与を行うことを内容とする契約を締結するに際して取引時確認を行う義務及び確認記録・取引記録の作成・保存をする義務を課している。

(b) 事例

マネー・ローンダリング等を企図する者が、他人名義又は架空名義で契約された貸金庫を犯罪収益の物理的な保管手段として悪用している実態がある。

貸金庫がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- だまし取った約束手形を換金し、その現金の一部を親族が契約した銀行の貸金庫に保管した。
- 詐欺の犯罪収益が暴力団組織へ上納され、暴力団幹部が家族名義で契約している銀行の貸金庫に保管した。
- 偽名を使い多数の銀行と貸金庫の契約を締結して犯罪収益を隠匿した（外国における事例）。

e 手形・小切手

(a) 現状

手形及び小切手は、信用性の高い手形交換制度や預金取扱金融機関による決済等により、現金に代わる支払手段として有用であり、我が国の経済社会において幅広く利用されている。手形及び小切手は、等価の現金より物理的に軽量で運搬性が高く、預金取扱金融機関を通じて現金化も簡便である。また、裏書等の方法により容易に譲渡することができ、流通性が高いことも特徴である。

一方、このような特性により、手形・小切手は犯罪収益の収受や隠匿に有効な手段となり得る。

犯罪収益移転防止法は、預金取扱金融機関に対し、顧客等との手形の割引を内容とする契約の締結、取引の金額が 200 万円を超える線引きのない持参人払式小切手や自己宛小切手の受払いをする取引（現金の受払いをする取引で為替取引又は自己宛小切手の振出しを伴うものにあつては、10 万円を超えるもの）等に際して、取引時確認を行う義務及び確認記録・取引記録の作成・保存をする義務を課している。

また、手形・小切手を振り出すためには、原則として当座預金口座を保有している必要があるが、犯罪収益移転防止法は、預金取扱金融機関に対し、口座開設時の取引時確認等を行う義務を課している。

(b) 事例

マネー・ローンダリング等を企図する者が、犯罪収益を容易に運搬する手段又は正当な資金と仮装する手段として、手形又は小切手を悪用している実態がある。

手形・小切手がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- ヤミ金融業者が、多数の借受人に対して元利金として小切手等を振り出させて郵送させ、預金取扱金融機関の取立てにより他人名義の口座に入金させた。
- 高額な資金を外国に密輸する手段として悪用された(外国における事例)。
- 薬物密売組織により高額な資金を分割して移転する手段として悪用された(外国における事例)。

イ 疑わしい取引の届出

令和元年から令和3年までの間の、預金取扱金融機関による疑わしい取引の届出件数は112万882件で、全届出件数の79.9%を占めている。

金融庁は、インターネットを利用した取引に特有の不自然さや、テロ資金供与等に着目した参考事例を追加するなどして、預金取扱金融機関向けの「疑わしい取引の参考事例」^{*1}を改訂し、平成31年4月に公表した。

「疑わしい取引の参考事例」に例示された種類のうち届出件数が多かったものは、次のとおりである。

- 職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引(24万7,022件、22.0%)
- 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引(14万3,002件、12.8%)
- 多数の者から頻繁に送金を受ける口座に係る取引。特に、送金を受けた直後に当該口座から多額の送金又は払戻しを行う場合(8万6,993件、7.8%)
- 経済的合理性のない多額の送金を他国から受ける取引(7万672件、6.3%)
- 通常は資金の動きがないにもかかわらず、突如多額の預金取引が行われる口座に係る取引(6万7,759件、6.1%)
- 多額の現金又は小切手により、入出金(有価証券の売買、送金及び両替を含む。以下同じ。)を行う取引。特に、顧客の収入、資産等に見合わない高額な取引、送金や自己宛小切手によるのが相当と認められる場合であるにもかかわらず、あえて現金による入出金を行う取引(6万7,729件、6.0%)
- 多額の入出金が頻繁に行われる口座に係る取引(4万2,737件、3.8%)
- 口座開設時に確認した取引を行う目的、職業又は事業の内容等に照らし、不自然な態様・頻度で行われる取引(4万1,304件、3.7%)

^{*1} 所管行政庁は、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべきものの類型を例示した「疑わしい取引の参考事例」を特定事業者に対して示している。そして、特定事業者が疑わしい取引の届出を行う際には、当該参考事例のうち主にいずれに該当するかを記載することとなっている。

- 経済的合理性のない目的のために他国へ多額の送金を行う取引（3万8,270件、3.4%）

また、インターネット上でのみサービスの提供を行う銀行をはじめとする様々な預金取扱金融機関から、顧客のIPアドレスや携帯電話番号に着目した届出もなされている。

ウ 危険度の低減措置

(ア) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、犯罪収益移転防止法では特定事業者に取引時確認等を義務付けているほか、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。主な関係法令は次のとおりである。

○ 銀行法

必要に応じて、金融庁が銀行に対して報告徴求、立入検査、業務改善命令等を行うことができる旨を規定

(イ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者に義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要であるが、これを確保するため、所管行政庁においてもガイドラインの策定や業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組が進められている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.fsa.go.jp/common/law/amlcft/211122_amlcft_guidelines.pdf （金融庁）
マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）	https://www.fsa.go.jp/news/r4/202208_amlcft_faq/202208_amlcft_faq.pdf （金融庁）
主要行等向けの総合的な監督指針	https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/city.pdf （金融庁）
中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針	https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/chusho.pdf （金融庁）
系統金融機関向けの総合的な監督指針	https://www.maff.go.jp/j/keiei/sosiki/kyosoka/k_sido/attach/pdf/index-22.pdf （農林水産省）
漁協系統信用事業における総合的な監督指針	https://www.jfa.maff.go.jp/j/keiei/gyokyou/sisin/attach/pdf/index-3.pdf （水産庁）

【令和3年中における所管行政庁による主な取組例】

《金融庁》

- ・「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を改正（令和3年2月）
- ・他省庁や業界団体、特定事業者に対するマネー・ローンダリング等対策の高度化に向けた講演・研修等の実施

《農林水産省》

- ・金融庁と連携して、取引実態やガイドラインとのギャップ分析を含む体制整備に関する報告徴求を発出（600件）（令和3年3月）

- ・金融庁と連携し、令和6年3月末までに体制を整備することを各金融機関に対して要請（令和3年4月）
- ・「系統金融機関向けの総合的な監督指針」等を改正（令和3年8月）
- ・全都道府県担当者や農政局、業界団体等との各業務に係る意見交換を実施

（ウ）業界団体及び事業者の措置

各業界団体も、事例集や各種参考例の提示、資産凍結等の措置の対象者に関するデータベースの提供、研修の実施等により、各預金取扱金融機関によるマネー・ローンダリング等対策を支援している。

各預金取扱金融機関においても、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、対応部署の設置や規程・マニュアルの整備、定期的な研修の実施等を行っているほか、内部監査の実施、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、危険度が高い取引のモニタリングの厳格化等に取り組むなど、内部管理体制の確立・強化を図っている。

エ 危険度の評価

預金取扱金融機関は、安全かつ確実な資金管理が可能な口座をはじめ、時間・場所を問わず、容易に資金の準備又は保管ができる預金取引、迅速かつ確実に隔地間や多数の者との間で資金を移動することができる為替取引、秘匿性を維持した上で資産の安全な保管を可能とする貸金庫、換金性及び運搬容易性に優れた手形・小切手等様々な商品・サービスを提供している。

一方、これらの商品・サービスは、その特性から、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得るものであり、これらの悪用により、犯罪収益の収受又は隠匿がなされた事例があること等から、預金取扱金融機関が取り扱うこれらの商品・サービスは、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる^{*1 *2}。

また、国際金融市場としての我が国の地位や役割、業界全体の金融取引量の大きさ、マネー・ローンダリング等に悪用された取引等の統計上の数値、国際犯罪組織が関与する事例等を踏まえると、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度は、他の業態よりも相対的に高いと認められる。このような危険度に対して、所管行政庁、特定事業者等は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っており、その効果は預金取扱金融機関による効果的な取組に表れている。

しかしながら、これらの取組については、預金取扱金融機関ごとに差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない預金取扱金融機関に

*1 犯罪収益移転防止法第2条第2項第28号は、特定事業者として、無尽会社を規定している。一定の口数及び給付金額を定め、定期に掛金を払い込ませて、一口ごとに抽選、入札等の方法により、掛金者に対し金銭以外の財産の給付を行う無尽は、掛金・給付の仕組みが預金に類似する部分もあることから、犯罪収益の移転に悪用される危険性があると認められる。

*2 犯罪収益移転防止法第2条第2項第36号は、特定事業者として、電子債権記録機関を規定している。電子記録債権は、磁気ディスク等をもって電子債権記録機関が作成する記録原簿への電子記録をすることによって発生、譲渡等が行われるもので、債権譲渡の円滑性等に関して手形と類似の機能を有していることから、犯罪収益の移転に悪用される危険性があると認められる。

についてはマネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。令和2年中に検挙された犯罪収益等隠匿事件における隠匿等の手口の多くは、他人名義の口座への振込入金であった。過去の事件の中には、悪用されている他人名義の口座数が十数口座にも上るものがあるほか、口座譲渡を勧誘したとして検挙した者の犯行拠点から、数百通にも及ぶ通帳等が押収されたものがあるなど、他人名義の口座がマネー・ローンダリング等の主要な犯罪インフラとなっており、口座を提供する預金取扱金融機関は、口座譲渡を防ぐこと及び事後的に不正な取引を検知する措置を行うことについて継続的な対応が求められる。

また、預金取扱金融機関が提供する商品・サービスがマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、

- 匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引
 - 多数の者が行う取引
 - 高頻度で行われる取引
 - 多額の送金や入出金が行われる取引
 - 通常は資金の動きがない口座にもかかわらず、突発的に多額の入出金が行われる取引
 - 顧客の取引目的又は職業若しくは事業の内容等に照らし、不自然な態様・頻度で送金や入出金等が行われる取引
 - 多数の口座を保有している顧客（屋号付名義等を利用して異なる名義で保有している口座を含む。）の口座を使用した入出金が行われる取引
- については、危険度がより一層高まるものと認められる。

【銀行等による取引モニタリング等の共同化】

金融のデジタル化の進展やマネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手口の巧妙化等も踏まえ、国際的にも FATF において、より高い水準での対応が求められており、銀行等におけるマネー・ローンダリング等対策の実効性向上は喫緊の課題となっている。

また、マネー・ローンダリング等の犯罪については、一般に、その対策が十分でない銀行等が狙われるなどの指摘がある。

こうした状況を踏まえ、銀行業界においてマネー・ローンダリング等対策の中核的な業務である取引のフィルタリングやモニタリングの共同化による高度化・効率化に向け、具体的な検討が進んでいる。

令和4年6月に成立・公布された「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第 61 号）においては、預金取扱金融機関等の委託を受けて、為替取引に関し、

- 取引フィルタリング（顧客等が制裁対象に該当するか否かを分析し、その結果を預金取扱金融機関等に通知）
- 取引モニタリング（取引に疑わしい点があるかどうかを分析し、その結果を預金取扱金融機関等に通知）

を共同化して実施する「為替取引分析業者」に係る制度を整備し、許可制を導入すること等により、金融庁等による検査・監督等を及ぼすこととしている。

(2) 保険会社等^{*1}が取り扱う保険

ア 危険度を高める要因

(7) 特徴

保険契約は、原則として、人の生死に関し一定額の保険金を支払うことを約すもの又は一定の偶発的な事故によって生ずることのある損害を填補することを約すものである。ただし、資金の給付が行われるのはこれらの確率的な要件が満たされた場合に限られるため、この点は、保険の危険度を大幅に低減する要因といえる。

しかし、一口に保険商品といっても、その内容は多様であり、保険会社等は蓄財性を有する商品も提供している。蓄財性を有する商品は、将来の偶発的な事故に対する給付のみを対象とする商品と異なり、より確実な要件に係る給付、例えば満期に係る給付を伴うもの等がある。このような商品は、契約満了前に中途解約を行った場合にも高い解約返戻金が支払われる場合が多く、例えば、契約締結時に保険料が支払われた後、速やかに中途解約された場合には、リスクが特に高いものと認められる。また、クーリングオフにより保険料充当額が返金される場合にも、特にリスクが高いものとして留意する必要がある。

保険会社等のうち、令和3年3月末現在、保険業法(平成7年法律第105号)に基づく内閣総理大臣の免許を受けている者の数は94である。このほか、内閣総理大臣の登録を受けた少額短期保険業者、農林水産大臣等による設立の認可を受けた農業協同組合等がある。

(4) 事例

保険商品がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- 麻薬密売組織が麻薬密売により得た収益を生命保険の保険料に充当し、ほどなく同保険契約を解約して払戻しを受けた(外国における事例)。
また、犯罪収益がその形態を変えた事例として、
- 詐欺や売春等により得た収益を自己及び家族の積立式の生命保険の保険料に充当していたもの
があり、保険がマネー・ローンダリングに関係した事例として、
- だまし取った休業損害保険金を他人名義の口座に振込入金させたもの
がある。

イ 疑わしい取引の届出

令和元年から令和3年までの間の、保険会社等による疑わしい取引の届出件数は8,969件(生命保険7,353件、損害保険1,568件、共済事業48件)である。

金融庁は、インターネットを利用した取引に特有の不自然さや、テロ資金供与等に着目した参考事例を追加するなどして、保険会社向けの「疑わしい取引の参

^{*1} 犯罪収益移転防止法第2条第2項第8号に掲げる者(農業協同組合)、同項第9号に掲げる者(農業協同組合連合会)、同項第17号に掲げる者(保険会社)、同項第18号に掲げる者(外国保険会社等)、同項第19号に掲げる者(少額短期保険業者)及び同項第20号に掲げる者(共済水産業協同組合連合会)をいう。

考事例」を改訂し、平成31年4月に公表した。

「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち届出件数が多かったものは、次のとおりである。

○ 生命保険

- ・ 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引（5,963件、81.1%）

○ 損害保険

- ・ 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引（557件、35.5%）
- ・ 職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる契約者に係る取引（98件、6.3%）
- ・ 架空名義又は借名で締結したとの疑いが生じた保険契約に係る取引（59件、3.8%）

ウ 危険度の低減措置

(ア) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、犯罪収益移転防止法では特定事業者が取引時確認等を義務付けているほか、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。主な関係法令は次のとおりである。

○ 保険業法

必要に応じて、所管行政庁が保険会社に対して報告命令、立入検査、業務改善命令等を行うことができる旨を規定

(イ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者に義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要であるが、これを確保するため、所管行政庁においてもガイドラインの策定や業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組が進められている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.fsa.go.jp/common/law/amlcft/211122_amlcft_guidelines.pdf （金融庁）
マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）	https://www.fsa.go.jp/news/r4/202208_amlcft_faq/202208_amlcft_faq.pdf （金融庁）
保険会社向けの総合的な監督指針	https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/ins.pdf （金融庁）
少額短期保険業者向けの監督指針	https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/syougaku.pdf （金融庁）
認可特定保険業者向けの総合的な監督指針	https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/ninka_a.pdf （金融庁）
共済事業向けの総合的な監督指針	https://www.maff.go.jp/j/keiei/sosiki/kyosoka/k_sido/index.html#sinyou_kantoku （農林水産省）
漁協等の共済事業向けの総合的な監督指針	https://www.jfa.maff.go.jp/j/keiei/gyokyou/sisin/ （水産庁）

【令和3年中における所管行政庁による主な取組例】

《金融庁》

- ・「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を改正（令和3年2月）
- ・ 他省庁や業界団体、特定事業者に対するマネー・ローンダリング等対策の高度化に向けた講演・研修等の実施

《農林水産省》

- ・ 金融庁と連携して、取引実態やガイドラインとのギャップ分析を含む体制整備に関する報告徴求を発出（1件）（令和3年3月）
- ・ 令和6年3月末までに体制を整備することを、共済事業を行う所管団体に対して要請（令和3年4月）
- ・ 「共済事業向けの総合的な監督指針」等を改正（令和3年8月）
- ・ 全都道府県担当者や農政局、共済事業を行う所管団体等との各業務に係る意見交換を実施

（ウ） 業界団体及び事業者の措置

各業界団体では、保険が不当な利益の追求に悪用されることを防ぐため、契約内容登録・照会制度等を導入して会員における情報共有を図り、会員が契約の申込みや保険金等の請求を受けた際に、同一の被保険者を対象とする同一種類の保険契約が複数ないか等の疑わしい点の有無を確認し、契約の締結や保険金等の支払を判断するに当たっての参考にできるようにしている。また、マネー・ローンダリング等に関する解説資料や質疑応答等の各種資料を作成したり、協会内にプロジェクトチームを設置し、同チーム主催の会議等において、会員間の情報共有や意見交換を実施したりして、会員のマネー・ローンダリング等対策を支援している。

各保険会社等は、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、対応部署の設置や規程・マニュアルの整備、定期的な研修の実施等を行っているほか、内部監査の実施、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、危険度が高い場合のモニタリングの厳格化等の取組を行うなど、内部管理体制の確立・強化を図っている。

【令和3年中における業界団体の主な取組例】

- ・ 令和3年度コンプライアンス・プログラムに基づき、漁協に対して、役職員のコンプライアンスに対する基本姿勢の確立と日常業務におけるコンプライアンス推進の向上、取引時確認等の措置について、研修・周知を実施（全国共済水産業協同組合連合会）
- ・ 「漁協共済「本人確認等」の事務処理（犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認）」、「漁協における取引のリスク評価書」等のマニュアルを整備（全国共済水産業協同組合連合会）
- ・ 共済掛金として200万円超を一括で払い込まれた契約について、モニタリング調査（現金収納の有無、現金の場合その理由の確認）を実施したほか、内部検査においても、モニタリング調査の検証を実施（全国共済水産業協同組合連合会）
- ・ 組合員以外が共済契約の申込みに来た場合、所定の本人確認を行うとともに、加入目的や加入経路（内部規定により員外者については組合員又は役職員の友人・知人に限定している）の確認を徹底（全国共済水産業協同組合連合会）

エ 危険度の評価

資金の給付・払戻しが行われる蓄財性の高い保険商品は、犯罪収益を即時又は繰延べの資産とすることを可能とすることから、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際、売春防止法違反に係る違法な収益を蓄財性の高い保険商品に充当していた事例があること等から、蓄財性の高い保険商品は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

このような危険性に対して、所管行政庁及び保険会社等は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、保険会社等ごとに差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない保険会社等はマネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

また、保険商品がマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、

- 匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引
 - 契約締結時に保険料が支払われた後、速やかに中途解約された取引
- については、危険度がより一層高まるものと認められる。

(3) 金融商品取引業者等及び商品先物取引業者^{*1}が取り扱う有価証券の売買の取次ぎ等

ア 危険度を高める要因

(7) 特徴

資金の運用方法には、預金取扱金融機関への預貯金のほか、株式や債券等の金融商品に投資する方法がある。投資対象としては、株式や債券、投資信託の受益証券等の金融商品だけでなく、鉱物や農産物等の商品先物取引がある。

令和4年3月末現在、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づく内閣総理大臣の登録を受け、又は内閣総理大臣に届け出ている金融商品取引業者等の数は5,159であり、商品先物取引法（昭和25年法律第239号）に基づく主務大臣（農林水産大臣及び経済産業大臣）の許可を受けている者の数は34である。

我が国における投資対象となる株式や商品の取引状況を概観すると、株式に関して、令和3年中に東京証券取引所で行われた上場株式（第一部及び第二部）の売買金額は、約773兆7,594億円となっている（図表23参照）。

また、商品先物取引に関しては、令和3年中に東京商品取引所で行われた取引の出来高は約403万枚^{*2}、堂島取引所で行われた取引の出来高は約67万枚となっている。

投資は、預貯金と異なり、投資対象の価額の変動により元本割れするおそれがある反面、運用に成功すれば預貯金よりも多くの利益を得ることが可能である。

マネー・ローンダリング等に悪用される危険性の観点からみると、資金を預託すること又は株式の売買や商品先物取引を行うことによって多額の資金を様々な商品に転換したり、複雑な仕組みの金融商品に投資して、その資金の出所を不透明にしたりすることで、犯罪収益の追跡を困難にすることができる。

金融庁によると、金融商品取引業者等及び商品先物取引業者においては、銀行口座等から証券総合口座・FX口座等への入金、当該口座等から指定した銀行口座等への送金、有価証券等の別口座・他業者への移管、店頭やATMでの現金の入出金等が可能であり、これらの取引を通じて犯罪収益を移転するリスクがあるとしている。例えば、銀行口座と連動した入出金サービス等の提供においては、資金の移動が高速化することで、必要な確認等が不十分となるリスクがあるとされている。また、インサイダー取引が行われ、インサイダー取引により獲得された資金が合法資産と結合したり、株式の売買が反社会的勢力等の資金調達に利用されたりするなどのリスクがある。非対面取引においては、架空の人物や他人になりすました者と取引を行うリスクがある。

^{*1} 犯罪収益移転防止法第2条第2項第21号に掲げる者（金融商品取引業者）、同項第22号に掲げる者（証券金融会社）、同項第23号に掲げる者（特例業務届出者）、同項第24号に掲げる者（海外投資家等特例業務届出者）及び同項第33号に掲げる者（商品先物取引業者）をいう。

^{*2} 「枚」とは、取引所における取引の基本となる取引数量又は受渡数量を表す最小取引単位の呼称である。

図表 23 【株式売買代金の状況】

区分 \ 年	令和元	令和 2	令和 3
東 証 第 一 部	598, 213, 662	671, 671, 658	765, 249, 832
東 証 第 二 部	6, 188, 491	10, 657, 529	8, 509, 579
合 計	604, 402, 153	682, 329, 187	773, 759, 411

注 1：東京証券取引所の資料による。

2：単位は百万円

(イ) 事例

金融商品取引業者等及び商品先物取引業者が行う有価証券の売買の取次ぎ、商品市場における取引の委託の取次ぎ等がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- 架空名義で開設した証券会社の口座に詐欺で得た犯罪収益を入金して株式を購入した。
- 強盗により得た犯罪収益を、親族名義の口座に入金した後、親族名義で開設した FX 口座に証拠金として入金した。

イ 疑わしい取引の届出

令和元年から令和 3 年までの間の、金融商品取引業者等及び商品先物取引業者による疑わしい取引の届出件数は、金融商品取引業者等にあつては 5 万 4, 767 件、商品先物取引業者にあつては 964 件である。

金融庁、農林水産省及び経済産業省は、インターネットを利用した取引における特有の不自然さや、テロ資金供与等に着眼した参考事例を追加するなどして、金融商品取引業者等及び商品先物取引業者向けの「疑わしい取引の参考事例」を改訂し、平成 31 年 4 月に公表した。

「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち届出件数が多かったものは、次のとおりである。

- 金融商品取引業者
 - ・ 架空名義口座又は借名口座であるとの疑いが生じた口座を使用した株式及び債券の売買並びに投資信託等への投資（1 万 3, 760 件、25. 1%）
- 商品先物取引業者
 - ・ 顧客の取引名義が架空名義又は借名であるとの疑いが生じた取引（652 件、67. 6%）

ウ 危険度の低減措置

(ア) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、犯罪収益移転防止法では特定事業者が取引時確認等を義務付けているほか、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。主な関係法令は次のとおりである。

- 金融商品取引法及び商品先物取引法

必要に応じて、それぞれの取引業者に対して所管行政庁が報告命令、立入

検査、業務改善命令等を行うことができる旨を規定

(イ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者に義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要であるが、これを確保するため、所管行政庁においてもガイドラインの策定や業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組が進められている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.fsa.go.jp/common/law/amlcft/211122_amlcft_guidelines.pdf (金融庁)
マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問 (FAQ)	https://www.fsa.go.jp/news/r4/202208_amlcft_faq/202208_amlcft_faq.pdf (金融庁)
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kinyushohin.pdf (金融庁)
商品先物取引業者等の監督の基本的な指針	https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syoutori/dealing/attach/pdf/hourei-3.pdf (農林水産省) https://www.meti.go.jp/policy/commerce/z00/190814sakimono-shishin.pdf (経済産業省)
商品先物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syoutori/dealing/attach/pdf/money-5.pdf (農林水産省) https://www.meti.go.jp/policy/commerce/f00/211019amlcft_guideline.pdf (経済産業省)
不動産特定共同事業の監督に当たっての留意事項について	https://www.mlit.go.jp/common/001390608.pdf (国土交通省)

【令和3年中における所管行政庁による主な取組例】

《金融庁》

- ・「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を改正(令和3年2月)
- ・他省庁や業界団体、特定事業者に対するマネー・ローンダリング等対策の高度化に向けた講演・研修等の実施

《農林水産省及び経済産業省》

- ・「商品先物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を改正(令和3年10月)
- ・マネー・ローンダリング等対策に係る体制整備の期限設定を、業界団体である日本商品先物取引協会を通じて会員事業者に周知(令和3年12月)

《国土交通省》

- ・金融庁と連携して、取引実態やガイドラインとのギャップ分析を含む体制整備に関する報告徴求を発出(74件)(令和3年3月)

(ウ) 業界団体及び事業者の措置

各業界団体も、事例集や各種参考例の提示、研修の実施等により、各金融商品取引業者等及び商品先物取引業者によるマネー・ローンダリング等対策を支援している。

各金融商品取引業者等及び商品先物取引業者も、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、対応部署の設置、規程・マニュアルの整備、定期的な研修の実施等を行っているほか、内部監査の実施、マネー・ローンダリング等に係る危険性のある取引の特定、顧客管理の厳格化等に取り組むなど、内部管理体制の確立・強化を図っている。

【令和3年中における業界団体の主な取組例】

- ・ 国連安保理決議等による経済制裁対象者等が指定された場合の対応について、外国人顧客のアルファベット表記等を一覧にした「外国人顧客リスト」を各社で作成し、資産凍結対象者の情報を取得した際に遅滞なく照合するなど、当該対応への考え方を示す会員通知を发出(令和3年12月・日本証券業協会)
- ・ 会員自身による自主的総点検等を目的として、会員のマネー・ローンダリング等対策に向けた取組みに関する設問を含んだ「自主規制ルール遵守状況等調査票」により調査、その結果等について会員あて情報還元・注意喚起を実施(日本投資顧問業協会)
- ・ 「会員のマネー・ローンダリング等対策に関する取組状況(調査票集計結果概要)」等をテーマに、協会事務局担当者が研修を実施(日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、投資顧問業協会)
- ・ 会員向けに年に2回実施しているコンプライアンス研修の中で犯罪収益移転防止法の概要や取引時の確認事項等に関する注意事項等の説明を行い、会員のマネー・ローンダリング等対策を支援(一般社団法人不動産証券化協会)

エ 危険度の評価

金融商品取引業者等及び商品先物取引業者は、顧客が株式投資、商品先物取引等を行うための商品・サービスを提供しており、マネー・ローンダリング等を企図する者は、犯罪収益をこれらの商品・サービスを利用して様々な権利等に変えらるとともに、犯罪収益を利用してその果実を増大させることができる。

また、金融商品取引業者の中には、ファンドに出資された金銭を運用するものもあるが、組成が複雑なファンドに犯罪収益を原資とする金銭が出資されれば、その原資を追跡することが著しく困難になることから、金融商品取引業者等及び商品先物取引業者を通じて行われる投資は、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際、詐欺や業務上横領によって得た犯罪収益を株式や商品先物取引に投資していた事例があること等から、金融商品取引業者等及び商品先物取引業者を通じて行われる投資は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる^{*1*2}。

*1 犯罪収益移転防止法第2条第2項第27号は、特定事業者として、不動産特定共同事業者等を掲げている。不動産特定共同事業契約(各当事者が、出資を行い、その出資による共同の事業として、そのうちの一人又は数人にその業務の執行を委任して不動産取引を営み、当該不動産取引から生ずる収益の分配を行うことを約する契約等)を締結して、そこから生ずる利益の分配を行うこと等を業として行う不動産特定共同事業についても、犯罪収益の追跡を困難にする手段となり得ることから、犯罪収益の移転に悪用される危険性があると認められる。

*2 犯罪収益移転防止法第2条第2項第34号及び35号は、特定事業者として、振替機関及び口座管理機関を掲げている。社債、株式等について、その譲渡や質入れ等の効果を生じさせる振替に関する業務を行う振替機関及び他の者のために社債等の振替を行うための口座を開設する口座管理機関(証券会社、銀行等が行うことができる。)についても、その取り扱い商品・サービスが犯罪収益の移転に悪用される危険性があると認められる。

このような危険性に対して、所管行政庁並びに金融商品取引業者等及び商品先物取引業者は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、金融商品取引業者等及び商品先物取引業者ごとに差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない金融商品取引業者等又は商品先物取引業者はマネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。また、金融商品取引業者等又は商品先物取引業者がマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引については、危険度がより一層高まるものと認められる。

(4) 信託会社等^{*1}が取り扱う信託

ア 危険度を高める要因

信託は、委託者が信託行為によって、受託者に対して金銭や土地等の財産を移転して、受託者は委託者が設定した信託目的に従って、受益者のためにその財産の管理・処分等をする制度である。

信託は、資産を様々な形で管理及び処分できる制度であり、受託者の専門性を生かした資産運用や財産保全が可能であること、企業の資金調達の有効な手段であること等から、我が国の金融システムの基本的インフラとして、金融資産、動産、不動産等を運用するスキームにおいて幅広く活用されている。

信託会社として信託業を営むには、信託業法（平成 16 年法律第 154 号）に基づき、また、銀行その他の金融機関が信託業を営むには、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和 18 年法律第 43 号）に基づき、所管行政庁による免許、登録又は認可を受けることが必要とされているところ、令和 4 年 3 月末現在、当該免許、認可等を受けて信託業務を営む者の数は 91 である。

信託が悪用されたマネー・ローンダリング事犯検挙事例は近年認められないものの、信託は、委託者が受託者に単に財産を預けるのではなく、財産権の名義並びに財産の管理権及び処分権まで移転させるものであるとともに、信託前の財産を信託受益権に転換することにより、信託目的に応じて、その財産の属性、数及び財産権の性状を変える機能を有していることから、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

金融庁によると、信託会社の取引は、顧客との関係が上記の資産等の当初の保有者（委託者）及び信託会社（受託者）のみならず、資産等の権利の移転を受ける者（受益者）も含む三者関係となるとともに、信託の利用によって、犯罪収益を自己から分離し、当該収益との関わりを隠匿し得る点に特性があるため、信託会社においては、受託者として、委託者のみならず信託の受益者についても十分な確認・リスク評価手続等を実施する必要があるとしている。これについて、一部の信託会社においては信託の受益者のリスクに応じた措置を講じているものの、信託会社等ごとに対応が異なるため、上記特性を踏まえたリスク評価・顧客管理措置を実施する必要があるとしている。

イ 疑わしい取引の届出

令和元年から令和 3 年までの間の、信託に係る疑わしい取引の届出件数は 56 件^{*2}で、「疑わしい取引の参考事例」に例示された種類のうち届出件数が多かったものは、次のとおりである。

- 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引（26 件、46.4%）
- 職員の知識、経験から見て不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引（9 件、16.1%）

^{*1} 犯罪収益移転防止法第 2 条第 2 項第 25 号に掲げる者（信託会社）、同項第 26 号に掲げる者（自己信託会社）及び信託兼営金融機関をいう。

^{*2} 疑わしい取引として届出が行われた情報を分析して、信託との関係を確認できたものを計上した。

ウ 危険度の低減措置

(7) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、犯罪収益移転防止法では特定事業者取引時確認等を義務付けているほか、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。主な関係法令は次のとおりである。

○ 信託業法及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律

金融庁は、取引時確認等の管理体制に問題があると認められる場合には、必要に応じて信託会社及び信託兼営金融機関に対して報告を求めることができ、重大な問題があると認められる場合には、業務改善命令等を行うことができる」と規定

(イ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者取引時確認等義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要であるが、これを確保するため、所管行政庁においてもガイドラインの策定や業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組が進められている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.fsa.go.jp/common/law/amlcft/211122_amlcft_guide_lines.pdf （金融庁）
マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）	https://www.fsa.go.jp/news/r4/202208_amlcft_faq/202208_amlcft_faq.pdf （金融庁）
信託会社等に関する総合的な監督指針	https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/shintaku/shintaku.pdf （金融庁）

【令和3年中における所管行政庁による主な取組例】

《金融庁》

- ・「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を改正（令和3年2月）
- ・他省庁や業界団体、特定事業者に対するマネー・ローンダリング等対策の高度化に向けた講演・研修等の実施

(ウ) 業界団体及び事業者の措置

業界団体では、業務連絡会やマネー・ローンダリングに関する検討部会等の開催を通じ、外部コンサルタント等による研修・各種情報提供を行うとともに、加盟会社の意向に応じ、加盟会社に対し、特定事業者作成書面等の記載内容及び検証ポイントの説明、マネー・ローンダリング等対策に向けた体制整備等についての意見交換を実施するなど、各信託会社等によるマネー・ローンダリング等対策を支援している。

各信託会社等においても、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、特定事業者作成書面等の作成や、規程・マニュアルの整備、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、危険度が高い取引のモニタリングの厳格化等に取り組んでいる。

り組むなど、内部管理体制の確立・強化を図っている。

エ 危険度の評価

信託は、委託者から受託者に財産権を移転させ、当該財産に登記等の制度がある場合にはその名義人も変更させるとともに、財産の属性及び数並びに財産権の性状を転換する機能を有している。また、信託の効力は、当事者間で信託契約を締結したり、自己信託をしたりするのみで発生させることができるため、マネー・ローンダリング等を企図する者は、信託を利用すれば、当該収益を自己から分離し、当該収益との関わりを隠匿することができる。近年、信託が悪用されたマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は認められないものの、このような特性から、信託については、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

このような危険性に対して、所管行政庁及び信託会社等は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組について信託会社等ごとの差異が生じると、リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない信託会社等はマネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

(5) 貸金業者等^{*1}が取り扱う金銭貸付け

ア 危険度を高める要因

(7) 特徴

貸金業者等による金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(以下これらを総称して単に「貸付け」という。)は、消費者や事業者の多様な資金需要に対して、利便性の高い融資商品の提供や迅速な審査等をもって対応することにより、その円滑な資金調達に寄与している。また、預金取扱金融機関等との提携を含めた自動契約受付機・現金自動設備の普及やインターネットを通じた取引の拡大は、商品利用の利便性を高めている。

こうした利便性に乗じて、犯罪収益を得た者が、貸金業者等から借入れ及びそれに対する返済を繰り返すなどして、当該犯罪収益の追跡を困難にすることができる。

貸金業を営むためには、貸金業法に基づく都道府県知事又は内閣総理大臣(二以上の都道府県に営業所又は事務所を設置して営業しようとする場合)の登録を受ける必要があり、令和4年3月末現在、当該登録を受けている者の数は1,580であり、令和4年3月末時点の貸付残高は35兆1,007億円である。

(イ) 事例

犯罪収益がその形態を変えた事例として、

- 強盗や詐欺により得た犯罪収益を貸金業者への債務の返済に充当したものの

があり、金銭の貸付けがマネー・ローンダリングに関係した事例として、

- 偽造した他人の運転免許証の画像を利用して、インターネット上で他人名義の銀行口座の開設と貸金業者に対する貸金契約の申込みを行い、貸付金を同口座に振込入金させたもの

がある。

イ 疑わしい取引の届出

令和元年から令和3年までの間の、貸金業者等による疑わしい取引の届出件数は7万8,013件である。

金融庁は、インターネットを利用した取引に特有の不自然さや、テロ資金供与等に着目した参考事例を追加するなどして、「疑わしい取引の参考事例」を改訂し、平成31年4月に公表した。

「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち届出件数が多かったものは、次のとおりである。

- 職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引(2万3,524件、30.2%)
- 架空名義口座又は借名口座であるとの疑いが生じた口座を使用した入出金(2万2,610件、29.0%)

^{*1} 犯罪収益移転防止法第2条第2項第29号に掲げる者(貸金業者)及び同項第30号に掲げる者(短資業者)をいう。

ウ 危険度の低減措置

(7) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、犯罪収益移転防止法では特定事業者取引時確認等を義務付けているほか、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。主な関係法令は次のとおりである。

○ 貸金業法

必要に応じて、所管行政庁が貸金業者に対して報告徴収、立入検査、業務改善命令等を行うことができる旨を規定

(イ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要であるが、これを確保するため、所管行政庁においてもガイドラインの策定や業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組が進められている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.fsa.go.jp/common/law/amlcft/211122_amlcft_guidelines.pdf （金融庁）
マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）	https://www.fsa.go.jp/news/r4/202208_amlcft_faq/202208_amlcft_faq.pdf （金融庁）
貸金業者向けの総合的な監督指針	https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kashikin.pdf （金融庁）

【令和3年中における所管行政庁による主な取組例】

《金融庁》

- ・「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を改正（令和3年2月）
- ・他省庁や業界団体、特定事業者に対するマネー・ローンダリング等対策の高度化に向けた講演・研修等の実施

(ウ) 業界団体及び事業者の措置

業界団体では、その自主規制規則の中で、取引時確認、疑わしい取引の届出義務や反社会的勢力による被害の防止を盛り込んだ社内規則等を策定し社内体制を整備することを定め、会員に対応を要請している。

各貸金業者等も、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、特定事業者作成書面等の作成や、規程・マニュアルの整備、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、危険度が高い取引のモニタリングの厳格化等に取り組むなど、内部管理体制の確立・強化を図っている。

エ 危険度の評価

貸金業者等による貸付けは、犯罪収益の追跡を困難にすることができることから、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。また、架空の人物等のかたって融資詐欺を行い、その詐取金をあらかじめ開設していた架空名義の口座に入金させる事例も認められ、犯罪収益を生み出すために悪

用される危険性も認められる。

このような危険性に対して、所管行政庁及び貸金業者等は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、貸金業者等ごとに差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない貸金業者等はマネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

さらに、貸金業者がマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引については、危険度がより一層高まるものと認められる。

(6) 資金移動業者が取り扱う資金移動サービス

ア 危険度を高める要因

(7) 特徴

資金移動業とは、預金取扱金融機関以外の一般事業者が為替取引（1回当たりの送金額に応じた種別の登録等が必要^{*1}）を業として営むことをいう。インターネット等の普及により、安価で便利な送金サービスの需要が高まる中、規制緩和により平成22年に導入された。

資金移動業を営むためには、資金決済法に基づき、内閣総理大臣の登録を受ける必要があり、令和4年3月末現在、当該登録を受けた者の数は83である。令和2年度の年間送金件数は約10億670万件、年間取扱金額は約4兆2,545億円である。資金移動サービスは、諸外国から来日した外国人が、銀行より手数料が安価な送金手段として利用しているほか、インターネットを活用した新たな支払方法として利用が増大しているなど、今後も同サービスの需要が高まることが予想される（図表24参照）。

図表24【資金移動業の実績推移】

区分 \ 年度		平成30	令和元	令和2
年間送金件数		126,199,274	480,687,760	1,006,699,286
内訳	国内	－	430,991,457	936,265,711
	国外	－	49,696,303	70,433,575
年間取扱金額（百万円）		1,346,370	2,348,439	4,254,499
内訳	国内	－	1,220,599	2,854,538
	国外	－	1,127,837	1,399,956
登録資金移動業者件（社）		64	75	80

注：金融庁の資料による。

資金移動サービスの送金方法には、大別して次の3種類の方法がある。

- ① 依頼人が資金移動業者の営業店に現金を持ち込むなどして送金を依頼し、受取人が別の営業店で現金を受け取る方法
- ② 資金移動業者が開設した依頼人の口座と受取人の口座の間又は資金移動業者のウェブサイト等で開設された顧客双方のアカウントの間で資金を移動させる方法
- ③ 資金移動業者がサーバに記録した金額と関連付けられたカードや証書（マネーオーダー）を発行し、そのカードを保有する者や証書を持参した者に支払を行う方法

資金移動サービスには、依頼人が資金移動業者に対し送金を対面で指示する場合のほか、郵送、インターネット等を利用した非対面による送金指示が可能なものがあり、受取人が支払等を受ける方法には、現金や証書の受取、銀行口

^{*1} 100万円超の送金を行う場合は第一種資金移動業の認可、100万円以下の送金を行う場合は第二種資金移動業、5万円以下の送金を行う場合は第三種資金移動業の登録が必要である。

座への入金等がある。また、送金システムも多様で、預金取扱金融機関の送金ネットワークを利用せず、国際的に資金を移転できるシステムを構築し、独自の資金移動手段によりサービスを展開している資金移動業者も存在するなど、様々なビジネスモデルが展開されており、各資金移動業者が展開している多様なサービスによって、資金移動業者ごとにリスクの所在が異なる。

資金移動サービスは、安価な手数料で、迅速かつ確実に世界的規模で資金を移動させることができるという利便性を有する一方で、法制度や取引システムの異なる外国へ資金を移転させてマネー・ローンダリング等を行うことを容易にし、その追跡可能性を低下させる。

金融庁は、資金移動業者の取引額、事業規模や特性によって、資金移動業者が直面するリスクが異なることから、各資金移動業者に対し、その取引額・事業規模・特性に応じたリスクに適切に対応するための体制整備を求めている。また、金融庁は、リスクの特定・評価において、一部の資金移動業者に、取引時確認の不備等により顧客情報が不正確なため顧客属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証できる状態になっていない、疑わしい取引の届出の分析等を行っていないため具体的かつ客観的な根拠に基づくリスク評価を実施していないなど、取組に遅れが認められることから、自らの業務規模・特性におけるリスクを包括的・具体的に検証した上、リスクの特定・評価を実施していくことを課題としている。さらに、顧客の利便性向上のために新たな技術を用いて新たなサービスを提供する場合には、従前のリスク低減措置では当該サービスのリスクを捕捉できない可能性もあることから、資金移動業者は、適切にリスクを把握の上、必要なリスク低減措置を講じる必要があるとしている。

【所管行政庁が新たに把握した脅威・脆弱性等】

- ・ グローバル展開をしている業者において、グローバル共通の手続を制定するにとどまり、本邦法令等に則った取引時確認、スクリーニング、取引モニタリング等を行うための規程・手続の整備が不十分な実態が認められた。
- ・ 外部委託先の委託先管理を適切に行っていなかったため、委託先から再委託先、再々委託先に業務が委託されている実態を把握していない事例が認められた。

(イ) 事例

資金移動サービスの導入により、安価な送金手数料で容易に外国へ送金することが可能となったことから、外形的には適法な送金を装いつつ、資金移動業者の提供するサービスをマネー・ローンダリング等の手段として悪用する者が現れるようになった。資金移動サービスがマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- 報酬を得て外国送金を行うことの依頼を受けた者が、当該送金が正当な理由のあるものでないことを認識しながら、資金移動サービス業者を利用して送金を行った（マネーミュール^{*1}事犯）。

*1 メールや求人サイト等を通じて募集した者に犯罪収益を送金させるなど、第三者を犯罪収益の運び屋として利用するマネー・ローンダリング手法の一つ。

- 危険ドラッグを販売した者が、その収益を他人名義の口座に隠匿した上、資金移動サービスを利用して外国からの原料調達費を支払った。
- 偽ブランド品の売上代金を、資金移動サービスを利用して親族名義のアカウントに送金した。
- ビルの一室を賃貸していた者が、その部屋で行われた賭博の売上金を賃料名目で資金移動サービスを利用して受領していた。
- 技能実習生として来日した不法残留者が、盗品を売却した犯罪収益を、外国の犯罪組織の首魁に資金移動サービスを利用して送金した。
- 外国の犯罪組織が敢行した詐欺によって得た犯罪収益を、我が国の銀行口座に振り込ませた後、資金移動サービスを利用して、外国の犯罪組織に還流させた。
- 不正に入手した携帯電話回線及び口座情報を利用して他人になりすまして資金移動サービスのアカウントを作成し、不正に残高を増額させた上で、現金として払い出した。

また、過去には、インターネットバンキングに係る不正送金事犯の犯罪収益を別の口座に移した上で、資金移動サービスを悪用して、外国へ送金するマネーミュールが行われている例もみられた。

イ 疑わしい取引の届出

令和元年から令和3年までの間の、資金移動業者による疑わしい取引の届出件数は2万452件である。

金融庁は、インターネットを利用した取引に特有の不自然さや、テロ資金供与等に着目した参考事例を追加するなどして、「疑わしい取引の参考事例」を改訂し、平成31年4月に公表した。

「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち、届出件数が多かったものは、次のとおりである。

- 取引を行う目的、職業又は事業の内容等に照らし、不自然な態様・頻度で行われる取引（3,468件、17.0%）
- 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引（2,352件、11.5%）
- 短期間のうちに頻繁に行われる他国への送金で、送金総額が多額に上る取引（1,391件、6.8%）
- 多数の者に頻繁に送金を行う口座に係る取引。特に、送金を行う直前に多額の入金が行われる場合（1,200件、5.9%）
- 通常は資金の動きがないにもかかわらず、突如多額の入出金が行われる口座に係る取引（910件、4.4%）

また、資金移動業者が、顧客に対して送金目的を確認したところ、「海外サイトを通じてコンサルティング会社の求人募集に応募すると、自己の銀行口座に送金があり、これを他国へ送金するよう指示された。」などとの申告があったという、いわゆるマネーミュールによるマネー・ローンダリングの疑いに関する届出があった。

ウ 危険度の低減措置

(7) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、犯罪収益移転防止法では特定事業者取引時確認等を義務付けているほか、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。主な関係法令は次のとおりである。

○ 資金決済法

資金移動業者による事業報告書の提出義務や、必要に応じて所管行政庁が資金移動業者に対して立入検査や業務改善命令等を行うことができる旨を規定

(イ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者には義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要であるが、これを確保するため、所管行政庁においてもガイドラインの策定や業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組が進められている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.fsa.go.jp/common/law/amlcft/211122_amlcft_guide_lines.pdf （金融庁）
マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）	https://www.fsa.go.jp/news/r4/202208_amlcft_faq/202208_amlcft_faq.pdf （金融庁）
事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）	https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kaisya/14.pdf （金融庁）

【令和3年中における所管行政庁による主な取組例】

《金融庁》

- ・ 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を改正（令和3年2月）
- ・ 他省庁や業界団体、特定事業者に対するマネー・ローンダリング等対策の高度化に向けた講演・研修等の実施

(ウ) 業界団体及び事業者の措置

業界団体では、規程の整備や研修の実施のほか、犯罪収益移転防止法等に関する質疑応答集の作成等により、各資金移動業者によるマネー・ローンダリング等対策を支援している。

各資金移動業者においても、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、特定事業者作成書面等の作成や、規程・マニュアルの整備、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、危険度が高い取引のモニタリングの厳格化等に取り組むなど、内部管理体制の確立・強化を図っている。

【令和3年中における特定事業者の主な取組例】

- ・ 代理店管理において、新規代理店契約時の面談を通じた代理店コンプライアンス担当者の知識の確認、日本固有のマネー・ローンダリング等対策及び詐欺防止に求められる対応事項を代理店管理プログラムや代理店に対する監査項目に盛り込むことや、代理店監査実施数の大幅な拡充等によって、代理店管理を強化する取組を実施

エ 危険度の評価

資金移動サービスは、為替取引を業として行うという業務の特性、海外の多数の国へ送金が可能なサービスを提供する資金移動業者の存在、高額の為替取引を行うことが可能となる第一種資金移動業の存在等を踏まえれば、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際、前提犯罪と無関係の第三者を利用したり、他人の本人確認書類を利用して同人になりすましたりするなどして海外に犯罪収益を移転していた事例や悪意のある第三者が不正に入手した預金者の口座情報等を基に、当該預金者の名義で資金移動業者のアカウントを開設し、銀行口座と連携した上で、銀行口座から資金移動業者のアカウントへ資金の入金（チャージ）をすることで不正な出金を行った事例も認められていること等から、資金移動サービスは、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

資金移動業における年間送金件数・取扱金額が共に増加していること、賃金の資金移動業者の口座への支払（ペイロール）や全国銀行データ通信システム（全銀システム）への参加資格を資金移動業者にも拡大することについての議論も進められていること等を踏まえると、資金移動サービスがマネー・ローンダリング等に悪用される危険度は、他の業態と比べても相対的に高まっているといえる。

また、預金取扱金融機関がマネー・ローンダリング等対策を強化していることを背景として、マネー・ローンダリング等を行おうとする者が、預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスに代えて、資金移動業者が取り扱う資金移動サービスを用いている事例もあり、こうした事情も、資金移動サービスの危険度を高めることとなる。

このような危険度に対して、所管行政庁及び資金移動業者等は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、資金移動業者ごとに差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない事業者は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

また、資金移動業者がマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、

- 匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引
 - 取引目的や職業又は事業の内容等に照らして不自然な態様・頻度の取引
 - 多数の者からの頻繁な送金取引
- については、危険度がより一層高まるものと認められる。

(7) 暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産

ア 危険度を高める要因

(7) 特徴

我が国の法令において、ビットコイン等の暗号資産については、物品を購入する場合等に、その代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器等に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるものと定義されている。

暗号資産交換業を行うためには、資金決済法に基づく内閣総理大臣の登録を受ける必要があり、令和4年6月末現在、当該登録を受けている者の数は31である。

暗号資産は、我が国を含めて世界的に取引額が増大しており、それに伴い暗号資産に関連した事案の発生も認められる。令和元年7月には国内の暗号資産交換業者等から多額の暗号資産が不正に送信されたとみられる事案も発生した。これらの事案の背景には、当初、暗号資産交換業に新規参入した事業者において、サイバーセキュリティ等の各種リスクに応じた適切な内部管理体制の整備が追いついていなかったという事情があったと考えられることに加え、令和3年中のサイバー犯罪の検挙件数が12,209件と過去最多を記録しているほか、ランサムウェアによる被害が拡大するとともに、不正アクセスによる情報流出や、国家を背景に持つサイバー攻撃集団によるサイバー攻撃が明らかになるなど、近年のサイバー空間をめぐる脅威は、極めて深刻な情勢が続いていることも背景にあると思われる。

多くの暗号資産は、移転記録がブロックチェーン上で公開され、その取引を追跡することは可能である。しかし、暗号資産の設計・仕様は様々であり、海外の暗号資産交換業者で取引される暗号資産の中には、移転記録が公開されず、追跡が困難でマネー・ローンダリング等に利用されるおそれが高いものや、移転記録の維持・更新に脆弱性を有するものの存在も知られている。また、取引に利用されるウォレットが、本人確認等の措置が義務化されていない国・地域に所在する暗号資産交換業者や、個人の取得・管理に係るものである場合には、取引により移転した暗号資産の所有者を特定することは困難となる。また、暗号資産交換業者の取引は、その大半がインターネットを利用した非対面で行われていることから、取引における匿名性が高い。

海外においては、暗号資産と法定通貨との交換を行うことができる暗号資産ATMが設置されている国があり、暗号資産の現金化又は現金による暗号資産購入が可能となるなど、利用者の利便性がこれまでより高まりつつある。暗号資産交換業者は、今後の需要の高まりを予測して、暗号資産ATMの設置やその台数の増加を図ることが予想される。しかしながら、海外では、薬物密売人が薬物売買で得た犯罪収益を、偽造した本人確認書類を用いて暗号資産ATMでビ

ットコインに交換する事案が発生していることから、利用実態等について注視する必要がある。

【所管行政庁が新たに把握した脅威・脆弱性等】

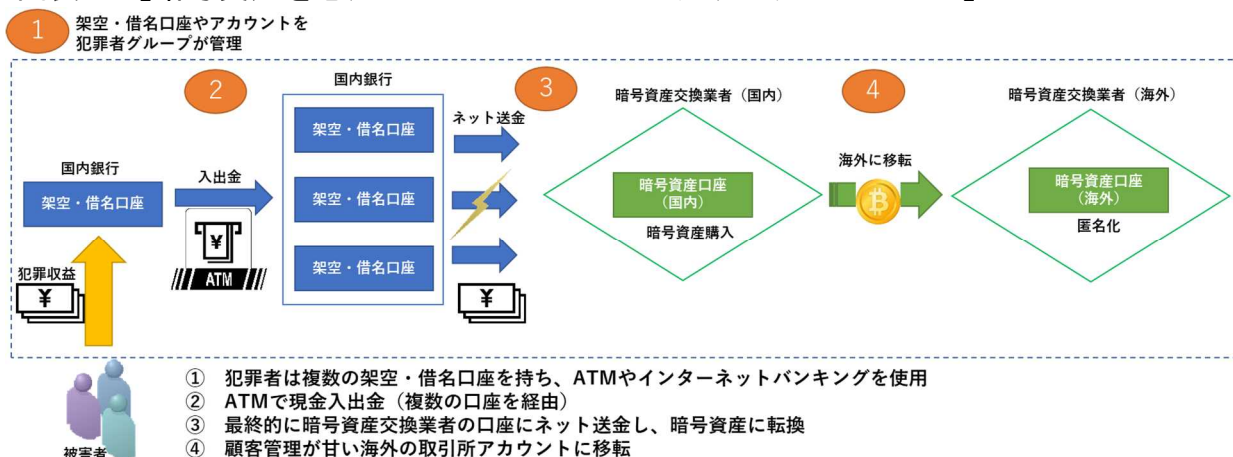
- ・ 取引モニタリングにおけるシナリオの有効性検証が未実施であったことに起因して、開発要件とは異なる仕様のシナリオが実装されていたことが看過されていたために、異常な暗号資産取引を検知できなかった事例が認められた。
- ・ 北朝鮮の国家的関与がうかがわれる、「Lazarus（ラザルス）」といわれるサイバー攻撃集団による暗号資産関連事業者等を標的としたサイバー攻撃については、我が国の暗号資産取引所に対してもなされており、数年来、我が国の関係事業者も同サイバー攻撃集団によるサイバー攻撃の標的となっていることが強く推察される。これらサイバー攻撃集団は、搾取した暗号資産の移転に際し、ミキサーと呼ばれる技術を利用することでブロックチェーン上の取引履歴をかく乱し、追跡を困難にするとされ、欧米の複数の当局が、ミキシングサービスへの経済制裁措置も課している。

(イ) 事例

暗号資産がマネー・ロンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- 不正に取得した他人名義のアカウント情報やクレジットカード情報等を利用して、暗号資産を購入後、海外の交換サイトを経由するなどして日本円に換金し、その代金を他人名義の口座に振込入金した。
- FX 取引の勧誘でだまし取った資金の運用を装うために、無登録の暗号資産交換業者を通じて暗号資産を購入し、犯人が管理するアドレスに送付させた後、現金化した。
- 電子計算機使用詐欺によって得た暗号資産を、匿名での開設が可能な海外の暗号資産交換業者のアカウントに移転していた。
- 暗号資産の取引を業とする法人の従業員に、当該法人名義の口座に振り込まれた詐欺等の犯罪収益で暗号資産を購入させ、自己の管理する暗号資産アドレスに送信させた後、ほぼ同額の暗号資産を当該法人の暗号資産アドレスに送り返し、現金化させた。

図表 25 【暗号資産を悪用したマネー・ロンダリングのイメージ】



また、近年では、他人になりすまして暗号資産交換業者との間における暗号資産交換契約に係る役務の提供を受けること等を目的として、当該役務の提供を受けるために必要な ID、パスワード等の提供を受けるなどした、犯罪収益移転防止法違反等が増加しているところ、主な事例は、次のとおりである。

- 在留期限のある外国籍の留学生・就労者等が開設した暗号資産取引口座の ID、パスワードを、第三者に有償で提供した。
- 他人名義の本人確認書類を利用して、暗号資産交換業者に口座を開設した。

暗号資産が犯罪において対価を支払うために使用された主な事例は、次のとおりである。

- 外国のウェブサイトで購入した違法薬物の支払に暗号資産が用いられた。
- ランサムウェアの身代金要求に暗号資産が用いられた。
- 無許可の金融商品取引業者による金融商品の取引に暗号資産が用いられた。

イ 疑わしい取引の届出

令和元年から令和 3 年までの間の、暗号資産交換業者による疑わしい取引の届出件数は、2 万 7,559 件である。

金融庁は、ブロックチェーン上の取引の態様や匿名化技術の使用に係る事例を含む「疑わしい取引の参考事例」を作成し、平成 31 年 4 月に公表した。

「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち、届出件数が多かったものは、次のとおりである。

- 職員の知識、経験から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引（3,102 件、11.3%）
- 短期間のうちに頻繁に行われる取引で、現金による暗号資産の売買の総額が多額である場合。敷居値を若干下回る取引が認められる場合も同様とする。（2,527 件、9.2%）
- 架空名義口座又は借名口座であるとの疑いが生じた口座を使用した金銭又は暗号資産の入出金、暗号資産の売買及び他の暗号資産との交換（2,457 件、8.9%）
- 通常は資金の動きがないにもかかわらず、突如多額の金銭又は暗号資産の入出金が行われる口座に係る取引（1,308 件、4.7%）

架空名義や借名での取引が疑われるものの内容は、次のとおりである。

- 異なる氏名・生年月日の複数の利用者が使用した、本人確認書類に添付されている写真が同一である。
- 同じ IP アドレスから、複数の口座開設・利用者登録がされている。
- 利用者の居住国が日本にもかかわらず、ログインされたのが日本国外である。
- 同一の携帯番号が複数のアカウント・利用者連絡先として登録されていたが、使用されていない番号である。

ウ 危険度の低減措置

(7) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、犯罪収益移転防止法では特定事業者に取り引時確認等を義務付けているほか、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。主な関係法令は次のとおりである。

○ 資金決済法

暗号資産交換業者による事業報告書の提出義務や、必要に応じて所管行政庁が暗号資産交換業者に対して立入検査や業務改善命令等を行うことができる旨等を規定

(イ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者には義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要であるが、これを確保するため、所管行政庁においてもガイドラインの策定や業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組が進められている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.fsa.go.jp/common/law/amlcft/211122_amlcft_guidelines.pdf （金融庁）
マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）	https://www.fsa.go.jp/news/r4/202208_amlcft_faq/202208_amlcft_faq.pdf （金融庁）
事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 16 暗号資産交換業者関係）	https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kaisya/16.pdf （金融庁）

【令和3年中における所管行政庁による主な取組例】

《金融庁》

- ・「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を改正（令和3年2月）
- ・ 他省庁や業界団体、特定事業者に対するマネー・ローンダリング等対策の高度化に向けた講演・研修等の実施
- ・ 国際的詐欺事件等が増加していることから、金融庁のウェブサイトや SNS により利用者への注意喚起を実施
- ・ 無登録で暗号資産交換業を行っている疑いがある者に関する利用者相談が寄せられているため、無登録業者に対し警告を行うなど、国内外の無登録業者に対し厳正に対応しているほか、ウェブサイト等にて利用者への注意喚起を実施
- ・ 日本暗号資産取引業協会に対して、「暗号資産の移転に際しての移転元・移転先情報の通知等）トラベルルール^{*1}」について（要請）」を発出（令和3年3月）

(ウ) 業界団体及び事業者の措置

業界団体では、金融庁の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた自主規制規則及びガイドラインを制定する

^{*1} 平成 28 年（2016 年）6 月に FATF 基準が改定され、暗号資産交換業者に対し、暗号資産の移転に際し、その移転元・移転先に関する情報を取得し、移転先が利用する暗号資産交換業者に通知することを求める規制を各国において導入・履行することが求められている。

とともに、その業務として、会員の法令及び自主規制規則の遵守状況に係る検査や、その結果を踏まえた指導のほか、暗号資産を利用した犯罪等に関する注意喚起を行っている。また、平成31年4月に同庁が公表した、暗号資産交換業者向けの「疑わしい取引の参考事例」を踏まえ、会員に対し、疑わしい取引の届出状況に係る調査を実施している。

各暗号資産交換業者においても、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、特定事業者作成書面等の作成や、規程・マニュアルの整備、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、危険度が高い取引のモニタリングの厳格化等に取り組むなど、内部管理体制の確立・強化を図っている。

【令和3年中における業界団体及び特定事業者の主な取組例】

《業界団体》

- ・ 国際的詐欺事件等に関する金融庁の注意喚起を受けて、会員ホームページ等にて利用者への注意喚起を実施(令和3年10月・日本暗号資産取引業協会)

《特定事業者》

- ・ 暗号資産移転取引に際して、取引の実行前に顧客から受取人や送金目的といった情報取得を行い、取引フィルタリング・スクリーニングを実施

エ 危険度の評価

暗号資産は、利用者の匿名性が高く、その移転が国境を越えて瞬時に行われるという性質を有するほか、暗号資産に対する規制を未導入又は不十分な国もあることから、そうした国の暗号資産交換業者が犯罪に悪用された場合には、その移転を追跡することが困難となる。実際、その匿名性を悪用し、不正に取得した暗号資産を、海外の暗号資産交換業者を経由して移転した後に換金し、他人名義の口座に振り込ませていた事例があること等から、暗号資産は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

また、このような事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引については、危険度がより一層高まるものと認められる。

さらに、暗号資産取引が世界規模で拡大し、それを取り巻く環境も急激に変化していることも考慮に入れると、暗号資産がマネー・ローンダリング等に悪用される危険度は、他の業態よりも相対的に高いと認められる。

加えて、預金取扱金融機関がマネー・ローンダリング等対策を強化している一方で、預金取扱金融機関による暗号資産取引への理解が浸透していないことを背景として、マネー・ローンダリング等を行おうとする者が、預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスのほか、暗号資産取引を組み合わせる事例も認められる。こうした事情も暗号資産の危険度を高めることとなる。

このような危険度に対して、所管行政庁及び業界団体等は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を含む体制の整備を進めたことにより、継続的顧客管理による充実した情報の取得や活用のほか、顧客動向の変化を

捉えた機動的なモニタリングシナリオの変更や検知を行う事業者が増加するなど、顕著な結果もみられた。その後も、その水準を維持する指導を行うとともに、適切なマネー・ローンダリング等対策の措置が講じられていない新規参入事業者に対し業務改善命令等の発出により改善を促すなど、危険度を低減する措置を継続的に行っている。

しかしながら、暗号資産取引を取り巻く環境の急激な変化に対して、適時適切な危険度の低減措置を行っていくことは容易ではないことから、暗号資産交換業者には、あらかじめ高水準の措置を行うことが求められる。こうした措置が不十分な場合には、暗号資産交換業者は危険度を適切に低減させることができなくなり、危険度は依然として高い状態となる。

【暗号資産をめぐる国際的動向等について】

FATF は、令和元年（2019 年）6 月に暗号資産・暗号資産交換業者に関する FATF 勧告（勧告 15）を最終化して以降、官民における FATF 基準の実施状況のモニタリングや業界との対話等を行い、毎年、その進捗や現状及び課題を公表している。

また、令和 4 年（2022 年）6 月に公表されたレポート「Targeted Update on Implementation of the FATF Standards on Virtual Assets & Virtual Asset Service Providers」において、暗号資産に関する課題として

- 暗号資産に係る FATF 勧告（勧告 15）の各国の実施について、大多数の国・地域は完全に遵守しておらず、とりわけ、各国の暗号資産移転における通知義務（いわゆるトラベルルール）の法制化の進捗は限定的
- 民間セクターの技術的ソリューション開発については、ソリューション間の相互運用性の確保や、ソリューションの仕様が FATF 基準や各国規制等への遵守が確保されておらず改善が必要と指摘した上、トラベルルール遵守に利用可能なソリューションは存在するとして、各国に対し、トラベルルール規制の早期導入を強く促している。

加えて、同レポートでは、分散型金融（DeFi）、非代替性トークン（NFTs）^{*1}、仲介業者を利用せず個人間で行われる取引（Un-hosted wallet を用いた取引）、伝統的金融機関の暗号資産市場への参入（例：暗号資産やいわゆるステーブルコインを直接用いるクレジットカード決済の開始や、機関投資家が暗号資産を金融資産へ組み入れ）等の暗号資産市場の変化に加え、昨今の国際情勢を踏まえ、暗号資産を悪用した制裁回避、また、ランサムウェアにおける暗号資産悪用の脅威の増大（例：マネー・ローンダリング等対策の体制が不十分な暗号資産交換業者の利用、プライバシーコインやミキシングサービス等の利用）等に関連するリスクの継続的なモニタリングの必要性についても強調している。

FATF は、トラベルルールも含めた FATF 基準の実施状況に加え、これら暗号資産市場のモニタリングを継続し、令和 5 年（2023 年）6 月頃に再度、これらについても報告することとしている。

こうした状況の中、我が国では、暗号資産のみならず、これを取り巻く新技術等のマネー・ローンダリング等リスクの変化や顕在化について、引き続き注視していく必要があることから、金融庁が設置した「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」において、委託調査報告書「分散型金融システムのトラストチェーンにおける技術リスク等に関する研究」を公表する等、同分野のリスクへの対処の検討を始めている。

以上のように、各国における暗号資産に係る規制に対する取組の相違や新技術等の導入に伴う市場変化等の課題を踏まえれば、暗号資産取引におけるマネー・ローンダリング等のリスクには、引き続き留意が必要となる。

^{*1} Non-Fungible Tokens(非代替性トークン)の略称。「偽造・改ざん不能のデジタルデータ」であり、ブロックチェーン上で、デジタルデータに唯一の性質を付与して真贋性を担保する機能や、取引履歴を追跡できる機能を持つものをいう。

(8) 両替業者が取り扱う外貨両替

ア 危険度を高める要因

(7) 特徴

外貨両替は、主に、邦人が海外への旅行や出張等の際に必要な外貨を調達したり、本邦滞在中の外国人が円貨を調達したりするために利用されている。現在、外貨両替業を営む者は、預金取扱金融機関とそれ以外のものに大別される。後者の例としては、外貨両替を専業として行っている者のほか、旅館業、旅行業、古物商等が挙げられ、本業の顧客の便宜を図るために副業として外貨両替業を営む者が多く認められる（図表 26 参照）。

図表 26 【外貨両替業者の取引状況】

年 報告者		令和元				令和2				令和3			
		報告者数	取引件数	取引金額 (百万円)	1件あたりの取引額	報告者数	取引件数	取引金額 (百万円)	1件あたりの取引額	報告者数	取引件数	取引金額 (百万円)	1件あたりの取引額
預金取扱金融機関	メガ銀行（注2）	4	181,410	26,326	145,738	4	37,298	8,962	240,268	4	12,062	6,738	559
	地方銀行	88	183,687	10,554	57,653	81	39,687	3,706	93,392	72	12,560	3,036	242
	信用金庫	110	3,716	326	88,446	85	718	74	102,808	70	534	65	121
	外国銀行	24	375	124	328,477	20	181	59	325,817	19	232	97	418
	その他（注3）	9	101,683	5,008	49,344	7	22,848	1,406	61,541	6	7,465	726	97
預金取扱金融機関以外	資金移動業 クレジットカード業	15	230,404	14,952	65,065	6	39,767	3,148	79,168	11	19,420	5,096	1,246
	旅館業	34	2,813	161	58,883	23	559	39	69,192	19	65	17	261
	旅行業	26	54,899	2,421	45,937	16	7,404	381	51,436	10	149	64	429
	古物商	48	49,297	3,701	75,139	40	16,309	1,773	108,716	36	10,225	1,965	192
	空港関連業	6	154,056	5,377	35,283	3	26,592	998	37,511	3	6,339	432	68
	大規模小売業	2	230	6	25,949	2	54	2	40,373	1	13	0.3	25
	その他	64	109,611	34,756	355,879	60	45,136	20,607	456,563	41	27,500	9,742	499
合計		430	1,072,181	103,712	96,730	346	236,553	41,155	173,977	292	96,564	27,978	290

注1：外国為替の取引等の報告に関する省令（平成10年大蔵省令第29号）第18条第1項の規定により、当該年の1月から12月までに財務大臣に報告のあった月の平均値を算出したもの。

注2：本表におけるメガ銀行とは、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行及びりそな銀行を指す。

注3：信金中央金庫、信用組合、ゆうちょ銀行及びその他の銀行

近年、外貨両替を取り扱う預金取扱金融機関数は減少傾向であり、外貨両替を取り扱う預金取扱金融機関においても外貨両替取扱店舗数や取扱通貨の減少等、外貨両替事業を縮小する傾向が認められる。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う訪日外国人や海外渡航者の減少等により、最近では、外貨両替の取引件数や金額が減少している。

犯罪収益を物理的に外国に持ち出せば、国内でその存在が露見して処罰、没収等の処分を受けることとなる可能性を低減させることができるが、更にこれを当該外国の通貨に両替して国境を越えて移動させれば、それを当該外国で使用する事が可能となる。外貨両替は、物理的に金銭の外観を変えたり、

大量の小額紙幣を少量の高額紙幣に交換したりすることができることに加え、外貨宅配や外貨自動両替機を利用すれば、非対面での両替が可能となる。

我が国においては、外貨両替業について、免許制や登録制は採っておらず、誰でも自由に業務を営むことができるが、FATF の第3次対日相互審査においては、この点が不備事項として指摘された。FATF 勧告（勧告 26）においても、「両替を業とする金融機関は、免許制又は登録制とされ、国内の資金洗浄・テロ資金供与対策義務の遵守を監視及び確保するための実効性のある制度の対象とすべきである。」とされている。

(イ) 事例

外貨両替がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- 海外で犯した強盗殺人により得た多額の外国通貨を第三者を利用して日本円に両替した。
- 複数の来日外国人が、国内の窃盗事件により得た日本円を、偽名を用いた上で、取引時確認を逃れるため、複数回の取引に分けて外国通貨に両替した。
- 不正に入手した外国通貨について、日本円に両替した。
- 薬物密売組織が、無登録で外貨両替業を営む者を利用して、密売により得た収益等を外貨に両替した（外国における事例）。

イ 疑わしい取引の届出

令和元年から令和3年までの間の、外貨両替業者による疑わしい取引の届出件数は1,165件である。

財務省は、インターネットを利用した取引に特有の不自然さ等に着目した参考事例を追加するなどして、外貨両替業者向けの「疑わしい取引の参考事例」を改訂し、令和元年10月に公表した。

「疑わしい取引の参考事例」に例示された種類のうち届出件数が多かったものは、次のとおりである。

- 多額の現金又は旅行小切手による両替取引（268件、23.0%）
- 短期間のうちに頻繁に外国通貨又は旅行小切手の売買を行う場合（218件、18.7%）

ウ 危険度の低減措置

(ア) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、犯罪収益移転防止法では特定事業者取引時確認等を義務付けているほか、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。主な関係法令は次のとおりである。

- 外為法

必要に応じて所管行政庁が外貨両替業者に対して立入検査、是正命令等を行うことができる旨を規定

(イ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者

られた措置が、適切に履行されることが重要であるが、これを確保するため、所管行政庁においてもガイドラインの策定や業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組が進められている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
外国為替検査ガイドライン	https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/inspection/guideline_index.htm (財務省)

【令和3年中における所管行政庁による主な取組例】

《財務省》

- ・ 「外国為替検査ガイドライン」を改正(令和3年7月)
- ・ 業界団体及び主要両替業者に対し、令和6年3月末までに上記ガイドラインに定める体制整備を実施するよう、要請文書を発出(令和3年7月)
- ・ 上記ガイドラインの改正に係る主要両替業者向けアウトリーチの実施(令和3年 10 月)

(ウ) 業界団体及び事業者の措置

外貨両替を扱っている事業者を多数抱える一部の業界団体では、特定事業者作成書面等や内部規程の整備に向けたマニュアル（ひな型）の作成・配布を行うなどしてマネー・ローンダリング等対策に関する自主的な取組を行っている。また、当局と連携して定期的に組合員向けの説明会を開催するなどして、外貨両替を行う各事業者における内部管理体制の確立・強化を支援している。

外貨両替業者においても、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、特定事業者作成書面等の作成や、規程・マニュアルの整備、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、危険度が高い取引のモニタリングの厳格化等に取り組むなど、内部管理体制の確立・強化を図っている。

エ 危険度の評価

外貨両替は、犯罪収益を外国に持ち出して使用する手段の一部になり得ること、一般に現金（通貨）による取引であることや、流動性が高く、その保有や移転に保有者の情報が必ずしも伴わないこと等から、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際、海外で得た犯罪収益である外貨を、事情を知らない第三者を利用するなどして日本円に両替していた事例があること等から、外貨両替は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

このような危険性に対して、所管行政庁及び外貨両替業者等は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、外貨両替業者ごとに差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない外貨両替業者は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

また、外貨両替がマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取

引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、

- 匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引
 - 短期間のうちに高頻度で行われる取引
 - 顧客が取引時確認を意図的に回避していると思料される取引
 - 偽造通貨、盗難通貨又はこれらと疑われる通貨等に係る取引
 - 顧客が他者のために活動しているとの疑いが生じた取引
- については、危険度がより一層高まるものと認められる。

(9) ファイナンスリース事業者が取り扱うファイナンスリース

ア 危険度を高める要因

(7) 特徴

ファイナンスリースは、機械設備、自動車等の物品を調達しようとする企業等に対し、その指定する物品を、ファイナンスリース事業者が代わって販売者（サプライヤー）から購入し、当該企業等に賃貸する形態のサービスであり、企業等が物品を調達する場合に必要な費用を長期に分割して支払うことができるなどのメリットがある。

ファイナンスリースは、ファイナンスリース事業者及び賃借人という契約当事者のほかに販売者が関与すること、リース期間が比較的長期にわたること等の特徴により、賃借人と販売者が共謀して実態の伴わないファイナンスリース契約を締結するなどしてマネー・ローンダリング等に利用される可能性がある。

なお、ファイナンスリースが悪用されたマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は近年は認められないものの、過去には、暴力団への利益供与の手段として悪用された事例として、暴力団との親交を有する者がファイナンスリースで調達した物品を暴力団組長に長期間使用させたものがある。

イ 疑わしい取引の届出

令和元年から令和3年までの間の、ファイナンスリース事業者による疑わしい取引の届出件数は556件で、「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち届出件数が多かったものは、次のとおりである。

- 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引（279件、50.2%）
- 顧客とサプライヤーが共謀し、実際には設備等を設置せずファイナンスリース業者から物件代金を詐取しようとしている（いわゆる「空リース」）との疑いが生じたファイナンスリース契約に係る取引（106件、19.1%）

ウ 危険度の低減措置

(7) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、犯罪収益移転防止法では特定事業者取引時確認を義務付けているほか、報告又は資料提出の要求、立入検査等所管行政庁による監督上の措置も規定している。

また、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）は、国土交通大臣が管理する自動車登録ファイルに所有者の氏名、住所、使用の本拠の位置等の登録を受けた自動車でなければ運行の用に供してはならないと規定しており、このような制度は、登録自動車が大半を占める自動車リース契約の危険度の低減に資するものと考えられる。

(4) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者取引時確認に義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要であるが、これを確保するため、所管行政庁においても業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な

取組が進められている。

【令和3年中における所管行政庁による主な取組例】

《経済産業省》

- ・ 犯収法履行状況についての特定事業者ヒアリングを継続的に実施(10 社)
- ・ 令和3年調査書の公表を受け、公益社団法人リース事業協会に対し、同協会会員会社への周知を依頼、同協会において会員会社に周知(令和3年 12 月)
- ・ 公益社団法人リース事業協会に所属していない9事業者に対し、ガイドラインの履行状況調査を実施、ガイドラインの未履行項目がないかを確認(令和3年 12 月)

(ウ) 業界団体及び事業者の措置

各業界団体では、ガイドラインの策定や犯罪収益移転防止法の概要及び取引時確認の事項等を周知するチラシ・パンフレットの作成・配布や研修の実施により、各ファイナンスリース事業者によるマネー・ローンダリング等対策を支援している。

各ファイナンスリース事業者も、マネー・ローンダリング等のリスクが高い取引のリスク遮断措置を講じているほか、マネー・ローンダリング等対策に関する基本方針や対応マニュアル等を制定したり、役職員に対する研修の実施、マネー・ローンダリング等のリスクに対応するための専門部署を設置したりするなどしている。

また、賃借人と販売者が共謀した実態が伴わない取引を防止するため、取引時確認に加え、高額取引、新規契約案件及び事故が多いリース物件については、実質的な取引の有無の確認を強化するなどの取組を行っている。

【業界団体による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
ファイナンス・リース事業者におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.leasing.or.jp/guideline.html (公益社団法人リース事業協会)

【令和3年中における業界団体の主な取組例】

- ・ 「ファイナンス・リース事業者におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を改正(令和3年7月・公益社団法人リース事業協会)

エ 危険度の評価

近年、ファイナンスリースが悪用されたマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は認められないものの、ファイナンスリースは、賃借人と販売者が共謀して実態の伴わない取引を行うことが可能であること等の特性から、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。このような危険性に対して、所管行政庁及びファイナンスリース事業者等は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、ファイナンスリース事業者ごとに差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていないファイナンスリース事業者は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひ

いては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

また、このような状況等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、

- 匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引
- ファイナンスリース業者から物件代金を詐取しようとしている疑いが生じたファイナンスリース契約に係る取引
- 同一の機械設備等について複数のファイナンスリース契約を締結し、ファイナンスリース業者から物件代金を詐取しようとしているとの疑いが生じた取引

については、危険度がより一層高まるものと認められる。

(10) クレジットカード事業者が取り扱うクレジットカード

ア 危険度を高める要因

(7) 特徴

クレジットカードは、適時に簡易な手続で利用できるため、商品代金を支払う方法として広く利用されている。

割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）により、クレジットカード事業者が利用者から商品代金等に相当する額を購入から 2 月を超えて受領し、又はリボルビング方式^{*1}により受領する包括信用購入あっせんを業として行うためには、経済産業大臣の登録を受ける必要があり、令和 3 年 3 月末現在、当該登録を受けている数は 252 である。

クレジットカードは、犯罪収益を現金で取得した者がクレジットカードを利用して当該現金を別の形態の財産に変えることができることから、犯罪収益の追跡可能性を低下させるおそれがある。

また、クレジットカード会員が、自己の保有するクレジットカードを第三者に交付し、又はそのクレジットカード番号等の情報を第三者に教えることにより、当該第三者に商品等を購入させることができるほか、クレジットカードは、国内外を問わず利用でき、一部には利用可能枠が高額なものもある。したがって、例えば、第三者に換金性の高い商品等を購入させ、当該第三者が当該商品等を売却して現金を得ることにより、事実上の資金移動を国内外を問わず行うことが可能となる。

(イ) 事例

クレジットカードがマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- 暴力団関係者が、知人がだまし取ったクレジットカードを無償で譲り受け、キャッシングして生活費や遊興費とした。
- だまし取ったクレジットカードを使用して高額商品を購入し、偽造の本人確認書類を使って古物商に売却した。
- ヤミ金融を営む店舗経営者が、借受人から貸付金の返済を受けるに当たり、借受人による飲食代金と偽装してクレジットカード決済をさせ、クレジットカード発行会社に虚偽の情報を送信して、代金の支払を受けた。
- 薬物代金の受取方法として、ショッピングサイト内に商品を架空出品し、同サイトの決済システム上でクレジットカードを使用して、商品の販売代金名目で薬物代金の支払を受けた。

イ 疑わしい取引の届出

令和元年から令和 3 年までの間の、クレジットカード事業者による疑わしい取引の届出件数は 8 万 8,733 件である。

経済産業省は、インターネットを利用した取引に特有の不自然さや、テロ資金

^{*1} クレジットカード事業者が利用者から、あらかじめ定められた時期ごとに、商品代金等の合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た金額を受領するもの（割賦販売法第 2 条第 3 項）。

供与等に着目した参考事例を追加するなどして、クレジットカード事業者向けの「疑わしい取引の参考事例」を改訂し、平成31年4月に公表した。

「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち、届出件数が多かったものは、次のとおりである。

- 契約名義人と異なる者がクレジットカードを使用している疑いが生じた場合(2万5,699件、29.0%)
- 架空名義又は借名で締結したとの疑いが生じたクレジットカード契約(2万1,685件、24.4%)
- 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引(1万277件、11.6%)

ウ 危険度の低減措置

(ア) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、犯罪収益移転防止法では特定事業者取引時確認等を義務付けているほか、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。主な関係法令は次のとおりである。

○ 割賦販売法

割賦販売法の施行に必要な限度において、所管行政庁が包括信用購入あっせん業者に対して報告徴収、立入検査、業務改善命令等を行うことができる旨を規定

包括信用購入あっせん業者の登録の要件として「包括信用購入あっせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制」を規定

(イ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者取引時確認等が、適切に履行されることが重要であるが、これを確保するため、所管行政庁においてもガイドラインの策定や業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組が進められている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
クレジットカード業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/credit/pdf/20211118creditmanerongl.pdf (経済産業省)

【令和3年中における所管行政庁による主な取組例】

《経済産業省》

- ・ 「クレジットカード業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を改正(令和3年11月)
- ・ マネー・ローンダリング等対策に係る体制整備について業界団体である日本クレジット協会を通じて要請(令和3年12月)
- ・ 業界団体と連携して、特定事業者に対するマネー・ローンダリング等対策を含めた研修等の実施

(ウ) 業界団体及び事業者の措置

業界団体では、自主規制規則の中に取引時確認及び疑わしい取引の届出を盛り込み、会員に対応を要請している。また、経済産業省が策定した「クレジットカード業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等を踏まえた会員向けの研修を実施し、会員にマネー・ローンダリング等対策についての理解を浸透させることにより、各クレジットカード事業者による対策を支援している。

クレジットカード事業者は、割賦販売法に基づき経済産業大臣による指定を受けた信用情報機関にクレジットカード会員の情報を照会することにより、クレジットカード発行の申込みが短期間のうちに多数ないか等の疑わしい点の有無を確認し、契約の締結や更新等を判断するに当たっての参考にできるようになっている。また、クレジットカード事業者は、厳格な入会・更新審査等による利用可能額の上限設定、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、取引の危険度が高い場合のモニタリングの厳格化、非対面取引におけるなりすまし使用を防止するためのシステム（パスワードの設定等）の導入、対面取引における契約名義人と異なる者による使用を防止するための本人確認、取締当局との定期的な情報交換等の自主的な取組を行っている。

【令和3年中における業界団体の主な取組例】

- ・ 全国8地区にて会員を対象とした情報連絡会でマネー・ローンダリング関連情報も含め情報提供を実施(令和3年9～12月・一般社団法人日本クレジット協会)
- ・ マネー・ローンダリングをテーマとしたオンライン講演会を会員に対して実施(令和3年12月・一般社団法人日本クレジット協会)

エ 危険度の評価

クレジットカードは、現金で得られた犯罪収益を、クレジットカードを利用することにより別の形態の財産に変えることができること、クレジットカードを第三者に交付して商品等を購入させることにより事実上の資金移動が可能であること等から、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

このような危険性に対して、所管行政庁及びクレジットカード事業者等は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、クレジットカード事業者ごとに差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていないクレジットカード事業者は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

また、クレジットカードが悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、

- 匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引
- クレジットカードにより、多額のギフトカード等の現金代替物を頻繁に購入する顧客に係る取引

については、危険度がより一層高まるものと認められる。

(11) 宅地建物取引業者が取り扱う不動産

ア 危険度を高める要因

(7) 特徴

不動産は、財産的価値が高く、多額の現金との交換を容易に行うことができるほか、その利用価値、利用方法等によって大きく異なった評価をすることができることから、通常の価格に金額を上乗せして対価を支払うなどの方法により容易に犯罪収益を移転することが可能となる。また、真の購入者とは異なる者又は架空名義で購入すること等により、資金の出所や不動産の帰属先を不透明にすることができる。

我が国では、不動産のうち、価値が高く、取引が活発に行われているものは宅地及び建物であり、これらの取引を行う事業者を、宅地建物取引業者として一定の法規制の対象としている。

宅地建物取引業を営むためには、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）に基づく都道府県知事又は国土交通大臣（2 以上の都道府県に事務所を設置して営業しようとする場合）の免許を受ける必要があり、当該免許を受けている者の数は、令和 4 年 3 月末現在、12 万 8,597 業者である。令和 2 年度の年間売上高は約 44 兆円で、国土交通大臣が指定する指定流通機構である不動産流通機構に登録・通知をされた令和 3 年度の年間の契約成立報告件数は約 19 万件である。各宅地建物取引業者の事業規模の差は大きく、年間の取引件数が数千件を超えるような大手事業者が存在する一方で、地域密着型の営業を展開する個人経営等の中小事業者も存在し、後者がその多数を占めている。

(1) 事例

不動産がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- 売春により得た収益を原資として、親族名義で土地を購入した。
- 薬物の密売人等が、薬物の密売により得た収益等を使って、知人の名義で、生活用の不動産や薬物製造に使用する不動産を購入した（外国における事例）。

イ 疑わしい取引の届出

令和元年から令和 3 年までの間の、宅地建物取引業者による疑わしい取引の届出件数は 17 件であり、「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち届出件数が多かったものは、次のとおりである。

- 多額の現金により、宅地又は建物を購入する場合（9 件、52.9%）
- 自社従業員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引（3 件、17.6%）

なお、業界の規模に比して、疑わしい取引の届出件数は少ないといえるが、次のような着眼点から届出がなされたものもあり、業界全体においても参考になると思料される。

- 年齢や職業等に見合わない多額の現金による支払が行われた取引について

の届出

- 顧客が決済方法を現金取引にこだわる姿勢を示すなど資金の出所に関する疑わしさが勘案された届出
- 取引に当たって公開情報を検索した結果、詐欺等に関わった可能性のある顧客と判明したことによる届出
- 法人の実質的支配者を調査した結果、暴力団員等に該当したことによる届出

ウ 危険度の低減措置

(7) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、犯罪収益移転防止法では特定事業者取引時確認等を義務付けているほか、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。主な関係法令は次のとおりである。

○ 宅地建物取引業法

必要に応じて、所管行政庁が宅地建物取引業者に対して報告徴収、立入検査、指導等を行うことができる旨を規定

宅地建物取引業者の事務所ごとに、宅地建物取引業に関し取引の都度、売買、交換若しくは貸借の相手方又は代理を依頼した者の氏名、住所等の事項を記載した帳簿を5年間備え付けること等を規定

(4) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者取引時確認等義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要であるが、これを確保するため、所管行政庁においても業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組が進められている。

【令和3年中における所管行政庁による主な取組例】

《国土交通省》

- ・ 監督当局に対し、犯罪収益移転防止法に基づく義務の履行状況について監督強化を要請するとともに立入調査を実施

(7) 業界団体及び事業者の措置

不動産業における犯罪収益移転防止及び反社会的勢力による被害防止のための連絡協議会は、各宅地建物取引業者における犯罪収益の移転防止・反社会的勢力による被害の防止に関する体制の構築に係る申合せや普及啓発用の冊子等の作成・頒布を継続して行っている。また、FATF等のマネー・ローンダリング等対策の検討状況を継続的にフォローし、連絡協議会構成員間での情報交換・共有を継続的に行うとともに、FATFによる対日相互審査への対応を行うなど、犯罪収益移転防止法の制度の運用に関する継続的な取組を進めている。

宅地建物取引業者によるリスクベース・アプローチの取組の例は、次のとおりである。

- 過去、何らかの理由によって取引が中止され、又は成立しなかった顧客と

の取引について情報をデータベース化して全社的に共有し、当該顧客に関して、以後、取引が生じた場合は、顧客管理を強化し、又は取引を謝絶するなどの措置を講じている。

- 反社会的勢力との取引を見逃さないために、反社会的勢力の言動等に関する特徴点について、宅地建物取引業者独自のチェックリストを作成し、顧客管理において活用している。

【令和3年中における業界団体の主な取組例】

- ・ 会員企業に対しFATF 対日相互審査結果及び更なるマネー・ローンダリング対策の推進について周知(不動産業における犯罪収益移転防止及び反社会的勢力による被害防止のための連絡協議会)

エ 危険度の評価

不動産は、財産的価値が高く、多額の現金との交換を行うことができるほか、通常の価格に金額を上乗せして対価を支払うなどの方法により容易に犯罪収益を移転することができることから、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際、売春や詐欺により得た収益が不動産の購入費用に充当された事例等が把握されていること等から、不動産は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。また、近年では、資産の保全又は投資を目的として不動産が購入される場合も多く、国内外の犯罪組織等が犯罪収益の形態を変換する目的で不動産取引を悪用する危険性もある。例えば、顧客の属性に見合わない高額な取引を行う場合は、顧客の属性に加えて、購入資金の出所等についても確認を行うなどのリスクに応じた対応が必要である。

このような危険性に対して、所管行政庁及び宅地建物取引業者等は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、宅地建物取引業者ごとに差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない宅地建物取引業者は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

また、宅地建物取引業者がマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引については、危険度がより一層高まるものと認められる。

(12) 宝石・貴金属等取扱事業者が取り扱う宝石・貴金属

ア 危険度を高める要因

(7) 特徴

宝石及び貴金属は、財産的価値が高く、その小さな形状から持ち運びも容易であり、世界のいずれの地域においても多額の現金等と容易に交換することができる。また、取引されたものの流通経路・所在を追跡するための手段が少なく匿名性が高い。

重量が1キログラムを超える貴金属^{*1}を携帯して輸出入する場合は、外為法において財務大臣への届出を義務付けられており、関税法において税関への申告を書面で行わなければならないこととしている。

我が国では、財産的価値の高い貴金属を密輸し、外国との税制度の違いを利用して不法に利益を得る手口がある。具体的には、非課税の国・地域で金塊を購入し、それを我が国に密輸入することにより消費税の納付を免れ、その後国内の貴金属店等で消費税込みの価格で売却することで消費税分の利益を得ることができる。

令和2事務年度^{*2}における金地金密輸事件の処分（通告処分又は告発）件数は20件（前事務年度比90%減）、脱税額は約9,000万円（同75%減）であった。

なお、平成29年に財務省が「ストップ金密輸」緊急対策を策定し、取締りの強化を実施し、平成30年には金密輸に対する罰則を大幅に引き上げ、それ以降、同密輸事件は減少傾向にある。密輸の手口は、密輸する金を加工、変形させて体腔内や着衣内等に隠匿するなど、巧妙化や小口化がみられる。密輸の経路は、航空機旅客、航空貨物、国際郵便等を利用するなど多様化がみられる。密輸の仕出地は香港、韓国、中国及び台湾が多い。また、密輸によって得た犯罪収益を基に国外で金塊を購入し、これを再び我が国へ密輸して、国内買取店で売却するという、犯罪収益を得ることを繰り返す循環型スキームが認められる。この背景には、韓国人密売グループや暴力団関係者等の国内外の犯罪組織が関与している実態がある。

金地金は価格の変動を伴うことに加え、その取引は現金取引が主流であることから、取引の匿名性を高める要因の一つになっている。一方で、マネー・ローンダリング等対策として、一定金額以上の取引の場合は現金取引を廃止し金融機関口座への振込に変更している事業者がおり、取引形態に変化がみられる。

経済産業省は、宝石取扱事業者が宝石の取引を行う場合、クレジットカードや銀行振込による支払が多く現金取引が少ないことから、資金の追跡可能性の観点からマネー・ローンダリング等に悪用されるリスクは相対的に低いと評価している一方で、高額商品の取扱いが多い百貨店や大手宝石商に関して

*1 外為法第6条第1項第10号に規定する貴金属をいう。

*2 令和2年7月から翌年6月までをいう。

は一定のリスクがあり、また、会社規模に不相応な規模の取引や非居住者との取引が多い貴金属等取扱業者は、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクが高いと評価している。

(イ) 事例

宝石及び貴金属が、マネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- 窃盗により得た金塊を金買取業者に売却する際に、知人によって法人名義で売却させた。
- 窃盗により得た現金により、宝石店において他人名義で貴金属を購入した。
- 窃盗により得た宝石が付属した装飾品を質屋に売却する際に、他人になりすまして売却した。

これらの取引は、売買契約の締結時に他人になりすましたり、偽造された本人確認書類を提示して本人特定事項を偽ったりするなど、より一層匿名性を確保した態様により行われている。また、外国でも、

- 薬物犯罪により得た犯罪収益で金塊を購入し、それを外国に密輸した事例

等があり、その匿名性の高さや換金・運搬の容易さから、宝石及び貴金属がマネー・ローンダリングに悪用されている実態がある。

イ 疑わしい取引の届出

令和元年から令和3年までの間の、宝石・貴金属等取扱事業者による疑わしい取引の届出件数は328件であり、「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち届出件数が多かったものは、次のとおりである。

- 同一人物・企業が、短期間のうちに多くの宝石・貴金属の売買を行う場合（141件、43.0%）
- 1回当たりの購入額が少額であっても頻繁に購入を行うことにより、結果として多額の購入となる場合（47件、14.3%）
- 顧客の収入、資産等に見合わない多額の購入を行う場合（43件、13.1%）

ウ 危険度の低減措置

(ア) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、犯罪収益移転防止法では特定事業者が取引時確認等を義務付けているほか、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。主な関係法令は次のとおりである。

- 古物営業法

宝石・貴金属等を取り扱う古物商について、必要に応じ、警察職員が立入検査等を行うことができるほか、都道府県公安委員会が古物商の営業の停止を命ずること等ができる旨を規定

- 質屋営業法

必要に応じて、警察官が質屋に対して立入検査等を行うことができるほか、

都道府県公安委員会が質屋の営業の停止を命ずること等ができる旨を規定

(イ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者に義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要であるが、これを確保するため、所管行政庁においてもガイドラインの策定や業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組が進められている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/hoseki_kikin_zoku/pdf/guidelines_20220203.pdf （経済産業省）

【令和3年中における所管行政庁による主な取組例】

《経済産業省》

- ・ 一般社団法人金地金流通協会が開催した同協会会員企業を対象とした研修会において、犯罪収益移転防止法に関する遵守事項等を説明するとともに、FATF の第4次対日相互審査結果の概要説明を実施(令和3年 11 月)

(ウ) 業界団体及び事業者の措置

一般社団法人日本金地金流通協会は、密輸された金地金の買取りを防ぐために、海外から持ち込まれた金地金については、税関における申告書、納税の領収書等を確認することを事業者を求めるなどの対策を行っている。また、一般消費者に金地金取引時の本人確認書類の提示を周知するため経済産業省の後援名義を得たポスター等の会員への配布、ウェブサイトでの広報、経済産業省職員、財務省職員、警視庁職員等を講師とした会員実務者向け研修会の開催等を通じて、会員に対し、犯罪収益移転防止法の周知徹底を図っている。

一般社団法人日本ジュエリー協会では、犯罪収益移転防止法の概要、事業者求められる義務の内容等を記載したリーフレットの作成・配布、マネー・ローンダリング等対策に関する説明会の開催、専用ウェブサイトの更新等により、事業者等のマネー・ローンダリング対策について事業者への周知徹底を図っている。

一般社団法人日本リユース業協会及び一般社団法人東京古物商防犯連盟では、会員向け等のハンドブックに、貴金属取引を行う際における犯罪収益移転防止法上の義務等を掲載し、同ハンドブックを会員に配布することでマネー・ローンダリング対策等について会員等への周知を図っている。

全国質屋組合連合会は、会員向け冊子やウェブサイト等を通じて、会員に対し、犯罪収益移転防止法の周知徹底を図っている。

宝石・貴金属等取扱事業者においても、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、規程・マニュアルの整備、定期的な研修の実施のほか、国際的な業界認証を取得するため定期的に外部監査を受けることによって、内部管理体制の確立・強化を図っている。

【令和3年中における業界団体の主な取組例】

- ・「宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を会員に周知（一般社団法人日本リユース業協会、一般社団法人東京古物商防犯連盟、全国質屋組合連合会）
- ・会員企業を対象とした研修会を開催し、経済産業省職員を講師として犯罪収益移転防止法に関する遵守事項等に関する説明を実施し、マネー・ローンダリング対策等の周知徹底を実施（令和3年11月・一般社団法人日本金地金流通協会）
- ・宝飾展示会の会場で犯罪収益移転防止法の概要や事業者に求められる義務の内容を記載したリーフレット及びガイドブックを配布し、マネー・ローンダリング対策等の周知や注意喚起を実施（一般社団法人日本ジュエリー協会）

エ 危険度の評価

宝石及び貴金属は、財産的価値が高く、運搬が容易で、世界中で換金が容易であるとともに、取引後に流通経路・所在が追跡されにくく匿名性が高く、特に金地金については現金取引が中心であること等から、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際、他人になりすますなどし、犯罪により得た現金で貴金属等を購入した事例があること等から、宝石及び貴金属は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

また、近年の金地金を取り巻く犯罪情勢等を踏まえると、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度は高まっているものと認められる。

このような危険度に対して、所管行政庁及び宝石・貴金属等取扱事業者等は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、宝石・貴金属等取扱事業者ごとに差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない宝石・貴金属等取扱事業者は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

また、宝石・貴金属等取扱事業者がマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、

- 匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引
 - 同一人物・企業が、短期間のうちに多くの宝石・貴金属の売買を行う場合
 - 顧客の1回当たりの購入額が少額であっても、頻繁に購入することにより結果として多額の購入となる取引
 - 顧客の収入や資産等に見合わない多額の購入又は販売を行う取引
- については、危険度がより一層高まるものと認められる。

(13) 郵便物受取サービス業者が取り扱う郵便物受取サービス

ア 危険度を高める要因

(7) 特徴

郵便物受取サービス業者は、自己の居所又は事務所の所在地を顧客が郵便物を受け取る場所として用いることを許諾し、当該顧客宛ての郵便物を受け取り、これを当該顧客に引き渡す業務を行っている。

郵便物受取サービスを利用することにより、顧客は、実際には占有していない場所を自己の住所として外部に表示し、郵便物を受け取ることができるため、特殊詐欺等において郵便物受取サービスが被害金等の送付先として悪用されている実態がある。

特殊詐欺事件等の捜査過程で、取引時確認義務等に違反している疑いが認められたことにより、令和元年から令和3年までに、国家公安委員会は郵便物受取サービス業者に対して4件の犯罪収益移転防止法に基づく報告徴収を実施した。この報告徴収によって判明した主な違反の内容は、次のとおりである。

- 規則で定める本人確認書類の提示等を受けて取引時確認を行っていないこと。
- 顧客の取引目的や職業等の確認を行っていないこと。
- 確認記録の一部を保存していないこと。
- 規則で定める事項を確認記録に記録していないこと。

また、経済産業省は、特に、非対面での契約申込を受け付けたり、その住所を利用者の法人登記に用いたりすることが可能な郵便物受取サービス業者が、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクが高いと評価している。

(4) 事例

郵便物受取サービスがマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- 特殊詐欺の被害金を、郵便物受取サービス業者を含む複数の場所を経由して受領した。
- ヤミ金融の返済金やわいせつDVDの販売代金を、他人名義で契約した郵便物受取サービス業者宛てに送付させた。

イ 疑わしい取引の届出

令和元年から令和3年までの間の、郵便物受取サービス業者による疑わしい取引の届出件数は6件である。

経済産業省は、郵便物受取サービスが悪用された実態等を踏まえた参考事例を追加するなどして、郵便物受取サービス業者向けの「疑わしい取引の参考事例」を改訂し、平成31年4月に公表した。

「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち、届出件数が多かったものは、次のとおりである。

- 職員の知識、経験等から見て、契約事務の過程において不自然な態度、動向等が認められる取引に係る取引（3件、50.0%）

なお、令和3年中の疑わしい取引の届出件数は0件である。

また、年齢等の基本的事項について申込人に電話で確認したところ答えられないなど、なりすましの疑いがあるとしてなされた届出や、契約者本人になりすまして荷物を引き取りにきた事例についての届出等がある。

ウ 危険度の低減措置

(ア) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、犯罪収益移転防止法では特定事業者が取引時確認等を義務付けているほか、報告又は資料提出の要求、立入検査等所管行政庁による監督上の措置も規定している。

(イ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者に義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要であるが、これを確保するため、所管行政庁においてもガイドラインの策定や特定事業者に対する説明会等、様々な取組が進められている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
郵便物受取サービス業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.meti.go.jp/policy/commercial_mail_receiving/pdf/20211224yuubinbutumanerongl.pdf （経済産業省）

【令和3年中における所管行政庁による主な取組例】

《経済産業省》

- ・「郵便物受取サービス業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定(令和3年12月)

(ウ) 事業者の措置

郵便物受取サービス業者によるリスクベース・アプローチの取組の例は、次のとおりである。

- 過去において何らかの理由により取引を中止した又は取引が成立しなかった顧客との取引について、同業他社との間で情報を共有することにより、顧客管理の強化を行っている。
- 不審事例を取りまとめて業務対応に反映させたマニュアル、契約審査基準、契約謝絶基準等を作成している。

エ 危険度の評価

郵便物受取サービスは、詐欺、違法物品の販売を伴う犯罪等において、犯罪収益の送付先として悪用されている実態がある。本人特定事項を偽り当該サービスの役務提供契約を締結することにより、マネー・ローンダリング等の主体や犯罪収益の帰属先を不透明にすることが可能となるため、郵便物受取サービスはマネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際、架空名義で契約した郵便物受取サービス業者宛てに犯罪収益を送付さ

せ、これを隠匿した事例があること等から、郵便物受取サービスは、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

さらに、上記のような郵便物受取サービス業者の内部管理体制に不備等があることによる法令上の義務の不履行は、郵便物受取サービスの危険度を高めることとなる。

このような危険度に対して、所管行政庁及び郵便物受取サービス業者は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、郵便物受取サービス業者ごとに大きな差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない郵便物受取サービス業者は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

また、郵便物受取サービス業者がマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、

- 匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引
 - 会社等の実態を仮装する意図でサービスを利用するおそれがある顧客との取引
 - 同一顧客でありながら、複数の法人名を使って郵便物受取サービス契約を締結しようとする者との取引
 - 頻繁に多額の金銭が送付された顧客との取引
- については、危険度がより一層高まるものと認められる。

(14) 電話受付代行業者が取り扱う電話受付代行

ア 危険度を高める要因

(7) 特徴

電話受付代行業者は、自己の電話番号を顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該顧客宛ての当該電話番号に係る電話を受けて、その内容を当該顧客に連絡する業務を行っている。

これを利用することにより、顧客は、自宅や事務所の実際の電話番号とは別の電話番号を自己の電話番号として外部に表示し、連絡を受けることができるため、詐欺等において電話受付代行が悪用されている。

総務省は、特に、取引時確認を非対面により行っている電話受付代行業者や、体制の整備ができていない少人数の電話受付代行業者は、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクが高いと評価している。

(1) 事例

電話受付代行が悪用されたマネー・ローンダリング事犯検挙事例は近年認められないものの、マネー・ローンダリング等の主体や犯罪収益の帰属先を不透明にするものとして、公的補助金の申請費用名下の詐欺事件において連絡先として電話受付代行が悪用された事例等がある。

イ 疑わしい取引の届出

令和元年から令和3年までの間においては、電話受付代行業者による疑わしい取引の届出はない。

ウ 危険度の低減措置

(7) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、犯罪収益移転防止法では特定事業者が取引時確認等を義務付けているほか、報告又は資料提出の要求、立入検査等所管行政庁による監督上の措置についても規定している。

(1) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者に義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要であるが、これを確保するため、所管行政庁においてもガイドラインの策定や特定事業者に対する周知等、様々な取組が進められている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
電話受付代行業及び電話転送サービス業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/monkey/top.html （総務省）

【令和3年中における所管行政庁による主な取組例】

《総務省》

- ・ 総務省のウェブサイト、犯罪収益移転防止法により電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者に求められる対応を分かりやすくまとめた解説資料を掲載
- ・ 電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者による法令の遵守の状況やリスク管理の状況等を把握するため書面による調査を実施(令和3年3月)
- ・ 電気通信事業法上の届出を行っている事業者に対し、犯罪収益移転防止法の概要や取引時に確認すべき事項等を記載した周知文書を発出(令和3年8月)

エ 危険度の評価

近年、電話受付代行業者が悪用されたマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は認められないものの、電話受付代行は、顧客がその事業に関して架空の外観を作出してマネー・ローンダリング等の主体や犯罪収益の帰属先を不透明にすることを可能とするなどの特性から、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

このような危険性に対して、所管行政庁は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、電話受付代行業者ごとに差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない電話受付代行業者はマネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

(15) 電話転送サービス事業者が取り扱う電話転送サービス

ア 危険度を高める要因

(7) 特徴

電話転送サービス事業者は、自己の電話番号を顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該顧客宛ての又は当該顧客からの当該電話番号に係る電話を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送する業務を行っている。

電話転送サービス事業者は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）に規定する電気通信事業者として届出等を行う必要があり、令和 4 年 3 月末現在、電話転送サービスを行う事業を営むことについて届出をしている者の数は 884 である。

なお、電話転送サービスを利用することにより、顧客は、自宅、事務所、携帯電話等の実際の電話番号とは別の電話番号を自己の電話番号として相手方に表示し、発着信することができるため、特殊詐欺等の犯罪において電話転送サービスが悪用されている事例もある。近年、電話転送サービスに必要な施設・設備を有しない電話転送サービス事業者であっても、他社が有するクラウド PBX^{*1}を経由させることで、03 番号等の固定番号を相手方に表示させることのできる電話転送サービスを提供することが技術上可能となっており、当該事業者が電話回線を卸している電話転送サービス事業者が、自己が有するクラウド PBX を当該事業者で使用させている事例もある。特殊詐欺においては、電話回線の卸売をする他社から電話回線を仕入れた電話転送サービス事業者が供給する電話転送サービスが利用されており、特殊詐欺事件の捜査においては、最終的な卸先となる電話転送サービス事業者と契約した者の確認等に時間を要するなどの支障が生じている。

実際、平成 25 年以降、電話転送サービスが特殊詐欺等の犯罪に利用され、電話転送サービス事業者に取引時確認等の義務違反の疑いが認められるとして、都道府県警察から国家公安委員会に多数の報告が行われている。

国家公安委員会は、令和元年から令和 3 年までに 24 件の犯罪収益移転防止法に基づく報告徴収を行った。令和 3 年中の報告徴収によって判明した主な義務違反の内容は、次のとおりである。

- 規則で定める本人確認書類の提示等を受けて取引時確認を行っていないこと。
- 顧客の取引目的や職業等の確認を行っていないこと。
- 確認記録の一部を保存していないこと。
- 規則で定める事項を確認記録に記録していないこと。

総務省は、特に、取引時確認を非対面で行っている電話転送サービス事業者

^{*1} 構内交換機 (Private Branch Exchange) をクラウド化し、専用線やインターネット等を介して通話機能 (内線、外線、転送等) を構築出来るようにしたサービスのこと。

や、体制の整備ができていない少人数の電話転送サービス事業者及び電話回線の卸売をする他社から電話回線を仕入れた電話転送サービス事業者は、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクが高いと評価している。

(イ) 事例

電話転送サービスがマネー・ローンダリングに悪用された主な事例として、

- わいせつ DVD の販売によって得た犯罪収益を隠匿した事件において、他人名義で契約した複数の電話転送サービスを顧客との連絡のため悪用したもの

等があり、犯罪収益の帰属先等を不透明にするものとして、電話転送サービスが悪用されている実態がある。

また、電話転送サービス事業者の中には、犯罪に利用されることを認識しながら電話転送サービスを意図的に提供しているものが存在しており、このような電話転送サービス事業者が、特殊詐欺の犯行を容易にしたとして、詐欺事件の幫助で検挙された事例がある。

イ 疑わしい取引の届出

令和元年から令和3年までの間の、電話転送サービス事業者による疑わしい取引の届出件数は8件であり、「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち届出件数が多かったものは、次のとおりである。

- 会社等の実体を仮装する意図でサービスを利用するおそれがあり、それがマネー・ローンダリングやテロ資金の供与に用いられる可能性があることが、契約事務の過程でうかがわれる取引（1件、12.5%）
- 顧客が架空名義又は借名で契約をしていることが、契約事務の過程でうかがわれる取引（1件、12.5%）

また、契約者宛ての郵送による通知に対して、当該契約者から身に覚えのない契約である旨の申し出がなされるなど、なりすましによる契約が疑われる取引についての届出、公的機関からの照会等を契機として、自社で当該顧客の取引等に関する検証を行った上でなされた届出等がある。

ウ 危険度の低減措置

(ア) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、犯罪収益移転防止法では特定事業者取引時確認等を義務付けているほか、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。主な関係法令は次のとおりである。

- 電気通信事業法

電気通信事業法の施行に必要な限度において、所管行政庁が電気通信事業者に対し報告徴収、立入検査等を行うことができる旨を規定

(イ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者取引時確認等義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要であるが、これを確保するため、所管行政庁においてもガイドラインの策定や特定事業者に対する周知等、様

々な取組が進められている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
電話受付代行業及び電話転送サービスにおけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/monkey/top.html （総務省）

【令和3年中における所管行政庁による主な取組例】

《総務省》

- ・ 総務省のウェブサイトに、犯罪収益移転防止法により電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者に求められる対応を分かりやすくまとめた解説資料を掲載
- ・ 電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者による法令の遵守の状況やリスク管理の状況等を把握するため書面による調査を実施(令和3年3月)
- ・ 電気通信事業法上の届出を行っている事業者に対し、犯罪収益移転防止法の概要や取引時に確認すべき事項等を記載した周知文書を発出(令和3年8月)
- ・ 電気通信事業者による特殊詐欺に利用された電話番号を利用停止等する枠組みの対象として、固定電話番号に加えて、050IP 電話番号を追加(令和3年 11 月)
- ・ 犯罪収益移転防止法に基づき、取引時確認義務違反等が認められた電話転送サービス事業者4社に対する是正命令を実施

国家公安委員会が行った報告徴収の結果に基づく意見陳述を受けて、総務省は、当該事業者に対して犯罪収益移転防止法に基づく報告徴収等を実施し、個別具体的な指導等を行っている。令和3年度には、取引時確認義務違反等が認められた電話転送サービス事業者4社に対して、取引時確認等や確認記録の作成に関する関係法令に対する理解・遵守の徹底、再発防止策の策定等の措置を執ることを内容とする是正命令を発した。

こうした是正命令が遵守されない事案について、警察は、令和3年中、総務大臣が発した是正命令に違反した電話転送サービス事業者を、犯罪収益移転防止法違反（是正命令違反）として2件検挙している。

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、電話転送サービス事業者が留意すべき主な事項は、次のとおりである。

- 取引目的、顧客の職業等を確認すること。
- 法人の顧客に対して、実質的支配者の確認を行うこと。
- 確認記録の作成及び保存を行うこと。
- 非対面取引において、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付すること。
- 「疑わしい取引の参考事例」を踏まえ、自社が行う取引について、疑わしい取引の届出の要否を検討すること。

所管行政庁は、一部の電話転送サービスが特殊詐欺等の犯罪に悪用されている現状を踏まえた電話転送サービス事業者に対する指導等により、これらの改善・是正を図っている。

なお、特殊詐欺の犯人は、電話転送の仕組みを悪用し、携帯電話から電話を架ける際に相手方の電話機に固定電話番号を表示させたり、官公署を装った電話番号への架電を求める文面のはがき等を送り付けたりしている。このような実態を踏まえ、警察庁及び総務省は、固定電話番号を提供する主要な電気通信事業者が、警察からの利用停止要請に基づいて、犯行に利用された固定電話番号の利用を停止するなどの対策を令和元年9月に開始した。

また、特殊詐欺の犯行に特定 IP 電話番号（050IP 電話番号）が悪用される事例がみられたことから、令和3年11月に、犯行に利用された固定電話番号の利用を停止等する対策の対象に特定 IP 電話番号が追加された。

エ 危険度の評価

電話転送サービスは、顧客が事業に関して架空の外観を作出してマネー・ローンダリング等の主体や犯罪収益の帰属先を不透明にすることを可能としており、特殊詐欺の犯罪収益を隠匿するなどのマネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

また、上記のような電話転送サービス業者の内部管理体制の不備等による法令上の義務の不履行は、電話転送サービスの危険度を高めることとなる。

このような危険度に対して、所管行政庁は、上記のような危険度の低減措置や指導・監督等によって、電話転送サービス事業者による法令上の義務履行の徹底を図るなど、危険度の低減措置を図っている。

しかしながら、電話転送サービス事業者における取組の程度の差異は大きい。リスクに応じた実効的な低減措置が図られていない電話転送サービス事業者は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

また、電話転送サービスが特殊詐欺等に悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引については、危険度が一層高まるものと認められる。

(16) 法律・会計専門家^{*1}が取り扱う法律・会計関係サービス

ア 危険度を高める要因

(7) 特徴

法律に関する専門的知識を有する専門家として弁護士、司法書士及び行政書士が、会計に関する専門的知識を有する専門家として公認会計士及び税理士がある。

弁護士は、当事者その他関係人の依頼等によって、法律事務を行うことを職務としている。弁護士は、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）に備えられた弁護士名簿に登録されなければならない。令和4年3月末現在、弁護士4万2,897名、沖縄特別会員6名、外国法事務弁護士455名、弁護士法人1,496法人及び外国法事務弁護士法人8法人の登録等がされている。

司法書士は、他人の依頼を受けて、登記に関する手続について代理し、又はこれに関する相談に応ずることや、簡裁訴訟代理等関係業務等を業としている。司法書士は、日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）に備える司法書士名簿に登録されなければならない。令和4年3月末現在、司法書士2万2,907名及び司法書士法人995法人の登録がされている。

行政書士は、他人の依頼を受けて官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業とするほか、書類を官公署に提出する手続について代理すること等を業とすることができる。行政書士は、日本行政書士会連合会（以下「日行連」という。）に備える行政書士名簿に登録されなければならない。令和4年4月現在、行政書士5万286名及び行政書士法人1,000法人の登録等がされている。

公認会計士は、財務書類の監査又は証明をすることを業とするほか、公認会計士の名称を用いて、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずることを業とすることができる。公認会計士は、日本公認会計士協会（以下「公認会計士協会」という。）に備える公認会計士名簿又は外国公認会計士名簿に登録されなければならない。令和4年3月末現在、公認会計士3万3,215名、外国公認会計士2名及び監査法人273法人の登録等がされている。

税理士は、税務官公署に対する租税に関する法令等に基づく申告、申請、請求、届出、報告、申立等の代理・代行並びに税務書類の作成及び税務相談を業とするほか、これらに付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。税理士は、日本税理士会連合会（以下「日税連」という。）に備える税理士名簿に登録されなければならない。令和4年3月末現在、税理士8万163名及び税理士法人4,601法人の登

^{*1} 犯罪収益移転防止法第2条第2項第45号に掲げる者（弁護士及び弁護士法人）、同項第46号に掲げる者（司法書士及び司法書士法人）、同項第47号に掲げる者（行政書士及び行政書士法人）、同項第48号に掲げる者（公認会計士及び監査法人）及び同項第49号に掲げる者（税理士及び税理士法人）をいう。

録等がされている。

このように、法律・会計専門家は、法律、会計等に関する高度の専門的知識を生かし、様々な取引行為に関与するとともに、高い社会的信用を得ている。

一方、マネー・ローンダリング等を企図する者にとって、法律・会計専門家は、その目的に適った財産の管理又は処分を行う上で必要な法律・会計上の専門的知識を有するとともに、その社会的信用が高いため、法律・会計専門家を取引や財産の管理に介在させることにより、これに正当性があるかのような外観を作出することが可能になる。

また、FATF 等は、銀行等に対する規制が効果的に実施されるに伴い、マネー・ローンダリング等を企図する者は、銀行等を通じる手段に代えて、法律・会計専門家から専門的な助言を得、又は社会的信用のある法律・会計専門家を取引行為に介在させるなどの手段を用いるようになってきたことを指摘している。

(イ) 事例

法律・会計関係サービスがマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- ヤミ金融を営む者が、行政書士に会社設立事務の代理を依頼して、実態のない会社を設立した上で、預金取扱金融機関に同法人名義の口座を開設し、犯罪収益を隠匿する口座として悪用した。
- 詐欺によって得られた収益を正当な事業資金であるかのように装うため、事情を知らない税理士を利用して経理処理をさせた。
- 詐欺等で得た犯罪収益を出資金として株式会社を設立しようとした者が、その手続を、事情を知らない司法書士に依頼し、当該株式会社名義口座を開設し犯罪収益を振込入金させた。

また、外国においても、

- 薬物の密売人が、薬物犯罪から得た収益が、共犯者であるビルの購入者から支払を受けた補償金であるかのように事実を偽装した事案において、事情を知らない弁護士が当該ビルの売買の代理人として利用された事例等があり、マネー・ローンダリングを企図する者が、犯罪収益の隠匿行為等を正当な取引として偽装するため、法律・会計関係サービスを利用している実態がある。

イ 危険度の低減措置

(ア) 法令上の措置

犯罪収益移転防止法は、法律・会計専門家（弁護士を除く。）に対し、一定の取引に際して、本人特定事項の確認を行う義務や確認記録及び特定受任行為の代理等の記録を作成・保存する義務を課しているほか、報告又は資料提出の要求、立入検査等行政機関による監督上の措置についても規定している。

弁護士に対しては、犯罪収益移転防止法の規定に基づき、日弁連の会則等により、一定の業務に関する依頼者の本人特定事項の確認、確認記録の保存、マ

マネー・ローンダリング等に利用される疑いのある場合における受任の回避等を義務付けている。また、個別の弁護士における依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関して、年次報告書での報告を義務付けている。

(イ) 所管行政庁及び自主規制団体の措置

各所管行政庁及び各法律・会計専門家ごとに組織する団体においても、マネー・ローンダリング等防止のための取組を推進するため、規程の整備、各種執務資料の作成、研修会の開催等を行い、これらを通じて、各法律・会計専門家に対するマネー・ローンダリング等のリスク理解を促進している。

a 日弁連・弁護士会

日弁連は、大規模事務所に対する聞き取り調査、年次報告書の回答内容に関する追跡調査を実施して、危険度の高い類型を分析し、その結果を「弁護士業務におけるマネー・ローンダリング危険度調査書」（以下「弁護士業務危険度調査書」という。）にまとめ、日弁連の全会員に配布される機関誌「自由と正義」やウェブサイトに掲載するなどして、弁護士に対して弁護士業務におけるリスクの理解を促している。このほか、日弁連は、弁護士のマネー・ローンダリング等対策に関する日弁連の規程等の遵守を促すための各種ツール、Q&A 集及び e ラーニング講座を作成して弁護士や弁護士会に提供するとともに、法律事務所での取組事例、新しい技術によって生じるマネー・ローンダリングのリスク等を機関誌「自由と正義」に掲載し、会員等へのマネー・ローンダリング対策等の周知・情報共有をすることにより、各弁護士による対策の強化を支援している。

日弁連が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、弁護士が留意すべき主な事項は、次のとおりである。

- 弁護士業務危険度調査書を参照すること等により、自身の業務におけるリスクを分析し、評価すること。
- 上記のリスク分析・評価の結果等も踏まえながら、依頼者の属性、依頼者との業務上の関係、依頼内容等に照らし、その依頼の目的が犯罪収益の移転に関わるものであるか否かについて慎重に検討し、適切な対応を講ずること。

弁護士会は、年次報告書の記載内容及び提出の有無等を踏まえて、リスクを有すると認められる弁護士に対して必要に応じた是正を求めている。

こうしたリスクに応じたモニタリングを通じ、日弁連は、会員の年次報告書の提出状況や、マネー・ローンダリング等対策に関する弁護士の義務の履行状況について、改善が認められるとしている。

b 日司連

日司連は、研修会の開催や、機関誌「月報司法書士」にマネー・ローンダリング等対策に関する記事を掲載するなどにより、司法書士に対し司法書士業務に関するリスクの理解を促している。

また、日司連は、司法書士会に対し、マネー・ローンダリング、テロ資金

供与対策等の対応をする担当者の選任と担当部署の設置を呼び掛け、FATF 第4次対日相互審査結果や司法書士実務への影響等について情報共有を図ることを目的に司法書士会担当者会議を開催するとともに、「特定事件報告書」（犯罪収益移転防止法の遵守状況等に関する報告書）の設問及び回答方法並びに司法書士の業務におけるマネー・ローンダリング、テロ資金供与対策等に関するガイドラインの作成等について検討している。

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、司法書士が留意すべき事項は、

○ 本人確認書類等の提出を受けて本人確認を適切に行うこと
等があり、所管行政庁は、司法書士に対する指導等により、これらの改善・是正を図っている。また、所管行政庁は、依頼受任時に依頼内容が犯罪収益の移転を目的としたものでないか慎重な検討をしていない司法書士等について、リスクがあると評価している。

c 日行連

日行連は、平成30年1月から現在まで行政書士会員用のVOD研修サイトにおいて、研修講座「犯罪収益移転防止法における本人確認について」を掲載し、犯罪収益の移転を防止するため、本人確認、取引記録等の作成等を適切に行うよう、全会員に対し周知徹底を図っているほか、同サイトを通じて全会員に対し平成30年4月から令和2年3月までマネー・ローンダリング等の対策に係る現状やその重要性、行政書士業務に関連するリスク認識等について周知徹底を図った。

さらに、平成31年3月から、行政書士向けウェブサイトにおいて、犯罪収益移転防止法に基づく行政書士の業務に関する実態調査の結果を踏まえて、本人確認や確認記録作成等の義務に関する周知徹底を行うとともに、マネー・ローンダリング等の防止の重要性の説明及び犯罪組織やテロ組織への関与を未然に防ぐための理解や対応を呼び掛けた文書を掲載した。

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、行政書士が留意すべき主な事項は、次のとおりである。

- 本人確認を徹底すること。
- 確認記録等の作成及び保存を適切に行うこと。

所管行政庁は、行政書士に対する指導等により、これらの改善・是正を図っている。

d 公認会計士協会

公認会計士協会は、公認会計士及び監査法人に対して犯罪収益移転防止法の遵守状況の調査を毎年実施している。

また、公認会計士協会会員向けウェブサイトにて、eラーニング研修や、FATF が公表したマネー・ローンダリング等に関する公表物の紹介を行っているほか、令和3年中には、外部の専門家を講師とし、犯罪収益移転防止法の概要及びマネー・ローンダリング等対策の必要性に関する会員向けの研修

会を開催した。

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、公認会計士が留意すべき主な事項は、次のとおりである。

- 公認会計士法や公認会計士協会が定める倫理規則の規定に基づく業務制限により、公認会計士・監査法人が行える特定業務には制限があること。
- 特定業務のうち一定の取引（特定取引等）を顧客と行う場合、取引時確認、確認記録の作成・保存及び取引記録等の作成・保存を行うこと。
- 顧客に提供する業務や取引等を考慮してリスクの特定・評価をし、顧客情報や取引の内容等に照らして講ずべき低減措置を判断し実施すること。これらを踏まえて、リスク回避のため新規契約や契約見直し等も検討すること。

所管行政庁は、公認会計士に対する指導等により、これらの改善・是正を図っている。

e 国税庁・日税連

国税庁は、税理士に対し犯罪収益移転防止法の遵守状況に関する聞き取り調査を毎年実施している。また、日税連は、国税庁と協働し、「税理士のためのマネー・ローンダリング等対策」を内容としたリーフレットを税理士全員に配布したほか、研修用動画のネット配信及びDVD制作や、税理士事務所の内部管理体制等に関する指針の改訂を実施するなど、犯罪収益移転防止法の理解を促進している。

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、税理士や税理士法人が留意すべき事項は、

- 取引時における本人確認（取引時確認）を行い、確認記録を適切に作成し保存すること

等があり、所管行政庁は、税理士や税理士法人に対する指導等により、これらの改善・是正を図っている。

ウ 危険度の評価

法律・会計専門家は、法律、会計等に関する高度な専門的知識を有するとともに、社会的信用が高いことから、その職務や関連する事務を通じた取引等はマネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際、犯罪収益の隠匿行為等を正当な取引であると仮装するために、法律・会計関係サービスを利用された事例があること等から、法律・会計専門家が、次の行為の代理又は代行を行うに当たっては、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

- 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続

不動産は、財産的な価値が高く、多額の現金との交換を容易に行うことができるほか、その価値が容易に減損しない。また、土地ごとの利用価値、利用方法等について様々な評価をすることができるため、財産的価値の把握が困難であることから、マネー・ローンダリング等を企図しようとする者が、通常の

価格に金額を上乗せして対価を支払うことにより不動産取引をマネー・ローンダリング等に悪用する危険性がある。さらに、その売買に当たっては、境界の確定、所有権の移転登記等、煩雑かつ専門的知識を必要とする手続を経なくてはならず、これらの知識や社会的信用を有する法律・会計専門家を利用してこれらの手続を行うことにより、より容易に犯罪収益を移転することが可能となる。

○ 会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続

会社その他の法人、組合又は信託は、出資者等とは独立した財産が形成されるものであり、これらは、例えば、多額の財産の移動を事業名目で行うことを可能とするなど、財産の真の帰属や由来を偽装することを容易にするものであることから、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性がある。また、法律・会計専門家は会社等の組織、運営及び管理に必要な専門知識のほか、社会的信用も有していることから、法律・会計専門家を利用して会社の設立等に関する行為又は手続を行うことにより、より容易に犯罪収益を移転することが可能となる。

○ 現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分

法律・会計専門家は、財産の保管や売却、当該財産を原資とした他の財産の購入等を行う上で必要な専門的知識及び有用な社会的信用を有しており、法律・会計専門家を利用して財産の管理又は処分を行うことにより、より容易に犯罪収益を移転することが可能となる。

このような危険性に対して、所管行政庁及び自主規制団体等は、法令上の措置は当然として、危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組に法律・会計専門家ごとに差異が生じると、リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない法律・会計専門家は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、法律・会計専門家全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

また、法律・会計専門家がマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引については、危険度が一層高まるものと認められる。

【カジノ】

海外の多数の国・地域では、合法的にカジノが行われており、カジノに係るマネー・ローンダリングの危険性について、FATF が平成 21 年(2009 年)に公表したレポート^{*1}は、次のような指摘をしている。

- カジノは現金が集中する事業であり、しばしば 24 時間営業を行い、多額の現金取引が素早く行われること。
- カジノは、口座、為替送金、外貨両替等の多様な金融サービスを提供するが、地域によっては、金融機関ではなく娯楽場として規制されており、マネー・ローンダリング等対策が十分になされていないこと。
- 地域によっては、カジノ業界における職員の離職率が高く、マネー・ローンダリング等対策のための教育訓練等が十分になされていないこと。

また、カジノに関連するマネー・ローンダリング事犯の手口について、次のような指摘をしている。

- 犯罪収益でカジノチップを購入し、それを使うことなく、再び現金に払い戻す手口
- カジノチェーンを利用して、犯罪収益をカジノ口座から他の口座に送金する手口
- 他の顧客のチップを犯罪収益で買い取る手口
- 多額の小額紙幣やコインをカジノの窓口において、より管理のし易い高額紙幣に両替する手口

また、FATF 勧告は、カジノがマネー・ローンダリングに悪用される危険性を勘案し、カジノ事業を免許制とすること、また、カジノ事業者に対して一定の場合に、顧客の身元確認及び照合等の顧客管理の措置を行うこと等を要請している。

これらを踏まえ、特定複合観光施設区域整備法(平成 30 年法律第 80 号。以下「IR 整備法」という。)は、カジノ事業を免許制とするとともに、犯罪収益移転防止法を改正し、カジノ事業者を特定事業者に追加した上で、カジノ事業者は顧客に対する取引時確認、確認記録・取引記録の作成・保存、疑わしい取引の届出等を義務付けている。また、特定複合観光施設区域整備法施行令(平成 31 年政令第 72 号)による改正後の犯罪収益移転防止法施行令は、次に掲げる取引を取引時確認等の義務が課される「特定取引」とした。

- 特定資金移動業務又は特定資金受入業務に係る口座の開設を行うことを内容とする契約の締結
- 特定資金貸付契約の締結
- チップ交付等取引(チップの交付若しくは付与又は受領をする取引)であって、当該取引に係るチップの価額が 30 万円を超えるもの
- 特定資金受入業務に係る金銭の受入れ
- カジノ関連金銭受払取引(特定資金受入業務に係る金銭の払戻し、特定資金貸付契約に係る債権の弁済の受領又は金銭の両替)であって、当該取引の金額が 30 万円を超えるもの
- カジノ行為関連景品類(いわゆる「コンプ」)の提供であって、当該提供に係るコンプの価額が 30 万円を超えるもの

さらに、令和3年7月には関連施行規則(令和3年カジノ管理委員会規則第1号)が施行され、これら IR 整備法令では、犯罪収益移転防止法に基づく規制に加えて、カジノ事業者に対し、次に掲げる取組をはじめとする各種の義務を課している。

- 犯罪収益移転防止規程の作成(カジノ管理委員会による審査)
- 現金の受入れをする取引又は現金の払戻しをする取引の1営業日当たりの合計金額が 100 万円を超える場合のカジノ管理委員会への届出
- チップの譲渡・譲受け・持出しの防止措置

令和4年7月には、カジノ事業の免許等の処分に係る審査基準等が策定され、カジノがマネー・ローンダリングに悪用されない環境整備が進められている。

^{*1} Vulnerabilities of Casinos and Gaming Sector(March 2009)

【電子決済手段等(いわゆるステーブルコインのうち広く送金・決済手段として利用されることが想定されるもの)及び高額電子移転可能型前払式支払手段への対応】

1 電子決済手段等

(1) 商品・サービスの脆弱性^{ぜい}

いわゆるステーブルコインについて明確な定義は存在しないが、一般的には、特定の資産と連動させることにより価値の安定を目的とするデジタルアセットで分散台帳技術^{*1}(又はこれと類似の技術)を用いているものをいい、将来的に幅広い分野で送金・決済手段として用いられる可能性も指摘されている。こうしたステーブルコインの使用例をみると、暗号資産取引の一環として使われているケースが多く、そうした取引について FATF 等からは、次のような指摘がなされている。

- 顧客から受け入れた資金を適切に保全していない事業者が存在する。
- パーミッションレス型の分散台帳上で流通しており、また、グローバルな普及によって、規制対象外である P2P 取引^{*2}が拡大する可能性が高く、マネー・ロンダリング等のリスクが高い。
- パーミッションレス型の分散台帳や、それを利用したシステムに関しては、単一障害点^{*3}を除去することが可能等のメリットが挙げられる一方で、P2P 取引によるマネー・ロンダリング等対策上の課題が存在する。

また、国際的には、G20、金融安定理事会(FSB)、FATF 等の国際基準設定主体において、いわゆるグローバル・ステーブルコインへの対応についての議論が精力的に行われ、FSB によるグローバル・ステーブルコインに関する 10 の勧告やその他の報告書が公表されている。これらは、「同じビジネス、同じリスクには同じルールを適用する」という考え方を基本としたものであり、グローバル・ステーブルコインのサービス提供前に各国がルール整備を行う必要性が強調されている。

(2) 法令上の措置

上記の状況を踏まえ、いわゆるステーブルコインのうち広く送金・決済手段として利用されることが想定されるものについて、その取引を行う仲介者を、資金決済法等において電子決済手段等取引業者及び電子決済等取扱業者等(以下「電子決済手段等取引業者等」という。)として各業法上の登録制を導入するなどの措置を講じることとした。また、電子決済手段等取引業者等が提供するサービスがマネー・ロンダリング等に悪用されること等を防止する観点から、電子決済手段等取引業者等を犯罪収益移転防止法上の特定事業者とし、取引時確認義務や疑わしい取引の届出義務等を課すこととしている。

2 高額電子移転可能型前払式支払手段

(1) 商品・サービスの脆弱性^{ぜい}

前払式支払手段は、発行者や加盟店への支払手段として制度化されたものであり、制度創設当初は電子的な移転等のサービス提供を想定したものではなかったが、近年、オンラインのプラットフォームや国際ブランドのクレジットカード決済基盤等により、広範な店舗で多種多様な財・サービスの支払に利用できる前払式支払手段が登場し、発行者に対する償還請求が行えないという制約はあるものの、その機能は現金に接近していると考えられる。我が国で利用されている第三者型の前払式支払手段の大部分を占める(紙型・磁気型以外の)IC 型・サーバ型の主な利用実態等については、次のとおりである。

- 多くは、交通系 IC カード等、電子的に譲渡・移転できず、少額のチャージ上限の下で、小口決済に利用されている(小口決済型)。
- 一方、電子的な譲渡・移転が可能なもの(以下「電子移転可能型」という。)として、残高譲渡型と番号通知型が提供されている。電子移転可能型の中には、チャージ可能額の上限額が高額となるもの(チャージ上限設定のないものを含む。以下「高額電子移転可能型」という。)もある。

*1 分散台帳は、ネットワークへの参加に制約のないパーミッションレス型の台帳と、ネットワークへの参加に管理者による許可を要するパーミッション型の台帳に大別される。

*2 マネー・ロンダリング等対策に係る義務を負う特定事業者を関与させないステーブルコインの個人間取引をいう。

*3 システムを構成する要素のうち、そこが停止するとシステム全体が停止してしまう部分。

- 高額のチャージや、残高譲渡型により多額の譲渡を実際に行っている利用者はかなり限られるとみられるが、例えば、国際ブランドのプリペイドカードにおいては、数千万円のチャージが可能なサービスも提供されている。

前払式支払手段については、原則として利用者に対する払戻しが行えないこと等を背景として、銀行等の預金取扱金融機関や資金移動業者と異なり、犯罪収益移転防止法上の取引時確認義務や疑わしい取引の届出義務等が課されておらず、現行の資金決済法上の利用者ごとの発行額の上限も設けられていなかった。

一般に、提供される商品・サービスのマネー・ローンダリング等への悪用については、その対策が脆弱な部分が狙われる側面があり、提供されるサービスの機能に着目して横断的に対策を検討する必要がある。前払式支払手段は払戻しが認められておらず、マネー・ローンダリング等に係るリスクは相対的に限定されているとの考え方は、我が国で幅広く利用され、電子的に譲渡・移転ができず、チャージ上限を少額に設定する小口決済型の前払式支払手段(例: 交通系 IC カード)には当てはまるものの、それ以外の前払式支払手段には当てはまらないと考えられ、リスクに応じた対応が必要である。

【前払式支払手段がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例】

- 詐欺により得た電子マネーをインターネット上の仲介業者を介して売却し、その売却代金を他人名義の口座に振込入金させた。
- 不正に入手したクレジットカード情報を利用して、オンラインで作成した他人名義のバーチャルプリペイドカードに電子マネーをチャージし、生活費等の決済に使用していたほか、新たに作成した他人名義のバーチャルプリペイドカードに送信した。
- 違法動画の販売代金の支払を受けるに当たり、架空の人物になりすまして登録した電子マネーアカウントの残高を増額させた。

(2) 法令上の措置

上記の観点を踏まえると、前払式支払手段発行者のうち、高額な価値を電子的に移転できる前払式支払手段(以下「高額電子移転可能型前払式支払手段」という。)の発行者には、マネー・ローンダリング等対策に関して、銀行等の預金取扱金融機関及び資金移動業者、暗号資産交換業者、クレジットカード事業者等を含む犯罪収益移転防止法上の特定事業者と同等の対応が求められる。

そのため、高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者を犯罪収益移転防止法上の特定事業者とし、取引時確認義務や疑わしい取引の届出義務等を課することとしている。

そのほか、資金決済法において、高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者に対して、当局によるモニタリングを強化するため、業務実施計画の届出義務を課することとしている。

第6 危険度の低い取引

リスクベース・アプローチの基本原則は、リスクが高い場合にそれらのリスクを管理し、低減するための厳格な措置を執る一方、リスクが低い場合には簡素化された措置が許容されるため、規則第4条において、簡素な顧客管理を行うことが許容される取引が定められている。

1 危険度を低下させる要因

顧客や取引の属性、決済方法、法制度等を踏まえると、次に示すような要因を有する取引は、危険度が低いものと考えられる。

	危険度を低下させる 要因	左記要因が危険度を低下させると考えられる理由
①	資金の原資が明らか	資金の原資の性質や帰属元が明らかな取引は、マネー・ローンダリング等に悪用することが困難であるため
②	顧客等が国又は地方公共団体	国又は地方公共団体を顧客等とする取引は、国の職員等により、法令上の権限や内部管理体制等の下で行われるため、取引の過程・内容に関して透明性が高く、資金の出所又は使途先が明らかであることから、マネー・ローンダリング等に悪用することが困難であるため
③	法令等により顧客等が限定されている	法令等により取引を行うことができる顧客等が限定されている取引は、マネー・ローンダリング等を企図する者が取引に参加することが難しいことから、マネー・ローンダリング等に悪用することが困難であるため
④	取引の過程において、法令により国等の監督が行われている	取引を行うに際して、国等への届出や国等による承認が必要となる取引は、国等による監督が行われることから、マネー・ローンダリング等に悪用することが困難であるため
⑤	会社等の事業実態を仮装することが困難	法人等のために、事業上の住所や設備、通信手段、管理上の住所等を提供するサービスは、事業の信用、業務規模等に関して架空の、又は誇張された外観を作出することができるため、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があるものの、当該サービスのうち、会社等の事業実態を仮装することが困難なものは、マネー・ローンダリング等に悪用することも困難であるため
⑥	蓄財性がない、又は低い	蓄財性がない、又は低い商品・サービスへの犯罪収益の投資は、マネー・ローンダリング等には非効率的であるため
⑦	取引金額が規制の敷居値を下回る	取引金額が規制の敷居値を下回る取引は、マネー・ローンダリング等の観点から非効率であるため ^{*1}
⑧	顧客等の本人性を確認する手段が法令等により担保されている	法令等により顧客等の本人性が確認されている取引及び業法等により国からの認可等を受けている者を顧客とする取引は、顧客等の本人性が明らかであることから、資金に関する事後追跡の可能性が担保されているため

*1 FATFも、勧告や解釈ノート等において顧客管理措置を行うべき取引金額の敷居値を設けている。ただし、1個の取引をあえて複数の取引に分割して行うことにより、当該1個の取引の金額が形式的に敷居値を下回ったとしても、このような行為はいわば脱法的に規制を免れるためのもの（ストラクチャリング）であることから、その取引の危険度は高くなる。犯罪収益移転防止法及び施行令では、特定事業者が同一の顧客等との間で二以上の現金等受払取引、預金等払戻し、外貨両替、貴金属売買等の特定取引を同時に又は連続して行う場合において、一の取引を分割していることが一見して明らかなき場合は、一の取引とみなすこととしている。

2 危険度の低い取引の種別

1 の危険度を低下させる要因を有する具体的な取引の種別として、次の取引が認められる。ただし、次の取引に該当する取引であっても、当該取引が疑わしい取引その他顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引である場合は、危険度が低いとは認められない^{*1}。

	危険度の低い具体的な取引の種別		1 で該当する要因
1	金銭信託等における一定の取引	規則第4条第1項第1号に定める受益者に返還すべき財産を管理すること（金銭信託）等を目的として行われる取引	①、③、④、⑧
2	保険契約の締結等	規則第4条第1項第2号に定める保険契約（イ：満期保険金等の支払がない保険契約、ロ：払戻総額が保険料払込総額の8割未満の保険契約）の締結等	⑥
3	満期保険金等の支払	規則第4条第1項第3号イに定める払戻総額が保険料払込総額の8割未満の保険の満期保険金等の支払	⑥
		規則第4条第1項第3号ロに定める適格退職年金契約、団体扱い保険 ^{*2} 等の満期保険金等の支払	①、③、④、⑧
4	有価証券市場（取引所）等において行われる取引	規則第4条第1項第4号に定める有価証券市場（取引所）等 ^{*3} において行われる有価証券の売買等	③、⑧
5	日本銀行において振替決済される国債取引等	規則第4条第1項第5号に定める日本銀行において振替決済される国債取引等	③、⑧
6	金銭貸付け等における一定の取引	規則第4条第1項第6号イに定める日本銀行において振替決済がなされる金銭貸借	③、⑧
		規則第4条第1項第6号ロに定める払戻総額が保険料払込総額の8割未満の保険契約等	①、③、④、⑥
		規則第4条第1項第6号ハに定める個別クレジット ^{*4} 等	⑧
7	現金取引等における一定の取引	規則第4条第1項第7号イに定める取引の金額が200万円を超える無記名の公社債の本券又は利札を担保に提供する取引	①、⑧
		規則第4条第1項第7号ロに定める国又は地方公共団体への金品の納付又は納入	⑧
		規則第4条第1項第7号ハに定める電気、ガス又は水道水の料金の支払	⑧

^{*1} 犯罪収益移転防止法及び施行令においては、規則で定める簡素な顧客管理を行うことが許容される取引について、基本的には、取引時確認が必要となる特定取引から除外する一方で、取引記録等の作成・保存及び疑わしい取引の届出が必要となる特定業務からは除外しておらず、一定の顧客管理の対象となっている。また、当該取引が疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引であれば、簡素な顧客管理を行うことが許容される取引であっても、特定取引に該当し、取引時確認の対象となることが規定されている。

^{*2} 保険契約のうち、被用者の給与等から控除される金銭を保険料とするものをいう。

^{*3} 金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場若しくは同法第67条第2項に規定する店頭売買有価証券市場又はこれらに準ずる有価証券の売買若しくは同法第2条第23項に規定する外国市場デリバティブ取引を行う外国（金融庁長官が指定する国又は地域に限る。）の市場をいう。

^{*4} 個別クレジットとは、購入者等がカード等を利用することなく、販売業者等から商品購入等を行う際に、あっせん業者が、購入者等及び販売業者等との契約に従い、販売業者等に対して商品代金等に相当する額の金額を支払い、その後購入者等があっせん業者に対し当該額の金銭を一定の方法により支払っていく取引形態である。

		規則第4条第1項第7号ニに定める小学校、中学校、高等学校、大学等に対する入学金、授業料等の支払	⑧
		規則第4条第1項第7号ホに定める預貯金の受払いを目的とした200万円以下の為替取引等	⑦、⑧
		規則第4条第1項第7号に定める、為替取引を伴う200万円以下の商品代金等の現金による受払いをする取引のうち、支払を受ける者が支払を行う者について特定事業者の例に準じた取引時確認等をしたもの	⑦、⑧
8	社債、株式等の振替に関する法律に基づく特定の口座開設	規則第4条第1項第8号に定める社債、株式等の振替に関する法律に基づく特別口座の開設	③、⑧
9	スイフト (SWIFT) を介して行われる取引	規則第4条第1項第9号に定めるスイフト (SWIFT) を介して特定事業者等の間で確認又は決済の指示が行われる取引 ^{*1}	③、⑧
10	ファイナンスリース契約における一定の取引	規則第4条第1項第10号に定める賃貸人が1回に受け取る賃貸料の額が10万円以下のファイナンスリース取引	⑦
11	現金以外の支払方法による貴金属等の売買	規則第4条第1項第11号に定める200万円を超える貴金属等の売買で代金の支払方法が現金以外の取引	⑧
12	電話受付代行における一定の取引	規則第4条第1項第12号に定める電話受付代行における一定の取引（イ：電話受付代行業であることを第三者に明示する旨が契約に含まれる電話受付代行業の役務提供契約、ロ：コールセンター業務等 ^{*2} の契約）	⑤
13	国等を顧客とする取引等	規則第4条第1項第13号イに定める国又は地方公共団体が法令上の権限に基づき行う取引	①、②、③、④、⑧
		規則第4条第1項第13号ロに定める破産管財人等が法令上の権限に基づき行う取引	①、③、④、⑧
		規則第4条第1項第13号ハに定める特定事業者がその子会社等を顧客等として行う取引	①、⑧
14	司法書士等の受任行為の代理等における一定の取引 ^{*3}	規則第4条第3項第1号に定める任意後見契約の締結	④、⑧
		規則第4条第3項第2号に定める国等が法令上の権限に基づき行う取引及び破産管財人等が法令上の権限に基づき行う取引	①、④、⑧並びに②又は③

*1 特定通信手段(特定事業者及び日本銀行並びにこれらに相当する者で外国に本店又は主たる事務所を有するもの(以下「外国特定事業者」という。))の間で利用される国際的な通信手段であって、当該通信手段によって送信を行う特定事業者及び日本銀行並びに外国特定事業者を特定するために必要な措置が講じられているものとして金融庁長官が指定するものをいう。)を利用する特定事業者及び日本銀行並びに外国特定事業者を顧客等とするものであって、当該特定通信手段を介して確認又は決済の指示が行われる取引をいう。犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第4条第1項第9号の規定に基づき通信手段を指定する件(平成20年金融庁告示第11号)により、スイフト(SWIFT:Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication)が指定されている。

*2 電話(ファクシミリ装置による通信を含む。)を受けて行う業務であって、商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品、権利若しくは役務を提供する契約についての申込みの受付若しくは締結を行うものをいう。コールセンター業務に当たる具体的な例は、資料請求・問合せ受付、カスタマーセンター、ヘルプデスク、サポートセンター、消費者相談窓口、保守センター、受注センター等が挙げられる。

*3 犯罪収益移転防止法別表第2条第2項第46号に掲げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等にあつては、当該財産の価額が200万円以下のものを除くものをいう。

今後の取組

令和３年８月に公表された FATF 第４次対日相互審査を契機として、政府一体となって強力にマネー・ローンダリング等対策を推進するため、同月、警察庁及び財務省を共同議長とする「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」（以下「政策会議」という。）が設置されるとともに、以後３年間の行動計画が策定された。この行動計画は、マネー・ローンダリング等対策や拡散金融対策に関する法整備や執行面での改善を目指すもので、具体的には、国のリスク評価書の刷新、金融機関等の監督強化、実質的支配者情報の透明性向上、マネー・ローンダリング罪の起訴率の向上のためのタスクフォースの設置やこれを踏まえた捜査・訴追の実施、非営利団体（NPO）の悪用防止等が掲げられている。

また、政策会議では、我が国を取り巻くリスク情勢と我が国のマネー・ローンダリング等対策の方向性を確認し、一層の関係省庁間の連携強化を図り、対策の効果を高めていくため、令和４年５月、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」が決定された。

「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」では、令和３年調査書の内容や、新たな技術の普及や国際的な議論の進展等、考慮すべき要素が拡大・多様化していることを踏まえて、より実効的な対策を講じるため、次の４つの柱が掲げられた。

- ① リスクベース・アプローチの徹底
- ② 新たな技術への速やかな対応
- ③ 国際的な協調・連携の強化
- ④ 関係省庁間や官民の連携強化

策定された行動計画については、着実に進捗が図られているところであるが、今後も、政策会議の下、国内外の情勢の変化を踏まえ、関係省庁間の連携により、スピード感を持って対策の強化を図っていく必要がある。

また、特定事業者においては、法令上の義務を履行することは当然として、引き続き自らの業務の特性とそれに伴うリスクを想定、特定し、更に絶えずリスクの見直しを図るなど、リスクベース・アプローチによるマネー・ローンダリング等の低減措置を行う必要がある。

我が国としては、マネー・ローンダリング等対策の実効性を高めるため、引き続き、積極的な広報活動により国民の理解を得ながら、官民一体となってマネー・ローンダリング等対策に取り組んでいく必要がある。新たな技術の進展や国際的に求められるマネー・ローンダリング等対策も絶え間なく変化している中で、我が国を取り巻く情勢は刻々と変化している。こうした変化や国際的な要請に対応し、国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与するためには、本調査書の内容を踏まえたマネー・ローンダリング等のリスクを関係者が十分理解した上で、リスクに応じたメリハリのある対策を講じていくことが重要である。